

平成18年6月12日 開 会

平成18年6月29日 閉 会

平成18年第2回 山県市議会定例会会議録

山 県 市 議 会

目 次

6月12日（月曜日）第1号

議事日程.....	1
本日の会議に付した事件.....	2
出席議員.....	3
欠席議員.....	3
説明のため出席した者の職氏名.....	3
職務のため出席した事務局職員の職氏名.....	4
開 会（午前10時00分）.....	5
日程第1 会議録署名議員の指名について.....	5
日程第2 会期の決定について.....	5
日程第3 報第4号から日程第6 報第7号まで.....	5
日程第7 議第72号 山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の特例を定める 条例について.....	6
平野市長提案説明.....	6
日程第8 質 疑（議第72号）.....	8
13番 寺町知正議員質疑.....	8
林総務部長答弁.....	9
13番 寺町知正議員質疑.....	9
林総務部長答弁.....	9
13番 寺町知正議員質疑.....	9
林総務部長答弁.....	10
13番 寺町知正議員質疑.....	10
林総務部長答弁.....	11
13番 寺町知正議員質疑.....	11
林総務部長答弁.....	11
休 憩（午前10時24分）.....	11
再 開（午前10時26分）.....	11
日程第9 討 論（議第72号）.....	12
13番 寺町知正議員反対討論.....	12
日程第10 採 決（議第72号）.....	12

日程第11 議第73号から日程第26 議第88号まで.....	13
平野市長提案説明.....	13
日程第27 発議第4号 山県市議会委員会条例の一部を改正する条例について.....	17
16番 藤根圓六議員提案説明.....	17
散 会（午前10時53分）.....	18

6月20日（火曜日）第2号

議事日程.....	19
本日の会議に付した事件.....	21
出席議員.....	22
欠席議員.....	23
説明のため出席した者の職氏名.....	23
職務のため出席した事務局職員の職氏名.....	23
開 議（午前10時00分）.....	24
日程第1 質 疑（議第73号から発議第4号まで）.....	24
13番 寺町知正議員質疑.....	24
林総務部長答弁.....	24
13番 寺町知正議員質疑.....	25
林総務部長答弁.....	26
13番 寺町知正議員質疑.....	26
林総務部長答弁.....	26
13番 寺町知正議員質疑.....	26
松影産業経済部長答弁.....	26
13番 寺町知正議員質疑.....	27
松影産業経済部長答弁.....	27
13番 寺町知正議員質疑.....	27
松影産業経済部長答弁.....	27
13番 寺町知正議員質疑.....	27
松影産業経済部長答弁.....	28
13番 寺町知正議員質疑.....	28
梅田水道部長答弁.....	28
13番 寺町知正議員質疑.....	28

梅田水道部長答弁.....	29
13番 寺町知正議員質疑.....	30
梅田水道部長答弁.....	30
13番 寺町知正議員質疑.....	31
休 憩（午前10時25分）.....	31
再 開（午前10時26分）.....	31
梅田水道部長答弁.....	32
13番 寺町知正議員質疑.....	32
林総務部長答弁.....	32
13番 寺町知正議員質疑.....	33
林総務部長答弁.....	33
13番 寺町知正議員質疑.....	33
平野市長答弁.....	34
13番 寺町知正議員質疑.....	34
藤根議会運営委員会委員長答弁.....	34
13番 寺町知正議員質疑.....	35
藤根議会運営委員会委員長答弁.....	35
16番 藤根圓六議員質疑.....	35
梅田水道部長答弁.....	35
15番 中田静枝議員質疑.....	36
林総務部長答弁.....	36
15番 中田静枝議員質疑.....	36
林総務部長答弁.....	36
15番 中田静枝議員質疑.....	36
林総務部長答弁.....	37
15番 中田静枝議員質疑.....	37
松影産業経済部長答弁.....	37
15番 中田静枝議員質疑.....	37
松影産業経済部長答弁.....	37
15番 中田静枝議員質疑.....	38
松影産業経済部長答弁.....	38
15番 中田静枝議員質疑.....	38

梅田水道部長答弁.....	38
15番 中田静枝議員質疑.....	38
藤根議会運営委員会委員長答弁.....	39
15番 中田静枝議員質疑.....	39
藤根議会運営委員会委員長答弁.....	39
15番 中田静枝議員質疑.....	39
藤根議会運営委員会委員長答弁.....	39
日程第2 委員会付託（議第73号から議第88号及び発議第4号）.....	40
日程第3 請願第2号 山県市における不祥事根絶のための措置を求める請願について.....	40
日程第4 請願第3号 出資法の上限金利の引き下げを求める意見書提出の請願について.....	40
13番 寺町知正議員趣旨説明.....	40
日程第5 質 疑（請願第2号及び請願第3号）.....	42
日程第6 委員会付託（請願第2号及び請願第3号）.....	43
散 会（午前11時06分）.....	43
6月27日（火曜日）第3号	
議事日程.....	45
本日の会議に付した事件.....	45
出席議員.....	45
欠席議員.....	45
説明のため出席した者の職氏名.....	45
職務のため出席した事務局職員の職氏名.....	46
開 議（午前10時00分）.....	47
日程第1 一般質問.....	47
1.4番 宮田軍作議員質問.....	47
（1）情報無線（防災無線）使用規制緩和について.....	47
林総務部長答弁.....	47
宮田軍作議員質問.....	48
林総務部長答弁.....	49
宮田軍作議員質問.....	50

平野市長答弁.....	51
2 . 6 番 村瀬隆彦議員質問.....	52
(1) 放課後児童クラブの開館時間について.....	52
室戸保健福祉部長答弁.....	52
村瀬隆彦議員要望.....	53
3 . 11 番 谷村松男議員質問.....	53
(1) 転換期を迎えた農政にどう対応するのか.....	53
松影産業経済部長答弁.....	55
谷村松男議員質問.....	56
平野市長答弁.....	57
休 憩 (午前10時50分)	58
再 開 (午前11時10分)	58
4 . 2 番 尾関律子議員質問.....	58
(1) 広告事業による自主財源の確保について.....	58
林総務部長答弁.....	59
尾関律子議員質問.....	59
林総務部長答弁.....	60
(2) 職員提案の各種事業について.....	60
林総務部長答弁.....	60
尾関律子議員質問.....	62
平野市長答弁.....	62
(3) アダプトプログラム (里親制度) の導入について.....	63
嶋井助役答弁.....	64
尾関律子議員要望.....	64
5 . 17 番 村橋安治議員質問.....	64
(1) 女性議会の開催について.....	65
林総務部長答弁.....	65
村橋安治議員質問.....	66
林総務部長答弁.....	67
(2) 保育所の料金の見直しについて.....	67
室戸保健福祉部長答弁.....	68
村橋安治議員質問.....	68

室戸保健福祉部長答弁.....	69
村橋安治議員要望.....	70
休 憩（午後0時02分）.....	70
再 開（午後1時10分）.....	70
6．15番 中田静枝議員質問.....	70
（1）職員の不正行為発覚に関して.....	70
林総務部長答弁.....	71
中田静枝議員質問.....	72
垣ヶ原参与答弁.....	73
休 憩（午後1時23分）.....	73
再 開（午後1時23分）.....	73
中田静枝議員質問.....	73
林総務部長答弁.....	73
（2）市国保制度、国保税等に関して.....	74
長屋市民環境部長答弁.....	75
中田静枝議員質問.....	77
長屋市民環境部長答弁.....	78
（3）保育料適正化の検討に関して.....	78
室戸保健福祉部長答弁.....	80
中田静枝議員要望.....	81
休 憩（午後1時56分）.....	81
再 開（午後2時20分）.....	81
7．13番 寺町知正議員質問.....	81
（1）市の公金横領事件について.....	81
林総務部長答弁.....	83
寺町知正議員質問.....	86
平野市長答弁.....	88
寺町知正議員質問.....	89
平野市長答弁.....	89
（2）土木関係の改修・整備に関する要望と市の予算の使い方について.....	90
長野基盤整備部長答弁.....	91
寺町知正議員質問.....	92

長野基盤整備部長答弁.....	93
(3)市の議会答弁に関する認識と課題解決状況について.....	93
嶋井助役答弁.....	94
散 会(午後3時14分).....	97

6月29日(木曜日)第4号

議事日程.....	99
本日の会議に付した事件.....	102
出席議員.....	106
欠席議員.....	106
説明のため出席した者の職氏名.....	107
職務のため出席した事務局職員の職氏名.....	107
開 議(午前10時00分).....	108
日程第1 常任委員会委員長報告.....	108
日程第2 委員長報告に対する質疑.....	110
日程第3 討 論(議第73号から請願第3号まで).....	110
12番 横山善道議員反対討論.....	110
15番 中田静枝議員賛成討論.....	111
13番 寺町知正議員賛成討論.....	112
日程第4 採 決(議第73号から請願第3号まで).....	113
日程第5 議会運営委員会・特別委員会中間報告について.....	117
日程第6 質 疑.....	120
日程第7 閉会中の継続審査・調査について.....	120
閉 会(午前10時40分).....	121
会議録署名者.....	121

山県市議会定例会会議録

第1号 6月12日(月曜日)

-
- 議事日程 第1号 平成18年6月12日
- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 報第4号 平成17年度山県市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第4 報第5号 平成17年度山県市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第5 報第6号 平成17年度山県市水道事業会計予算の繰越について
- 日程第6 報第7号 山県市土地開発公社経営状況について
- 日程第7 議第72号 山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の特例を定める条例について
- 日程第8 質 疑
- 日程第9 討 論
- 日程第10 採 決
- 日程第11 議第73号 山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議第74号 山県市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議第75号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議第76号 政治倫理の確立のための山県市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議第77号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議第78号 山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議第79号 山県市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議第80号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議第81号 山県市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第20 議第82号 平成18年度山県市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第21 議第83号 平成18年度山県市老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議第84号 平成18年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第23 議第85号 市道路線の認定について
- 日程第24 議第86号 市道路線の変更について
- 日程第25 議第87号 訴訟の提起について
- 日程第26 議第88号 山県市公共下水道高富浄化センター（仮称）の建設工事委託に関する協定の締結について
- 日程第27 発議第4号 山県市議会委員会条例の一部を改正する条例について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 報第4号 平成17年度山県市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第4 報第5号 平成17年度山県市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第5 報第6号 平成17年度山県市水道事業会計予算の繰越について
- 日程第6 報第7号 山県市土地開発公社経営状況について
- 日程第7 議第72号 山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の特例を定める条例について
- 日程第8 質 疑
- 日程第9 討 論
- 日程第10 採 決
- 日程第11 議第73号 山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議第74号 山県市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議第75号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議第76号 政治倫理の確立のための山県市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議第77号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

- 日程第16 議第78号 山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
日程第17 議第79号 山県市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について
日程第18 議第80号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
日程第19 議第81号 山県市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
日程第20 議第82号 平成18年度山県市一般会計補正予算（第2号）
日程第21 議第83号 平成18年度山県市老人保健特別会計補正予算（第1号）
日程第22 議第84号 平成18年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算（第1号）
日程第23 議第85号 市道路線の認定について
日程第24 議第86号 市道路線の変更について
日程第25 議第87号 訴訟の提起について
日程第26 議第88号 山県市公共下水道高富浄化センター（仮称）の建設工事委託に関する協定の締結について
日程第27 発議第4号 山県市議会委員会条例の一部を改正する条例について
-

出席議員（22名）

1番	吉田茂広君	2番	尾関律子君
3番	横山哲夫君	4番	宮田軍作君
5番	田垣隆司君	6番	村瀬隆彦君
7番	武藤孝成君	8番	河口國昭君
9番	影山春男君	10番	後藤利弘君
11番	谷村松男君	12番	横山善道君
13番	寺町知正君	14番	渡辺政勝君
15番	中田静枝君	16番	藤根圓六君
17番	村橋安治君	18番	藤垣邦成君
19番	小森英明君	20番	村瀬伊織君
21番	大西克巳君	22番	久保田均君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

市 長	平 野 元 君	助 役	嶋 井 勉 君
教 育 長	小 林 園 之 君	参 与 兼 会 計 事 務 局 長	垣 々 原 正 仁 君
総 務 部 長	林 宏 優 君	市 民 環 境 部 長	長 屋 義 明 君
保 健 福 祉 部 長	室 戸 弘 全 君	産 業 経 済 部 長	松 影 康 司 君
基 盤 整 備 部 長	長 野 昌 秋 君	水 道 部 長	梅 田 修 一 君
消 防 長	高 橋 信 夫 君	教 育 次 長	土 井 誠 司 君
総 務 部 次 長	田 中 公 治 君		

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	舩 戸 時 夫	書 記	高 橋 幸 弘
書 記	堀 達 也		

午前10時00分開会

議長（久保田 均君） ただいまの出席議員は22名であります。定足数に達しておりますので、平成18年第2回山県市議会定例会を開会いたします。

会議に入ります前に、今回、全国市議会議長会から、不肖私、久保田 均と大西克巳議員が、議員として10年以上務めたことにより表彰を受けましたので、その表彰状の伝達を行いたいと思います。御了承をお願いいたします。

大西克巳議員、演台の前までお進みください。

〔表彰状伝達〕

〔拍手〕

大変貴重な時間をありがとうございました。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

議長（久保田 均君） 日程第1、会議録署名議員の指名については、会議規則第81条の規定により、5番 田垣隆司君、19番 小森英明君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

議長（久保田 均君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会は、本日から6月29日までの18日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日より6月29日までの18日間と決定いたしました。

日程第3 報第4号から日程第6 報第7号まで

議長（久保田 均君） 日程第3、報第4号 平成17年度山県市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、日程第4、報第5号 平成17年度山県市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、日程第5、報第6号 平成17年度山県市水道事業会計予算の繰越について、日程第6、報第7号 山県市土地開発公社経営状況について、以上4議案につきましては、地方自治法施行令及び地方公営企業法に基づく報

告であります。

配付されております繰越明許費繰越計算書等及び土地開発公社経営状況説明書のとおりでありますので、御承知おきを願います。

日程第7 議第72号

議長（久保田 均君） 日程第7、議第72号 山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の特例を定める条例についてを議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

平野市長。

市長（平野 元君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成18年山県市議会第2回定例会を招集しましたところ、議員の皆様方には、御多忙の中、御参集賜りまして、まことにありがとうございます。

先ほどは、久保田 均議員、大西克巳議員のお二方におかれましては、長年議員として市政の発展に御尽力された功績により、全国市議長会から表彰を受けられました。心から謹んでお祝い申し上げる次第でございます。今後とも、市政の発展のためにますます御尽力いただきますようお願い申し上げます。

さて、開会に当たり、今般の、本市の職員による公金等の横領事件に関しまして、この場をおかりしまして深くおわび申し上げます。

山県市が発足して4年目を迎え、参画と協働のもと、さらに住みよいまちづくりを目指しているさなかに、有線テレビ局職員2名が公金等の横領をしたという今般の事件は、極めて残念でまことに許しがたい行為でございます。

現下の厳しい行財政は、今後、ますます厳しさを増していくものと考えられます。こうした事態を市民の方と議会と行政とが一体となって乗り越えていかなければならないこうした時期に、行政が市民の皆様信頼を損なうような事態を起こした結果となってまいりました。私は、常日ごろから私の信条でもございます、「明るく、正しい職務執行」に心がけることを職員に対して機会あるごとに訓示してまいったところでございます。しかしながら、本市にとって合併の目玉事業でもある地域情報化事業に携わる職員がこうした不祥事を起こしたということは極めて遺憾でございます。まことにざんきにたえないところでございます。

当該職員2名及び関係職員につきましては、5月23日に懲戒処分を行いました。なお、警察への告訴につきましては現在手続中でございます。

今後、公金等の管理体制につきましては厳しく点検し、二度とこうしたことの起きな

いようなシステムづくりと体制確立に全力で取り組むとともに、綱紀肅正と倫理観の醸成に努め、信頼回復に不退転の決意で臨んでまいり所存でございますので、よろしくお願い申し上げます。

さて、先月28日には、議員各位を始め多くの市民の皆様においていただきまして、グリーンフェスタ2006を盛大に開催することができました。緑豊かな自然は本市の大きな財産の1つであり、今般、グリーンプラザみやまで実施しましたイベントは、その魅力を内外にアピールできたと信じております。地球環境問題は今や世界的な課題でもあります。本市に住む子供たちは、こうした恵まれた自然環境の中で健やかに育っていくことにより、将来立派な大人へと成長していく糧になっていくものであると信じております。

また、今月4日には、伊自良総合運動公園で実施しました第4回山県市消防操法大会におきましては、自動車ポンプ操法に5チーム、小型ポンプ操法には12チームが出場され、議員を初め多くの関係者の見守る中、日ごろの訓練の成果を発揮して、見事な操法を披露されました。私は、改めて市民によるこうした消防団活動を心強く感じた次第でございます。小型ポンプ操法において優勝されました第5分団は、8月6日に土岐市で開催されます第55回岐阜県消防操法大会に出場されますが、市民、本市の代表として御活躍されますことを心から祈念申し上げます。

さて、本日提案いたしております案件は、条例案件10件、補正予算案件3件、その他の案件8件の計21案件でございます。ただいまから、上程されました、議第72号 山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の特例を定める条例につきまして御説明申し上げます。

本市職員による今般の不祥事を厳粛に受けとめ、市政を担当する最高責任者として、事態の重大さと責任の重さを強く痛感いたしております。市長及び助役の給料を減額するための条例制定でございます。内容といたしましては、6月と7月の2カ月間、市長と助役の給料を100分の10減額するものでございます。なお、職員の処分につきましては、2名の者は懲戒免職処分といたしております。

その他処分でございますが、課長1名につきましては、減給4カ月、10分の1の処分、給料月額10分の1減給4カ月ということでございます。また、課長補佐につきましては、減給3カ月、給料月額10分の1、局長1名につきましては、減給1カ月、給料月額10分の1、局長1名につきましては、減給1カ月、給料月額10分の0.5ということでございます。

また、部長につきましては戒告処分といたしております。

その他の職員につきましては、それぞれ、訓告、あるいは文書によります嚴重注意、口頭による嚴重注意等でございます。そういった職員が14名ございます。全体で21人でございます。そんな内容の処分を実施したところでございます。

よろしく御審議を賜りまして、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（久保田 均君） 市長の提案説明が終わりました。

日程第8 質疑

議長（久保田 均君） 日程第8、これより質疑を行います。

発言をどうぞ。

寺町知正君。

13番（寺町知正君） ただいまの市長の提案説明に関してお尋ねします。

まず、事案の内容について、ほとんど説明がない。インターネットには、コピーをとってきまして、市民の皆さんよく見るように、市長のおわびの言葉が出ていますが、中身の説明はほとんど書いていないですね。強いて言えば、一番詳しいのは新聞報道でありまして、私は新聞を5つとっているのでも全部読みました。

それから、先日、総務部長にも聞きましたが、新聞以上の説明は何でされないということで、非常に中身が理解できないんですね。中身が理解できないし、この議案を出しながら、添付資料にも報告書がないんですよ。先ほど議長にお願いして、この調査内容だとか処分の内容、それを説明していただかないと審議ができないということでお願いしました。そこで、急遽、人数の発表が今あったと思うんです。ところが、とてもメモし切れない。最終的に21人ということはわかりましたが、例えば、訓告、口頭などの人数は合わせて14人としか説明がないですし、もうちょっときちっとしたものをペーパーで出していただきたい、議案を出す以上はね。

私も今回、一般質問しなければいけないと思っていますので、市の条例や規則を調べましたら、1つは、調査報告については審査会の結果報告書とかちゃんと文書でできているはずですが、処分に当たってね。それを議会に出してくだされば、すぐに中身はみんな理解できるんです。それから、処分に関しても、規則で懲戒簿というものをちゃんとつくるということになっていますから、それをペーパー1枚出してくだされば、すぐ理解できるわけです。そういったものをつけて、こういった職員をこういうふうに分した、だから市長と助役はこれだけの処分だというふうに言っていただかないと。

私がぱっとこの議案を見る限り、とても低い減額ではないかと受け取りました。市民

の受けとめはもっと厳しいわけですよ。2カ月間10分の1、10%の減額、それで納得できるのかどうかということですね。少なくとも、他の職員との比較が必要だという。今、口頭で説明があったことをメモした範囲で聞きますと、課長、局長たちと比べると、どうなんでしょうね。課長は重い、補佐も重い、その2人じゃないでしょうかね。額は固定額が違いますからともかく、率として見ると。今お聞きした範囲では2人だけだと思っんですよ。それでは、市のトップに立つお二人としてとても足りないのではないかと私は受けとめるんですが。低いというふうに私は受けとめる。多分市民もそうです。それに対して、市長や助役はどう受けとめるんでしょう。これは厳しい提案だというふうに受けとめているんでしょうか。

議長（久保田 均君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） では、失礼します。ただいまの御質問にお答えいたします。

今回の処分につきましては、大変な不祥事ございまして、特に、こうしたよその自治体の県及び市町村の事例を勘案いたしまして、こうした処分をしたわけでございます。それに伴いまして、今回の提案につきましても、大体よそと比較しますと決して低いものではなく、それなりの重い処分であるという認識をいたしております。

また、先ほどの細かい処分につきましては、今御説明した方がよろしいでしょうか。特に訓告ですとか。

13番（寺町知正君） はい。

総務部長（林 宏優君） 訓告につきましては3名でございますし、文書の嚴重注意につきましては9名、口頭の嚴重注意につきましては2名でございます。

それと、また、この処分の仕方といいますか、特に、先ほど重いのは課長と課長補佐ということございましたけれども、これは、それぞれ年度は違いますけれども、有線テレビ局の局長という立場にありましたので、特に出先の長といたしまして一番重い処分を行いました。それは、1つには人を管理する行為と、もう一つは金庫のお金を管理するという、この2つの行為がこの2人の局長にはございまして、特に、課長と課長補佐、それぞれ局長という立場で出先に行っておりましたけれども、そういったことから、この2人の処分が、2つの処分を同時に行ったということにもなりますので、そういった関係で他と比較いたしますと重い結果になりました。

以上でございます。

議長（久保田 均君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） 林総務部長の答弁でした。

では先ほどの調査報告、それから処分一覧を議案の資料として出していただけるかど

うかということをお聞きしたい。

それから、他の自治体を調べて比較して決して低くはないという主観的な答えでしたけれども、市の方に、こういった場合にはこういった処分をするという処分の基準というのはあるのかどうか、それに従って今回やったのか、ただ単に他を調査しただけなのかどうかですね。いわば、懲戒に対する市の基本姿勢の問題です。処分する基準を持っていて、それに従ったのか、なのではなくて他を見ただけなのかということですね。

それともう一点ですけど、今回新聞を見ますと、複数の年にまたがる、しかも回数は1回2回ではない、複数である、もうかなり相当な回数であると。さらにそれが、たまたまある1人の行為ならよくあるんですよ、あちこちに。それはその人がいけないという見方を普通にする。だけど、今回2人でしょ、同じ職場でね。ということは、かなり個人ではない組織的な責任が、あるいは体制があるということはだれしも思うんですが、そのあたりの認識は十分持っておみえかどうかということですね。

議長（久保田 均君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） まず、報告書と懲戒簿でございますが、これにつきましては検討させていただきたいと思えます。そして、処分に対する基準につきましては、山県市職員の懲戒処分に関する基準がございまして、この基準の中に非違行為の標準例でございますが、その標準例に倣いまして処分を行いました。その懲戒処分の種類につきましては、この基準の中からそれぞれ該当しますところを、免職並びに戒告ですとか、それぞれ行っております。

そして、先ほど、組織的な体制への評価、それを懲戒にどうあらわすかということでございますけれども、この点につきましても、特に現場におります局長につきましては非常に重い処分を科したという認識であります。

以上でございます。

議長（久保田 均君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） 基準はあるということでした。それから、関係資料は検討してみますということなので、ぜひよろしくお願いします。

今後、議案、例えば、今回見ても下水道の議案もありますけど、重要なものについては関係資料を出していただきたいということですね。審議をするのが私たちの仕事ですので、資料がなければしにくいわけですから、そういう意味で検討していただきたい。

それで、1つ疑問ですが、なぜこの開会日にこの議案だけ採決しなければならない、どうしてもしなければならない理由があるのか。できれば早く解決したいからなのか、きょうここで採決して、可決なり否決なりされないと絶対的に困るという理由があるか

らなんでしょうか。

議長（久保田 均君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 本日開会日をお願いいたしましたのは、特にこの条例の2条にございますように、この6月からということで、6月から処分をしたいということでございます。それと、ただし書きにございますように、手当の額の算出の基礎となる給料の月額とございますように、この件につきましては、それぞれの、それぞれと申しますよりも、市町村の退職手当組合等も関係してございますので、特に本日決めていただきまして、6月から対応したいということでございますので、よろしく申し上げます。

13番（寺町知正君） どう関係しているか教えてください。退職手当組合がどう関係しているか教えて。もう再々質問までいっちゃったから、納得できる説明を。もう通っちゃったから。どういう関係ですか。

議長（久保田 均君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） それにつきましては、この6月分から対象となるということでございますので、6月の給料、それから減額された分、もとの給料に対しまして調整をされるということでございます。具体的には、もとの給料でございますから、退職手当組合につきましては従来と同じ数字でございます。

以上でございます。

議長（久保田 均君） 暫時休憩いたします。

午前10時24分休憩

午前10時26分再開

議長（久保田 均君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

質疑はほかにございせんか。

ないようですので、質疑を打ち切りたいと思いますが、よろしいですか。

以上をもちまして、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第72号は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、議第72号は委員会への付託を省略することに決定をいたしました。

日程第9 討論

議長（久保田 均君） 日程第9、これより議第72号の討論を行います。

最初に反対討論をどうぞ。

寺町知正君。

13番（寺町知正君） 先ほど、幾つか答弁いただきました。

基本的に、他の職員の懲戒と、口頭も含めてですが、そういったことの説明はありましたけど、それを精査するに全く時間がないですし、それから、事案についても具体的に何ら私は認識できない。新聞報道以外はほとんど理解できていないわけですね。そういった中で、この10時に開会した議会で可決、採決しろと言われても、全く自分の判断を下すことが困難であって、それから、今ずっと見ていて思うんですが、18年6月及び7月に支給する分を対象にしたことによって、この議会中に十分審議をするのではなく、初日に決定しなければならないということの事情もあるようです。これはまさに、特別職の給与に関する条例は議会の議決を経なければならないという法律の定めである以上、十分議会の審議を経るためには、7月、8月とすることによって十分議論を尽くせる。そういったことから考えても、即決しなければならないという提案の仕方、それから提案の資料のつけ方、審議時間の確保の仕方、そういったことをとって、これに賛成することはできません。

そういったことで、議第72号には反対いたします。

議長（久保田 均君） ほかに賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これをもちまして、討論を終結いたします。

日程第10 採決

議長（久保田 均君） 日程第10、ただいまから採決を行います。

議第72号 山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の特例を定める条例について、本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（久保田 均君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第11 議第73号から日程第26 議第88号まで

議長（久保田 均君） 日程第11、議第73号 山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第12、議第74号 山県市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第13、議第75号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、日程第14、議第76号 政治倫理の確立のための山県市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例について、日程第15、議第77号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、日程第16、議第78号 山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について、日程第17、議第79号 山県市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について、日程第18、議第80号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、日程第19、議第81号 山県市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について、日程第20 議第82号 平成18年度山県市一般会計補正予算（第2号）、日程第21、議第83号 平成18年度山県市老人保健特別会計補正予算（第1号）、日程第22、議第84号 平成18年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算（第1号）、日程第23、議第85号 市道路線の認定について、日程第24、議第86号 市道路線の変更について、日程第25、議第87号 訴訟の提起について、日程第26、議第88号 山県市公共下水道高富浄化センター（仮称）の建設工事委託に関する協定の締結について、以上の16件を一括議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

平野市長。

市長（平野 元君） それでは、ただいま上程されました議案につきまして御説明を申し上げます。

議第73号 山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、人事院規則の改正に伴い、早出遅出勤務対象者の拡大をするための改正でございます。

議第74号 山県市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法の一部を改正する法律の施行に伴い、議会議員その他非常勤職員の通勤災害における「通勤」の用語定義を改正しようとするものでございます。

議第75号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、人事院規則の一部改正があり、地方公務員災害補償法第2条第2項に規定する通勤範囲が

一部改正されたことに伴い、同条項を引用している条例の関係規定を改正するものでございます。

次に、議第76号 政治倫理確立のための山県市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例につきましては、商法の改正に伴い、資産公開の形式を改正するものでございます。

議第77号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、国民健康保険法施行令及び地方税法等の一部改正に伴い、引用条項の改正をしようとするものでございます。

議第78号 山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例及び議第79号 山県市特定賃貸住宅条例の一部を改正する条例につきましては、土地区画整理法の一部改正に伴い、引用条項の改正をしようとするものでございます。

議第80号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきましては、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部改正に伴い、用語の定義を改正しようとするものでございます。

議第81号 山県市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例につきましては、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、10年から25年間勤務した正副分団長及び部長、班長の退職報償金を2,000円ずつ増額する改正でございます。

続きまして、資料ナンバー 7、議第82号 平成18年度山県市一般会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出の予算の総額に6,632万6,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を134億9,842万6,000円とし、債務負担行為及び地方債の補正を行うものでございます。

歳出の款ごとに、順次概要の御説明を申し上げます。

総務費につきましては、地域情報化事業特別会計への繰出金526万8,000円の追加補正をお願いするものでございます。

次に、民生費につきましては、国民年金法改正により保険料の納付区分が細分化されたことに伴い、事務簡素化を図るため保険料免除申請システムを導入する委託料14万4,000円を追加補正するものでございます。国民年金事務の財源につきましては、全額国庫委託金を計上いたしております。

次に、農林水産業費の農業総務費における給料の減額は、県単独かんがい排水事業及び災害復旧事業に係る事業費支弁への振りかえでございます。

農業振興費につきましては、本年の豪雪により罹災した美山構造改善センターの修繕

のための工事請負費296万7,000円を追加計上し、この財源全額を建物災害共済金として計上いたしております。

次に、農地費につきましては、県単独かんがい排水事業3地区の工事請負費2,150万4,000円及び農業農村整備事業の新規調査のための岐阜県土地改良事業団体連合会賦課金952万5,000円を、それぞれ事業採択に伴い追加補正をするものでございます。財源といたしましては、県補助金880万円と分担金41万円を計上いたしております。

林業費につきましては、あいの森、山の家、これに隣接している洗面、便所棟の修繕のための工事請負費500万円を追加計上し、この財源のうち420万円を建物災害共済金として計上いたしております。

次に、商工費につきましては、飛騨美濃合併130周年を記念し、これの周知を図るための新聞掲載等広告料31万5,000円のほか、美山キャンプ場管理棟のとい等修繕工事に8万4,000円、豪雪の罹災によるコテージ宿泊棟屋根の修繕工事149万円を追加補正するもので、財源といたしましては、全額建物災害共済金を計上いたしております。

次に、教育費につきましては、梅原・桜尾小学校パソコン等リース料181万5,000円を追加、昨年より伊自良地域の小中学校が国の指定を受けて進めている食育推進事業の補助金100万円のほか、古田紹欽記念館にて、古田紹欽氏の師である、仏教学者として世界的にも著名な鈴木大拙氏の特別展に係る展示品の運搬委託料、同氏との往復書簡集発刊のための原稿作成委託料等199万4,000円、また、豪雪により罹災した図書館屋根の修繕工事費108万円をそれぞれ追加補正するものでございます。財源としましては、食育推進事業につきましては全額国庫補助金、往復書簡集発刊のための原稿作成委託料は文化の里施設整備基金130万円、図書館屋根の修繕工事費は全額建物災害共済金を計上いたしております。

災害復旧費につきましては、林道葛原大倉線ののり面及び路側の災害復旧工事請負費1,430万円を追加補正するもので、この財源としましては、林道災害県補助金680万8,000円、災害復旧債540万円を計上いたしております。

歳入につきましては、ただいま申し上げました国、県の補助金、分担金、地方債のほか、老人保健特別会計の平成17年度分医療費等の確定による繰入金3,620万6,000円を計上いたしております。これに伴い余剰する財源は、財政調整基金356万3,000円の減額により調整いたしております。

債務負担行為につきましては、総合体育館トレーニング機器のリースに係るもので、新たに5年間のリース料159万6,000円を追加するものでございます。

地方債につきましては、林道葛原大倉線の災害復旧事業に伴うもので、新たに540万円

を追加するものでございます。

次に、資料ナンバー 8、議第83号 平成18年度山県市老人保健特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に4,077万2,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を31億1,728万円とするものでございます。

内容につきましては、老人医療給付費等が確定したことに伴い、支払い基金及び国庫補助金返還金456万6,000円、一般会計繰出金3,620万6,000円を追加補正するものでございまして、必要財源としましては、医療費の国庫負担金交付金精算額2,456万1,000円、県負担金交付精算額105万円、前年度繰越金の1,516万1,000円を計上いたしております。

資料ナンバー 9、議第84号 平成18年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に526万8,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を2億2,526万8,000円とするものでございます。

内容につきましては、インターネット利用の良好な環境確保のための帯域制御装置及びその保守委託料として、526万8,000円を補正するもので、必要財源といたしましては一般会計繰入金を計上いたしております。

次に、議第85号 市道路線の認定につきましては、梅原地内のいわゆる赤道について、通学路の安全性及び生活道路としての利便性の向上を目的として改良を行うものであり、今般、市道高3009 2号線として認定をしようとするものでございます。

次に、議第86号 市道路線の変更につきましては、県が施工しています一級河川武儀川河川改修計画に伴い、市道美33 1号線の起終点位置の変更をしようとするものでございます。

議第87号 訴訟の提訴につきましては、旧美山町コミュニティセンター施設維持経費（損害金）の請求及び明け渡しに伴う訴訟を提起するため、地方自治法第96条第1項の規定に基づき議会の議決をお願いするものでございます。

今までの経過につきまして御説明を申し上げます。

旧美山町において、昭和61年10月に老人ホーム美山荘が新築移転したことに伴い、地元企業振興策と建物の有効利用を図るという目的で同施設を貸し出すこととなりました。しかし、老朽化が進んだ平成11年には、雨漏り、消防施設や浄化槽設備も不備となり危険なため、同施設を廃止することといたしました。

このため、施設の明け渡しを再三お願いしてきており、平成17年6月3日には、「青波コミュニティセンター使用料納入についての確認書」として、内容証明郵便にて送付いたしました。明け渡していただかず、平成18年3月29日には、「美山町コミュニティセンター施設維持経費（損害金）等の請求及び明け渡し」として、同年4月30日の期

限で要求いたしました。が、要求に応じてもらえませんでした。

こうしたことから、当該請求金額のうち支払いを受けた平成17年度分105万6,080円を除く、平成13年度から平成16年度分272万7,689円の支払いと明け渡しを求めるため、美山町コミュニティセンター施設利用組合を相手取り、損害賠償金の支払い及び建物の明け渡しを求める訴訟を提起するものでございます。

議第88号 山県市公共下水道高富浄化センター（仮称）の建設工事委託に関する協定の締結につきましては、高木字戸羽地内に建設する終末処理場の管理棟・汚泥棟建設工事及び水処理設備工事、電気設備工事を委託することに関する仮協定を、随意契約により6月2日、日本下水道事業団と11億2,000万円で締結しましたので、これに係る本契約の締結につきましては、地方自治法第96条第1項第5号及び山県市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上をもちまして、提出案件の御説明を申し上げましたが、よろしく御審議を賜りまして、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（久保田 均君） 御苦労さまでした。

日程第27 発議第4号 山県市議会委員会条例の一部を改正する条例について

議長（久保田 均君） 続きまして、日程第27、発議第4号 山県市議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者であります藤根圓六君に議案の趣旨説明を求めます。

16番（藤根圓六君） 議長の許可をいただきましたので、発議第4号の議案の説明をさせていただきます。

発議第4号 山県市議会委員会条例の一部を改正する条例について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第12条及び山県市議会規則（平成17年度議会規則）第1号第14条の規定により提出する

平成18年6月12日提出

提出者	山県市議会議員	藤根圓六
賛成者	山県市議会議員	横山善道
	山県市議会議員	後藤利利
	山県市議会議員	武藤孝成
	山県市議会議員	影山春男

山県市議会議長 久保田 均 様

提案説明を行います。

常任委員の任期について所要の改正を行うものである。

山県市議会委員会条例の一部を改正する条例

山県市議会委員会条例（平成15年山県市条例第152号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中、「2年とする」を「選任の都度、議会の議決で定める」に改め、同条中第2項を削り、第3項を第2項とする。第5条を削り、第6条を第5条とし、第7条を第6条とする。第8条第3項中、第3項を第2項に改め、同条第7条とし、第9条から第31条までを1条ずつ繰り上げる。

附則。この条例は交付の日から施行する。

提案説明。

本案は、常任委員の任期の変更に伴い、山県市議会委員会条例の一部を改正するものであります。改正内容は、常任委員の選任について、正副委員長の互選に支障を来さないよう、常任委員会の任期を、「任期は2年とする」を「選任の都度、議会の議決で定める」に改めることにより、所要の改正を行うものであります。

以上、地方自治法第112条及び山県市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

議長（久保田 均君） 御苦労さまでした。

議長（久保田 均君） 以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

あす13日より19日までは、議案精読のため休会といたします。

なお、20日は午前10時より会議を再開いたします。

本日は、これにて会議を閉じ、散会をいたします。御苦労さまでした。ありがとうございました。

午前10時53分散会

山県市議会定例会会議録

第2号 6月20日(火曜日)

議事日程 第2号 平成18年6月20日

日程第1 質疑

- 議第73号 山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第74号 山県市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第75号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第76号 政治倫理の確立のための山県市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第78号 山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 議第77号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議第79号 山県市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について
- 議第80号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 議第81号 山県市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第82号 平成18年度山県市一般会計補正予算(第2号)
- 議第83号 平成18年度山県市老人保健特別会計補正予算(第1号)
- 議第84号 平成18年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算(第1号)
- 議第85号 市道路線の認定について
- 議第86号 市道路線の変更について
- 議第87号 訴訟の提起について
- 議第88号 山県市公共下水道高富浄化センター(仮称)の建設工事委託に関する協定の締結について
- 発議第4号 山県市議会委員会条例の一部を改正する条例について

日程第2 委員会付託

- 議第73号 山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

- 議第74号 山県市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第75号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第76号 政治倫理の確立のための山県市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第78号 山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 議第77号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議第79号 山県市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について
- 議第80号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 議第81号 山県市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第82号 平成18年度山県市一般会計補正予算（第2号）
- 議第83号 平成18年度山県市老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 議第84号 平成18年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第85号 市道路線の認定について
- 議第86号 市道路線の変更について
- 議第87号 訴訟の提起について
- 議第88号 山県市公共下水道高富浄化センター（仮称）の建設工事委託に関する協定の締結について
- 発議第4号 山県市議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 請願第2号 山県市における不祥事根絶のための措置を求める請願について
- 日程第4 請願第3号 出資法の上限金利の引き下げを求める意見書提出の請願について
- 日程第5 質 疑
- 請願第2号 山県市における不祥事根絶のための措置を求める請願について
- 請願第3号 出資法の上限金利の引き下げを求める意見書提出の請願について
- 日程第6 委員会付託
- 請願第2号 山県市における不祥事根絶のための措置を求める請願について
- 請願第3号 出資法の上限金利の引き下げを求める意見書提出の請願について

本日の会議に付した事件

日程第1 質 疑

- 議第73号 山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第74号 山県市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第75号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第76号 政治倫理の確立のための山県市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第78号 山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 議第77号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議第79号 山県市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について
- 議第80号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 議第81号 山県市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第82号 平成18年度山県市一般会計補正予算（第2号）
- 議第83号 平成18年度山県市老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 議第84号 平成18年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第85号 市道路線の認定について
- 議第86号 市道路線の変更について
- 議第87号 訴訟の提起について
- 議第88号 山県市公共下水道高富浄化センター（仮称）の建設工事委託に関する協定の締結について
- 発議第4号 山県市議会委員会条例の一部を改正する条例について

日程第2 委員会付託

- 議第73号 山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第74号 山県市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第75号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

- 議第76号 政治倫理の確立のための山県市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第78号 山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 議第77号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議第79号 山県市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について
- 議第80号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 議第81号 山県市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第82号 平成18年度山県市一般会計補正予算（第2号）
- 議第83号 平成18年度山県市老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 議第84号 平成18年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第85号 市道路線の認定について
- 議第86号 市道路線の変更について
- 議第87号 訴訟の提起について
- 議第88号 山県市公共下水道高富浄化センター（仮称）の建設工事委託に関する協定の締結について
- 発議第4号 山県市議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 請願第2号 山県市における不祥事根絶のための措置を求める請願について
- 日程第4 請願第3号 出資法の上限金利の引き下げを求める意見書提出の請願について
- 日程第5 質 疑
- 請願第2号 山県市における不祥事根絶のための措置を求める請願について
- 請願第3号 出資法の上限金利の引き下げを求める意見書提出の請願について
- 日程第6 委員会付託
- 請願第2号 山県市における不祥事根絶のための措置を求める請願について
- 請願第3号 出資法の上限金利の引き下げを求める意見書提出の請願について

出席議員（22名）

1番 吉田茂広君

2番 尾関律子君

3番	横山哲夫君	4番	宮田軍作君
5番	田垣隆司君	6番	村瀬隆彦君
7番	武藤孝成君	8番	河口國昭君
9番	影山春男君	10番	後藤利汎君
11番	谷村松男君	12番	横山善道君
13番	寺町知正君	14番	渡辺政勝君
15番	中田静枝君	16番	藤根圓六君
17番	村橋安治君	18番	藤垣邦成君
19番	小森英明君	20番	村瀬伊織君
21番	大西克巳君	22番	久保田均君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

市長	平野元君	助役	嶋井勉君
教育長	小林囀之君	参与兼会計 事務局長	垣ヶ原正仁君
総務部長	林宏優君	市民環境 部長	長屋義明君
保健福祉 部長	室戸弘全君	産業経済 部長	松影康司君
基盤整備 部長	長野昌秋君	水道部長	梅田修一君
消防長	高橋信夫君	教育次長	土井誠司君
総務部次長	田中公治君		

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	舩戸時夫	書記	高橋幸弘
書記	堀達也		

午前10時00分開議

議長（久保田 均君） ただいまの出席議員数は22名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 質疑

議長（久保田 均君） 日程第1、質疑。

質疑は、12日に議題となりました議第73号 山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてから発議第4号 山県市議会委員会条例の一部を改正する条例についてまでの17議案に対する質疑を行います。

発言通告書ナンバー1、横山哲夫君は取り下げでありますので、順位1番 寺町知正君。

13番（寺町知正君） それでは、通告に従って質疑に入ります。

まず、議第74号ですけれども、資料の3ページですね、議案集の。公務災害の関係ということで、基本的には国の法律が改正されたということに伴って市も改めるとのことです。では、もとに戻って、なぜ国がこのような法律改正をしたのかという趣旨、それから、その要点がここにそのまま反映しているというふうに理解したらいいのかどうか、そのあたりをわかりやすく説明いただきたいと思います。

議長（久保田 均君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） それでは、ただいまの議第74号の山県市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

わかりやすいということでございましたので、新旧対照表を見ていただきたいと思いますが、新旧対照表の2ページでございますが、「通勤」とございまして、第3条で、新の方を見ていただきまして、まず1号でございますが、「住居と勤務場所との間の往復」とあります。これは、旧にございます、この3条のこの条文でございますが、これがこの移動の往復を言っておりますけれども、この分につきましては旧と同じでございます。この1号のほかに2号と3号がつけ加えられたわけでございます。

2号でございますが、2号の初めの「1の勤務場所から他の勤務場所への移動」ということでございますので、これは、特に非常勤の方でございますので、余り対象になる方はございませんけれども、例えば学校で勤務してみえる自立支援の非常勤の講師の方などが、例えて申しますと、高富中学校に常時といいますが平常勤務しておって、伊自

良中学校へ行ったり美山中学校へ行くその移動につきまして、出張として取り扱わないで通勤として取り扱うものでございますので、「1の勤務場所から他の勤務場所への移動」、このことが1つ加えられました。

その次に、「その他の規則で定める就業の場所から勤務場所への移動」ということでございまして、「その他の規則で定める就業の場所」というのは、例えばこれを議員さんに当てはめると、議員さんがどこかへお勤めでありまして、その勤めてみえる就業の場所、例えば岐阜市のあるところに勤めてみえた、その就業の場所から勤務場所ということは、この山県市へ出てみえる場合、そういった場合のその間につきましても、自宅からではなく勤務場所からということで、この移動につきましてこれが通勤と認められるようになったわけでございます。

その後の括弧書きにつきましては、「規則で定める職員に関する法令の規定に違反して就業している場合における当該就業の場所から勤務場所への移動を除く」とございしますが、違反しているような場合は、例えば兼業禁止のような場合には、これは対象にならないということでございます。

2号がそういうことでございまして、次に3号でございますが、「1号に掲げる往復に先行し、または後に続く住居間の移動」ということでございまして、これにつきましては、簡単に申し上げますと、単身帰任者の就任先の住居、就任先の住居とそして居所先、住居地が2つある場合、2つになってまいりますので、居所先の住居との間の移動もこの通勤災害の対象となるものでございます。

それが大きな改正でございまして、1枚めくっていただきまして、11条につきましては、これは刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の改正が行われましたことに伴います、「監獄」から「刑事施設」の単純な語句の改正でございます。

それ以降につきましては、「障害の等級」を「障害等級」にするとかという単純な文言の改正でございます。

また、その改正の理由につきましては、これは非常勤の職員ということでございますが、常勤の職員につきましては地方公務員法の災害補償法の中でこのことがうたわれておりますので、そうした均衡を図るために、今回この非常勤の職員に対する改正が行われたものでございます。

以上でございます。

議長（久保田 均君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） そうすると、確認しますが、例えば議員の場合は、この市役所議場、あるいは公務の委員の委員会などの活動が勤務先に準ずるんだらうと思うんで

すが、あるいは、先ほど例示された教師の場合もそうですね。それで、普通に考えると、例えば私的な行為を3カ所ぐらいで順番にやって勤務地に行った、公務が済んで自宅に帰るのに3カ所ぐらい用事を済ませて行ったという、今は1つずつのことだったんですけど、そういう連続した場合もここにきちっと当てはめるといえるのか、どうなんでしょう。現実にはそういうことの方が多いわけですので、そのあたりの見解をお願いします。

議長（久保田 均君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） それは合理的に判断いたしまして、その勤務地までの経過でございますので、私的な行為につきましては対象にならないということを考えております。

議長（久保田 均君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） それでは、最後ですけど、議員でもいいです、先ほどの例の教師でもいいんですけども、通常の勤務、例えば本会議がある、委員会がある、教師なら平日の勤務、それ以外に、例えば日曜に何か学校で用事があるって学校に行く先生の仕事がありますね、報酬、給料、手当になっていない。あるいは議員でも、何かの例えば調査のためにとか、私的な活動として役所に行ったりしますね。そういったことも、いわば正規でない部分ですね。そういったものもこの公務の対象として見るのか、そもそもそういったものは私的な行為ですよと見るのか、そこはどうなんですか。

議長（久保田 均君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 先ほど御説明申し上げましたように、あくまでも私的な行為は私的でございますので、公務と私的行為とは明確に区別されるものと考えております。

議長（久保田 均君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） 一度、そこを正確に調べてまた答えていただけませんか。ちょっとそこは微妙なところがあると思って、今お聞きしました。

次に、議第87号ですけど、訴訟の提起ということでありまして。この議案ですが、私はことしの3月議会に一般質問でお聞きしました。それで、この議場で数字なども詳しく答えていただいておりますので、今回、市が提訴する予定の金額、年度も含めてですけど、これは、3月のこの議場での答弁から変更された点があれば、その変更されたところ、理由、その額、そういったことをまず説明していただきたいと思います。

議長（久保田 均君） 松影産業経済部長。

産業経済部長（松影康司君） お答えします。

先ほど、3月議会におきまして、平成18年3月29日でございますけど、美山コミュニティセンター利用組合代表恩田幸暉さんあてに建物の明け渡しを平成18年4月30日まで

に撤去してくださいというお願いと、平成13年から17年までの美山コミュニティセンター、市が払った施設維持管理費及び使用料相当金の損害請求を簡易書留で代表者に送付しました。それで、平成17年度維持管理費として、89万2,080円と使用料16万4,000円の支払いを平成18年4月4日に受けております。その後、平成18年4月24日付でもう一度美山コミュニティセンター利用組合代表恩田幸暉さんあてに、明け渡しの期限を4月18日で撤去してくださいというお願いと、残りの平成13年度から16年度までの美山町コミュニティセンターの市が払った維持管理費の請求をお送りしました。それから、平成18年5月1日につきまして、4月30日が過ぎましたもので、損害金の支払いとか建物の明け渡しがないことを確認しました。本日まで、昨日も確認しましたが、撤去及び支払いはありませんでした。

以上がその後の御報告でございます。よろしく申し上げます。

議長（久保田 均君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） 今お聞きしたのは、3月にこの議場で部長が答えた金額、例えば、地元から土地を借りているわけですから、その地代の部分、あるいは浄化槽でしたかね、そういったものの維持費だとか点検費、あるいは電気代などですね。そういったものもろもろ、答弁されたもののすべてがここに前提となり、ただし、今、既に市にお金として納入された分は差し引いたというふうに理解していいのか、答弁のうち、この部分は今回返還すべきものとして対象としていない部分があるかどうかを確認したかったので、その点を明確に答えてください。

それから、3月も申し上げたけど、自治法上5年というのが時効になるわけですから、その5年時効分すべてを請求する予定であるのかというところですね。

議長（久保田 均君） 松影産業経済部長。

産業経済部長（松影康司君） 先ほどお答えしましたように、平成13年から17年度分を、残りの分を提唱しますし、一応5年分全部請求します。

13番（寺町知正君） 項目の漏れはないですか、地代とか電気代だとか。

議長（久保田 均君） 松影産業経済部長。

産業経済部長（松影康司君） 電気代とか使用料も含まれます。

議長（久保田 均君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） それでは、最後ですけど、この4番に、「必要に応じて上訴または和解をすることができる」とありますが、和解についての市の見込みあるいは意思、そのあたりはどうでしょうか。

議長（久保田 均君） 松影産業経済部長。

産業経済部長（松影康司君） 和解ですけど、一応和解をする考えはございません。

議長（久保田 均君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） それでは、議第88号ですね、議案集の一番最後ですけど、公共下水道の協定の関係です。

きょう、資料は配付いただいています。この資料の中には事業の具体的な部分が説明されていないということで、今回のこの議案に係る、協定に係る部分の事業、これは具体的にどういった事業であるのかということ。それから、この議会は前回もこの種の協定、事業団相手の協定も議決したところですけど、前回の協定と今回の協定の違い、その説明をお願いいたします。

議長（久保田 均君） 梅田水道部長。

水道部長（梅田修一君） 御質問にお答えをいたします。

今回の事業団に委託する工事の内容でございますが、管理棟及び汚泥処理棟の建築工事、水処理設備工事、電気設備工事となります。

具体的には、建築工事につきましては、管理棟が鉄筋コンクリートづくり地上2階建て、建築面積554.5平米、延べ床面積655.3平米、建築に係る機械設備工事、電気設備工事でございます。

汚泥処理棟につきましては、鉄筋コンクリートづくり地上2階建て、建築面積225.3平米、延べ床面積466.5平米、建築に係る機械設備工事、電気設備工事でございます。

水処理設備工事につきましては、脱臭施設、主ポンプ施設、OD施設、最終沈殿池施設、送風機施設、消毒施設、汚泥ポンプ施設等に係る機械設備工事、水処理設備工事、汚泥ポンプ設備工事でございます。

電気設備工事につきましては、脱臭施設、自家発電施設、監視制御施設、受変電施設、水処理運転操作施設、水処理計装施設、ポンプ施設に係る電気設備工事でございます。

以上の工事を11億2,000万円で委託するものでございます。

次に、昨年度の委託協定と今年度の委託協定の違いは何かということでございますけれども、委託協定金額及び工事の内容以外は、昨年度締結した委託協定と内容は同一となっております。

以上でございます。

議長（久保田 均君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） 事業とか工事の内容は説明がありましたけど、例えばその中で、汚泥処理施設ですか、汚泥処理棟ですか、そういったものをつくる、それから水処理設備の工事もあるということでしたけど、それに関して、ついこの数カ月前から最近だと

思うんですけど、公正取引委員会がこういう関係の談合問題で全国の手をほとんど摘発したと思うんですが、市はそのことを承知していますね。それが、私はまだ事業の内容を今聞いたばかりだからわからないんですけど、あの談合事件と今の汚泥もしくは水処理の関係というのは同種の事業であるのかどうかということ。仮に同種であれば、当然事業に影響を受けるんですね、市の発注に関しても。そのあたりはどうなんでしょうか。

議長（久保田 均君） 梅田水道部長。

水道部長（梅田修一君） し尿処理施設工事入札に係る独占禁止法違反業者の影響といえますか、そのようなことについての御質問にお答えをいたします。

まず、事件の内容を少しお話しさせていただきますと、公正取引委員会は、平成18年の5月23日にし尿処理施設の新設及び更新時の入札談合事件について、犯則調査を行っていたところ、独占禁止法に違反する犯罪があったと思料して、同法第74条第1項の規定に基づき、株式会社クボタほか10社を検事総長に告発したものでございます。

被告発会社11社は、平成16年12月上旬ごろに、市町村が発注するし尿処理施設の新設及び更新工事について、発注予定者を決定するとともに受注予定者が受注できるような価格等で入札を行う旨合意した上で、以後平成17年7月中旬ごろまでの間、同合意に従って受注予定者を決定し、もって共同してこの事業活動を拘束し、遂行することにより、公益の利益に反してし尿処理施設の新設及び更新工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限したという内容でございます。

この高富浄化センター建設工事発注に係るこの関係業者の影響、取り扱いということでございますけども、今回の事件は、山県市建設工事請負契約に係る入札参加資格停止措置要領の規定に該当いたしますので、先般6月14日に、建設工事請負業者選定委員会におきまして、関係業者11社のうち本市に登録されました業者10社について処分を行っております。処分の内容は、本年6月14日から来年3月13日までの9カ月の資格停止でございます。

なお、資格停止期間中は、市が発注する工事の契約者及び下請業者並びに市工事の完成保証人になることはできません。

また、参考までにでございますけども、高富浄化センター建設工事を委託する予定の下水道事業団においても、関係業者11社の処分が6月14日に行われまして、6月14日から資格停止6カ月から11カ月がされております。したがって、市または下水道事業団どちらか一方でも資格停止処分がされた業者は、資格停止期間中、高富浄化センター建設工事の契約者及び下請業者並びに市工事の完成保証人になることはできません。

次に、このことによって市の工事発注に影響はないかというようなことでございますけれども、まだ工事発注前でありまして、工事を発注してみないとわからないということもございますけれども、現在、機械設備関係で下水道事業団に登録された業者は93社でございます。このうち市で資格停止を行っております業者は18社でございますので、残りが75社ということでございますので、事業の発注に支障はないと今のところは考えております。

以上でございます。

議長（久保田 均君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） 今、割と具体的に答えていただきました。支障がないかどうかというのが非常に、そこについては不明だと思います。それで確認したいんですけども、今、最終的に18社、93社のうち18社が資格停止になっていると、残り73社だから大丈夫でしょうということでしたが、じゃ、その18社は今までの工事で市の工事を受注していたのかどうか、その点いかがでしょうか。受注していたら当然影響は出ると思いますが、どうでしょうか。

それと、その93社ということでしたが、公正取引委員会が今回の件を摘発したんですけども、じゃ、その業界全体がというふうに常に見られるんですね、公取のやることは。そのあたり、市はどう考えているんでしょうかということですね。

それから、もう一点ですが、今は具体的な話でしたけれど、前回の協定の議案のときにも議論しましたけれども、例えば、市は事業団と契約をするわけですが、事業団が、孫請、さらにその下というふうに具体的に仕事が行くわけですね。市の方はそのあたりもチェックしますというような趣旨の答弁があったと理解していますが、実際にこの第一次の協定をやってみて、市はちゃんと事業団から先の孫請、さらにその先、ずっと全部把握し、いつも監視してチェックしていたのかどうか、あるいは、今後改めるべき点はないのかということ、そのところをお聞きします。

議長（久保田 均君） 梅田水道部長。

水道部長（梅田修一君） ただいまの御質問にお答えをいたしますが、17年度の発注の工事を請け負っている業者が、今談合で告発された業者がそのうちにないかということでございますけれども、浄化センターに関しては、現在はまだございません。それから、談合ということが業界全体で行われておるのではないかというようなことについて市はどう考えるかということでございますけれども、私どもといたしましては、このように事例が挙がった場合しか状態というのはつかむことができませんので、答弁が非常に難しいところなんですけども、こういう事例が挙がったときに、資格停止の処分をすると

というような措置を今までにとっております。

もちろん、市でいろいろな業者が工事施工中に起こしました瑕疵とか、それに伴いまして業者処分をする場合もございますけれども、それ以外、市外で起きたことにつきましては、やはりそういう事例に基づいて資格停止の措置をとっておるのが現状でございます。

次に、事業団と委託協定をして事業団で工事が発注されるわけでございますけれども、その発注した工事の業者、契約者、下請業者、こういったものをチェックしておるかということでございますけれども、この業者につきましては、まず最初に、事業団において厳しく資格とか内容、そういったものについては厳しく精査がされます。それで、一応市といたしましても処理場の監督員を1人設けておりまして、その者が毎月1回の現場打ち合わせには行かまして、細かく内容につきまして、進捗状況とかその内容につきまして審査をしておりますし、また、処理場の工事の進捗状況に応じて現場の方も行って見ております。

それで、もし会計検査なんかがございますと、当然、まず市の方で全体的なこと、細かいことは別といたしまして、すべてまず市の方で答えなくてはならないということもございますので、そういった点も踏まえ、細かくチェックをするようにしておりますので、よろしく願いをいたします。

13番(寺町知正君) 議長、質問したのは、孫請だとか、そういう請負関係のことをチェックしているのかということですよ。

議長(久保田均君) その今の、下請の先まで把握しているかということですね。

13番(寺町知正君) 事業のことは当然ですからちゃんと調べますが。

議長(久保田均君) 工事をやる事業所さんを把握しているかということ。

13番(寺町知正君) 孫請、下請のそういった関係をきちっと把握してチェックしているかというのが質問です。

議長(久保田均君) 工事屋さんの確認をしているかということ。

〔発言する者あり〕

議長(久保田均君) 暫時休憩いたします。

午前10時25分休憩

午前10時26分再開

議長(久保田均君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

梅田水道部長。

水道部長（梅田修一君） ただいま、事業団に委託した工事の先の下請、孫請までチェックをしているかということでございますけれども、そういったものについてはチェックいたしておりますので、よろしく願いいたします。

13番（寺町知正君） 議長。

議長（久保田 均君） 寺町知正君、質問を変えて下さい。

13番（寺町知正君） はい。

チェックをしているということなので、後で資料をいただきに行きます。

次に、議第82、84の関係で、補正予算ですね。

私、今回大きな問題になっている横領事件ですけど、新聞や執行者にお聞きした範囲では、当事者から900万円余りお金は市に返されたと、過去形で既に入っているという説明を受けていますが、今回の予算書を見ても、通常の支出関係、あるいは外から来る分は計上してあるんですけど、その九百何万という非常に大きな歳入がどこにも明示されていないわけですね。これは非常に不思議なことだと思う。通常、議会があれば、そういった大きな修正は常に議会に提案してくるはずなんですが、そういった意味で非常に不思議に思っているんですが、この点、どういう理由で議会に補正として出てきていないのかどうか、そこを説明いただきたいと思います。

議長（久保田 均君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 今回の不祥事につきましての弁償金でございますが、この弁償金につきましては、5月25日に監査委員さんによります監査を行っていただきまして、損害賠償の額を決定いたしました。そのことによりまして、直ちに収入手続をとりまして、地域情報化事業の特別会計の予算の中の諸収入の雑入、そして、目では弁償金に科目を設け直ちに収入したところでございます。

先ほどの、どうして補正予算として上がらないかということでございますけれども、歳入歳出予算の議決の対象科目は款と項でございます。特に歳入予算と歳出予算では、その予算としての効力といいますか規制が根本的に異なっておりまして、収入というものは、単に歳入の予算に従って収入の調整をするものではございません。そういったことから、この横領事件につきましての事の重大性は特に十分認識しておりまして、いち早く収入すべきと考えまして、5月25日に調停を行い、5月29日に収入をしたわけでございます。

そういったことから、予算の議決を経て予算計上するか否かということにつきましては、執行者のその時々判断で行うというものでございますので、御理解いただきたいと思います。

議長（久保田 均君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） 確かに、入ってくる分については、いつ計上するかは執行者の判断ということは言えると思いますが、今回の事件、例えば6月議会の初日にここで議論しましたね、市長と助役の減給の議案、なぜ即決するのかと。それに対して、幾つかの理由が挙げられました。その支給日の話とか、それから、他の職員を処分したんだから早くということもあるというような説明をされました。

それと比べて、じゃ、なぜなんです。こういう事件で市に入ってきた金900万円、それこそ真っ先に議会に補正予算として計上して、ちゃんと入っていますよということをしめしめる、これは当然なんじゃないでしょうか。そういう意味でも、会計の処理の仕方に対する市の考え方があの事件と一緒に思うんですよ。何も変わっていない。きちっと厳しく示すものは示す、そうしなければならないと思うんですが、市の裁量で、市の判断でいつでもいいじゃないですかという趣旨が、全く事件の反省がないと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（久保田 均君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 当然、事の重大さは十分認識しておりまして、早く収入すべきということで収入を行いました。そしてまた、現在は警察とも協議を行っておりますし、最終的な額は間違いないものと認識しておりますけれども、そういったことも考慮しまして、また今後におきましては、一般財源、特定財源を問わずその内容を十分に精査いたしまして、必要に応じ予算計上したいということを考えております。

議長（久保田 均君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） 何といいましょうかね。

議長（久保田 均君） 質問を変えなさい。

13番（寺町知正君） 再々質問、いいですね。市に裁量があるからといって、姿勢を示すということはいろんな場所があるわけですよ。そういった意味で、示すべきじゃないかというふうに考えるわけです。

それで、当事者に返しなさいといって、こちら市長から求めた額が減ることはもうないんですよ、増えることはあってもね。

議長（久保田 均君） 寺町知正君、言うことを聞きなさい。

13番（寺町知正君） 再々質問ですよ。

議長（久保田 均君） 再々、終わっているよ。

13番（寺町知正君） え、今、今。

議長（久保田 均君） あ、そうか、はい、ごめんなさい。

13番(寺町知正君) 質問権を侵害しないでください。

議長(久保田 均君) はい。

13番(寺町知正君) 減ることはないんですよ、一たん命令した返還額、弁償金なんだからね。だから、警察がということもおっしゃるけれども、そこには暗に、警察の捜査でまた増えるかもしれないということが聞こえますけど、そんなことはないんです。警察は全部の事件の全体は調べるけども、そのうち立件するのは一部なんです。だから、警察がもっと増やすべきだと言ってくることはあり得ない。市が減らすことはない。だから、確定しているんだからきちっと計上してほしい、それが市の姿勢の示し方だというふうに思います。

この点、市長にお聞きすることがいいと思うんですね。どうなんでしょう、市長。

議長(久保田 均君) 平野市長。

市長(平野 元君) お答えします。

そういう点は十分検討しましたが、そういった収入科目は自治法上にもしっかりとありますもので、この際は、すべからく早く収入をするというのが原則でございますので、質問されるようなことについて一切そういう問題はないと確信しております。

以上でございます。

議長(久保田 均君) 寺町知正君。

13番(寺町知正君) 質問を変えますが、発議の関係ですけど、委員会条例を議員提案で変えたいということです。現状で具体的に何かの支障があって変えたいということかと思いますが、今回の改正案のメリット、あるいはその反面としてのデメリット、その点はいかがでしょうか。

議長(久保田 均君) はい、それでは寺町知正君の質問を終わります。

〔発言する者あり〕

議長(久保田 均君) ごめんなさい。答弁者、議会運営委員長 藤根圓六君、お願いします。

議会運営委員会委員長(藤根圓六君) 寺町知正君の質問に答えます。

山県市議会委員会条例の一部改正の必要性及びデメリットということですが、第3条で、常任委員会の任期は2年、または同条第2項では、任期満了による常任委員の改選は、任期満了の日前の30日以内に行うことができると定められています。

しかし、任期満了前に臨時議会を開催し、委員の改選をしても、任期満了以後にならないと新しい委員会に所属できないことと、正副委員長の互選ができないということが今までありました。

メリットは、「常任委員会の任期は選任の都度、議会の議決で定める」に改正することによって、いつの段階でも臨時会を開催し、委員会を変更できるということなんです。

以上、答弁いたします。ですから、今までのように、申し合わせによる1年ごとの所属変更はする必要はないと、そういうことです。

以上です。

議長（久保田 均君） 寺町知正君。

議会運営委員会委員長（藤根圓六君） デメリットですね。デメリットというのは、デメリットがある改正はしないということですから、今のところデメリットはないと私は思っております。

議長（久保田 均君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） 1つだけ、もうこれで終わりです。

確認したいんですけど、議決で定めるということは十分理解できましたけど、じゃ、議決というのは毎回更新のときに議決するわけですが、ある議会では1年と議決する、あるときは3年と議決する、そういうことも可能であるのか、それは不可能なのか、どうなんでしょう。

議長（久保田 均君） 議会運営委員長 藤根圓六君。

議会運営委員会委員長（藤根圓六君） 常識的に、1年ごとというふうに今のところは思っております。

議長（久保田 均君） 以上で、寺町知正君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位2番 藤根圓六君。

16番（藤根圓六君） 資料番号1号の議第88号についてですけれども、最初の委託内容については、先ほど部長から説明がありましたし、寺町議員の質問もありまして、1の委託の内容については省きます。

11億2,000万の工事金額の中で、一般的に事務的経費といいますが、この中には純工事以外の設計管理費とか事務的管理費とか監督料とか、そういったものが入っていると思うんですが、その金額的なあれだったら、大体何%ぐらいがそれに入っているかということをお聞きしたいんですけども。

議長（久保田 均君） 梅田水道部長。

水道部長（梅田修一君） 委託協定金額11億2,000万円の内訳でございますけれども、工事費が10億7,096万8,500円、管理諸費が4,903万1,500円ということで、管理諸費は5%未満というような状況でございます。

16番（藤根圓六君） 以上です。

議長（久保田 均君） 以上で藤根圓六君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位3番 中田静枝君。

15番（中田静枝君） 議第76号 政治倫理の確立のための山県市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例についてですけれども、この一部改正は、条例の第2条の方の有価証券の株券についての公表の部分、株数及び額面金額の総額というふうになっていたのを、株数のみというふうには額面金額の総額を削るということでありますけれども、銘柄とか株数、銘柄によってわかると言えばそうですけれども、実際の市民から見ますと、わかりやすいのは、やはり額面総額、額面金額の総額というのは非常にわかりやすい判断の材料になるというふうに思うわけです。その部分を削るということは、条例の趣旨を考えまして、市民に対して見えにくくするものではないかというふうに考えますけれども、いかがでしょうか。

議長（久保田 均君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） ただいまの御質問でございますが、今回の改正につきましては、商法の一部改正によりまして改正でございます、その商法の中で株式の額面というものが、その制度そのものが廃止されました。一般的に額面は50円額面が多いと思えますけれども、その50円という額面がなくなりましたことによりまして、この額面を廃止されるものでございまして、ないものを掲示することはできませんので、そういった改正でございます。そのことによりまして、市民の皆様にはわかりにくいということはないと思えます。表示できないことによりまして、商法の改正によりましてこの条例の改正でございますので、御理解いただきたいと思えます。

議長（久保田 均君） 中田静枝君。

15番（中田静枝君） 商法の改正でも、山県市では独自にそれを加えても別に問題ないんじゃないですか。

議長（久保田 均君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 先ほど御説明申し上げましたように、株券の中に、従来ですと50円という単価が決まっているわけですが、その50円の単価がなくなったわけですから、昔の額面であればそのまま50円と書いてあるのかもしれませんが、今は改正によりましてその額面がなくなったわけですから、ないものを表示、集計することはできませんので、よろしくお願ひします。

議長（久保田 均君） 中田静枝君。

15番（中田静枝君） ちょっと難しい問題で、私もちょっと勉強不足でこれ以上あれなんですけれども、株式とか新聞なんかには毎日載っておりますので、それで来るのかな

と私は思っておりましたけれども、違うんでしょうかね。

議長（久保田 均君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 今、それぞれの株式には値段がついておりますけれども、その値段のほかに、新聞に載っておりますような、評価された、売り買いされた評価のお金がつくわけですが、額面といいますのは、そのお金でない、もとなる額面でございます、その額面は、これは13年なんですけれども、13年に商法の改正によりましてなくなっておりますので、その改正に合わせたものでございます。実際にその時々株価を、今のこの政治倫理確立、市長の条例の中に、そういう今の現在の株価を集計して書くという決まりは、全くそういった形にはなっておりません。

以上でございます。

議長（久保田 均君） 中田静枝君。

15番（中田静枝君） じゃ、次の質疑に移ります。

議第87号の訴訟の提起についてですけれども、2006年3月29日という日付がここに書いてありますが、それ以前と以後の利用状況の詳細を説明されたいというふうに思います。

そして、2005年度分の支払いはいつ行われたのかということを質問いたします。

議長（久保田 均君） 松影産業経済部長。

産業経済部長（松影康司君） 御質問にお答えします。

今の、2006年3月29日の以前と以後の利用状況でございますが、以前も以後も7室の利用がありました。

それから、2005年度の支払いにつきましては、平成18年4月4日に、電気料、それから浄化槽検査料、浄化槽保守点検料、それから借地料、合わせまして89万2,080円と使用料16万4,000円の支払いを受けております。

以上でございます。

議長（久保田 均君） 中田静枝君。

15番（中田静枝君） 業者の方に、今この訴訟でこれだけの金額を直ちに払えということについては、その経営状況とかそういうことについて、実際問題として猶予が必要になってくる場合もあるんじゃないかなというふうに思いますけれども、その辺についてはどうでしょうか。

議長（久保田 均君） 松影産業経済部長。

産業経済部長（松影康司君） 3月29日にお知らせしまして4月30日まで猶予しましたので、それ以降払っていただけませんもので、このような提起を上げました。よろしく

お願いします。

議長（久保田 均君） 中田静枝君。

15番（中田静枝君） その期間は非常に短いんじゃないかなというふうに私は思うわけですけども、いかがでしょうか。

議長（久保田 均君） 松影産業経済部長。

産業経済部長（松影康司君） 私どもは適当な期間だと思っております。

議長（久保田 均君） 中田静枝君、質問を変えてください。

15番（中田静枝君） はい。じゃ、次の質問に移ります。

議第88号の公共下水道の高富浄化センターの建設工事の委託協定についてですけれども、前の質疑によって、また、きょうの提出資料によって大分わかる部分も出てきたわけですが、この契約によって行われる工事の内容というのは、全体計画との関係ではどういうふうになるのかということで説明をいただきたいというふうに思います。

議長（久保田 均君） 梅田水道部長。

水道部長（梅田修一君） 今回の委託協定が処理場の全体計画のうちどのようなものかということでございますけども、第1期工事につきましては、処理槽、処理槽といいますがオキシデーションディッチ槽とか最終沈殿池、こういったものはとりあえず全体の半分をつくります。それから、管理棟、汚泥棟。管理棟につきましては一度につくってしまうわけですけども、汚泥棟につきましては、第1期として3つの脱水機を入れるところをつくる、全体では3つなんですけども、2つというようなことで、若干抑えぎみにつくります。

そういうふうで、処理槽については約半分、管理棟は初めからつくってしまう、それから汚泥棟については、とりあえず必要になる部分、3分の2ぐらいになるんですけども、3分の2をつくるというような形でつくっていきますので、今回の協定がどういうふうになるかということよりも、第1期で整備をする処理場の割合は、大体そのような割合でございます。

以上でございます。

議長（久保田 均君） 中田静枝君。

15番（中田静枝君） ごめんなさい。以上でいいです、一応通告の分は。

議長（久保田 均君） 御苦労さまでした。

以上で、通告の質疑を終わります。

ほかに質疑はございませんか。

ありませんと言って、何ですか、また。

中田静枝君。

15番(中田静枝君) 通告していない部分なんですけど、発議の第4号についてですが、市の委員会条例の一部を改正する条例についてですけれども、具体的に、改正のときにその任期を決めるということについては、具体的に言うとどういうことになるんでしょうか。

議長(久保田 均君) 議会運営委員長 藤根圓六君。

議会運営委員会委員長(藤根圓六君) 議会のときに任期は決めるということはないと思うんですけど、一応、今のところ1年、申し合わせはないんですけども、1年というそういう認識をしておってもらえればいいんじゃないですか。

議長(久保田 均君) 中田静枝君。

15番(中田静枝君) 結局、改正のときに、改正のごとに任期を決めるというふうなことであっても、やはり現在の状況と同じ状況が結局は出てくるのではないかなというふうに思うんですね。

それで、今度のこの提案されたそもそもの動機というのは、申し合わせの1年と、それから条例の2年との食い違いが動機ではないかなと私は思うんです。それで、そこら辺についてはどうでしょうか。

議長(久保田 均君) 議会運営委員長 藤根圓六君。

議会運営委員会委員長(藤根圓六君) 例えば、今までですと、4月に臨時議会をやって決めたとしても、一応は5月11日まではあくまでも任期があって、この交換があったんですけども、今度の条例で4月の初め、臨時議会をやるとなったらその前日で任期は終わるということですので、僕は明確だと思うんですけど。

議長(久保田 均君) 中田静枝君。

15番(中田静枝君) 任期は、結局次の選出が行われるまでは前任者が行うというふうに今までの条例はなっているので、無理にそれ以前に臨時議会を開くこともないと思いますし、もしそういうことであれば、任期以後のできるだけ早い時期に臨時議会を開催したら何の問題もないのではないかなというふうに思います。

それから、もう一つは、やはり任期について、具体的に、今まで申し合わせ事項との食い違いが問題であったというふうならば、1年というふうにやっぱりうたっておかないと、3年でも4年でもということに判断できるわけですから、結局はまた同じようなトラブルが生じないとも限らないというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議長(久保田 均君) 議会運営委員長 藤根圓六君。

議会運営委員会委員長(藤根圓六君) このことは、各議員の皆さん全部了解済みでこ

ういう形になって、この案で問題はないと、私はそういうふうに確信をしております。
議長（久保田 均君） それでは質疑はほかはないものと認めます。

これをもちまして、議第73号 山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を
改正する条例についてから発議第4号 山県市議会委員会条例の一部を改正する条例に
ついてまでの質疑を終結いたします。

日程第2 委員会付託

議長（久保田 均君） 日程第2、委員会付託。

議第73号から議第88号及び発議第4号は、会議規則第37条第1項の規定により、お手
元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託したいと思います。
これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、議案付託表のとおり各常任委員
会に付託をいたします。

日程第3 請願第2号及び日程第4 請願第3号

議長（久保田 均君） 日程第3、請願第2号 山県市における不祥事根絶のための措
置を求める請願について。日程第4、請願第3号 出資法の上限金利の引き下げを求め
る意見書提出の請願について。以上2件を一括議題といたします。

事務局、朗読願います。

（事務局朗読）

議長（久保田 均君） それでは、この請願書の紹介議員であります寺町知正君に趣旨
説明を求めます。

寺町知正君。

13番（寺町知正君） それでは、お手元の請願文書表の裏側、裏面に請願者の趣旨が
書いた部分がありますので、そちらを見ていただきたいと思います。

読み上げることはしませんけれども、まず、第2号の方ですけれども、不祥事の関係
ということであります。市民の方は非常に多くの方が、なぜこんなことが起きたのかと
悲しんでおられる、そういったことと、実態が新聞などで漏れ聞くしかないということ、
非常に市民の方にもそういう意味での不満感、フラストレーションがたまっているとい
うことも、議員の皆さんも聞いておられると思います。そういった中で、二度とこんな
ことが起きてはならないという趣旨から請願されたものというふうに理解しています。

詳しくは読んでいただきたいとして、今回、基本は、市民に実情を明らかにしてほしいということ。それから、公務員がやってはいけないことを行ったら公表する基準を明確にしてほしいということ。そして、二度と起きないようにするためにも、職員や議員、市長も含めて倫理条例を定めるべきだという趣旨であるということです。

まず、公表などに関してですけれども、私も今回資料を少し集めてみましたけれども、まず市の方には、例規集に書いてありますが、職員の懲戒の審査基準、こういった場合にはこういったことをするという基準が明確にされていました。文書で例規集には出ていました。インターネットの例規には出ていませんでした。

それから、公表基準がないと私も思っていたし、当然市民の方も、何を調べても出てこないと思っておりましたが、実は、情報公開で請求したら昨日初めてペーパーで出てきました。これは、平成15年10月29日市長決定という2枚ほどの文書ですけれども、山県市職員の懲戒処分等に関する公表基準ということで明確に定められているということ yesterday初めて認識したわけです。そういった意味で、公表基準があるわけですが、市民の皆さんに知らされていないということなんですよ。

例えば、公表基準、公表する内容、第3として、被処分者の所属部局名、職名、氏名（社会的影響が極めて大きい場合に限る）、被処分者の年齢、処分の理由、内容、処分年月日と。きちっと公表するという基準を市長は持っているわけですね。

じゃ、今回それがされているのか。されていないからこそ、こういう問題、請願が出てくるわけですね。そして、市民の方の請願の趣旨は、公表する基準をつくることと、実際にそんなことまで公表されるなら、もう自分たちが悪いことをしないという効力の働く公表基準をつくってほしいということですね。それがいかに重要であるのかということは、今回のことが示しているというふうに思います。

具体的に、市がこの基準に従って公表したということだと思んですが、それが新聞社に対する公表でありまして、それはペーパー1枚だったわけです。ペーパー1枚と、あと市長のおわびの言葉という2枚ですか、それが公にされたというものでありまして、処分者の何人かの人については、部とか課長職だとかという処分の内容も一部は出ていますけれども、内容については口頭で市側が報道関係に説明をしたということなんですよ。ですから、処分基準に照らしても、今回非常にかたくなに情報の開示を拒んでいるなということがあります。そういった意味でも、きちっとこういう請願を取り上げていただいて、市が認識を改める、制度化もきちっとする、それがいかに重要かということをおもいます。

そういった意味で、ぜひ市議会で議論していただいて、二度とこんなことが起きない、

そういった制度をきちっと担保する。もちろん、制度があれば十分だということではない。だけど、制度すらないこの状態を何とかしてほしい、それが市民の願いであります。

それから、続いて、3番目の請願の方ですけれども、これは、ずっとこの数年社会問題になっています。多重債務関係の高い金利、しかも二重金利になっていることから、非常に不利益をこうむる人が増えているということを改めてほしいということですね。これは昨年来全国的な運動で、各県、市町の議会が意見書を出し、ことしになってもそうです、3月は愛知県のほとんどの市町、県議会が意見書を出しました。この6月議会も、岐阜県内のあちこちの議会に働きかけがあり、そういった方向だということを知っています。例えば、岐阜の市議会はあす閉会ですけれども、昨日の委員会で全会一致で意見書を出すという請願を採択して、あす意見書を出す、請願も採択していくということのようですし、各務原市議会は6日に開会しましたが、もうその日に議員の提案の意見書が出ており、請願も出て、意見書を当日6日に可決、請願もみなし採択というふうになっています。それから、可児の市議会でも、最大会派、それから民主系会派、共産党系会派から出ていて、これも審議されている。今週中に採決される。羽島市もそうですね。

議長（久保田 均君） 寺町知正君、趣旨説明で事例は除くように。

13番（寺町知正君） はい。そういった意味で、もう社会的にも各議会がこういう意思表示をして国の法律改正を求める、これが大きな流れとして定着しておりますので、細かい考え方はともかく、その趣旨を酌んでいただいて、山県市議会もぜひ意見書を可決してほしいと、それが願いであろうというふうに思います。

それで、各運動体の人たち、市民団体、あるいは司法書士会、弁護士会などが動いているわけですが、山県ではそういった団体がないということから、かつ、実際に不利益をこうむっている人はこういうところに名前を出しにくいという特殊な事情がありますので、私は身近な人からの請願を受けて紹介議員となりました。そういったことも十分しんしゃくしていただいて、市議会の意見書を出してほしいということで趣旨説明いたします。

議長（久保田 均君） 御苦労さまでした。紹介者の説明が終わりました。

日程第5 質疑

議長（久保田 均君） 日程第5、質疑。

請願についての質疑がありましたら、発言をどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 質疑はないものと認めます。

これをもちまして、質疑を終結いたします。

日程第 6 委員会付託

議長（久保田 均君） 日程第 6、委員会付託。

請願第 2 号及び請願第 3 号は、会議規則第 134 条第 1 項の規定により、総務委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、請願第 2 号及び請願第 3 号は総務委員会に付託をいたします。

議長（久保田 均君） 以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

21日は総務委員会、22日は産業建設委員会、23日は文教厚生委員会がそれぞれ午前10時より開催をされます。

なお、27日は午前10時より会議を再開いたします。

本日は、これにて会議を閉じ、散会いたします。御苦労さまでした。ありがとうございました。

午前11時06分散会

平成18年第2回

山県市議会定例会会議録

第3号 6月27日(火曜日)

議事日程 第3号 平成18年6月27日

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(22名)

1番	吉田茂広君	2番	尾関律子君
3番	横山哲夫君	4番	宮田軍作君
5番	田垣隆司君	6番	村瀬隆彦君
7番	武藤孝成君	8番	河口國昭君
9番	影山春男君	10番	後藤利弘君
11番	谷村松男君	12番	横山善道君
13番	寺町知正君	14番	渡辺政勝君
15番	中田静枝君	16番	藤根圓六君
17番	村橋安治君	18番	藤垣邦成君
19番	小森英明君	20番	村瀬伊織君
21番	大西克巳君	22番	久保田均君

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

市長	平野元君	助役	嶋井勉君
教育長	小林囿之君	参与兼会計事務局長	垣ヶ原正仁君
総務部長	林宏優君	市民環境部長	長屋義明君
保健福祉部長	室戸弘全君	産業経済部長	松影康司君
基盤整備部長	長野昌秋君	水道部長	梅田修一君

消 防 長 高 橋 信 夫 君 教 育 次 長 土 井 誠 司 君
総務部次長 田 中 公 治 君

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長 船 戸 時 夫 書 記 高 橋 幸 弘
書 記 堀 達 也

午前10時00分開議

副議長（横山善道君） ただいまの出席議員数は21名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 一般質問

副議長（横山善道君） 日程第1、一般質問。

ただいまより、通告順位に従いまして、一般質問を行います。

通告順位1番 宮田軍作君。

4番（宮田軍作君） 発言の許可をいただきましたので、情報無線（防災無線）使用規制緩和についての質問をさせていただきます。

山根市の情報無線（防災無線）システムは、最初、放送エリアを小学校区単位まで可能と聞く。この施設を、住民の利便性を高めるために、もっと自由に、手軽に使用、活用できないのか。旧町村時代は制約も緩やかで、今より弾力的に頻繁に使用されてきた。この設備は、5億6,600万円もの巨費を投じ、緊急時の迅速な対応方法として備えられたものであることは理解できるが、せっかくの設備だから、もっと制約を緩めて自由に使用できるようにならないのか。

有線テレビが確立したということで、自主放送番組がそれにかかわると言うが、それはテレビを見ての話。緊急性、同時性、アナウンス効果は情報無線が断然まさると考えます。

今は、事前の使用手続が煩瑣だと聞いている。形式が先立ち、住民はしり込みしてしまう。旧町村地域特定ブロックエリアとして、気楽に迅速に情報伝達可能なシステムを構築する考えがありますか、総務部長にお尋ねをいたします。

副議長（横山善道君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） それでは、ただいまの情報無線の使用規制の緩和についてお答えをさせていただきます。

多額の市費を投じ整備した防災行政無線でございますので、もっと自由で手軽な運用を考えられることはもっともなことでございます。こうした施設は、屋外放送施設110本、屋内での個別受信機約1万台のアナウンス効果は大きく、広報やまがたや有線テレビの文字放送にはない効用が認められます。

合併以前に比べ使用手続が煩雑だとの御指摘でございますが、放送区域の拡大により、対象人口の増加、多様な地域性に対応するための運用といたしておるためでございます。

防災行政無線本来の目的は、防災、防犯に関する情報の迅速な伝達でございます。こうしたことに直接の関係のない情報を流しますと、苦情が寄せられることも事実でございます。多くの情報を流すことが、特定市民の利便性を高める一方、また反対に、直接関係のない市民の皆様に対しましては、放送に対する関心を低下させることとなります。

市といたしましては、こうした苦情を放置することはできず、また仮に理解を示さず、同じような状態で放送をし続けると、緊急時の連絡に支障を来し、本来の目的を果たすことが困難となることも危惧せざるを得ません。合併後、防災行政無線の全市一元化を行い、その運用につきましても、全市一元化的な管理を目指してまいりました。防災行政無線の持つ緊急性、同時性の効用は明らかであり、ほかにかわるものはございません。しかし、今後におきましては、地域性にも十分配慮いたしまして運用を行い、その効果を最大に発揮させていく方法を検討してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくをお願いいたします。

副議長（横山善道君） 宮田軍作君。

4番（宮田軍作君） 合併し、防災行政無線の全市一元化が行われる、管理運営されてきたことは、防災、防犯が優先されることもだれしもが認めるものであります。一方、投資効果と付加価値を無限に引き出すのも行政の重要な任務と考えます。

本市は、70%が山林で占められる。市民憲章の第1にありますように、「豊かな自然を愛し、美しいまちをつくります。」と掲げている。山野草愛好者が手塩にかけて育てた作品を多くの市民に見てもらい、山林の恩恵、保全の大切さ等をこの機会に知ってもらうことも含めて放送を依頼しているが、2年間取り上げてもらえないと嘆いておられます。公民館の活動行事や花咲きホールの催し案内も同様であります。

旧伊自良村では、身近なことまで頻繁に使用されていた。例えば、夕方放送していた、「よい子の皆さん、マルマル時になりました。遊びをやめておうちへ帰りましょう」時報の音楽のみでなく、日本語と地元中学生の英語で繰り返し毎日流されており、大変温かみのあるものであります。また、小中学校の修学旅行の行動も、「伊自良南・北小学校6年生は全員元気に宿に入りました」とか、また明るくなる日になりますと、「修学旅行の一行は全員元気に羽島を通過、まもなく伊自良に到着します」と放送し、子供を持たない住民までが、地域の子供は地域で守る、このモットーから、快く和やかに聞き入れていました。こうした放送効果をどう評価するかが重要なところだと思います。

昨今、全国的に子供が犠牲になる事件が増える一方、伊自良地域におきましては、さきの地域の子供は地域で守るのモットーから2年前に住民が立ち上がり、伊自良の子供を育てる会が発足、この会が中心になり、この4月1日から、伊自良子どもを見守り隊、

現在151名が登録サポーターとして、全地域で毎日登下校に安全確認と子供の声かけ運動がなされております。こうした活動は、美山地域も高富地域も同様に実施されております。子供はだれの子みんなの子、こうした地域の環境づくりに、このような情報を情報無線で流すことの効果は大きいと考えます。実際、先月修学旅行に関する情報を流したところ、多くの賛同される声が伺えました。

また、現在では、消防団員の確保が難しい時期になっております。先日の自治会長と消防団役員の懇談会で、消防団員が活動していることを住民に知ってもらう策として、点検日にサイレンを鳴らすことが復活した。市民からは、久々のサイレンに一瞬緊張したが、消防団活動が再認識できたとの声を聞くこともできました。

また、今月18日に、市内の体育施設の一斉清掃美化活動が実施された。事前に関係者約1,000名に往復はがきで知らせ、参加者の確認の参考にしたと聞く。当日は天候が不順であったにもかかわらず、800人ほどの参加者により施設の清掃美化活動が実施された。こうしたことは、体育施設に限らず、文化施設、公園、遊園地、トイレなど公共施設を初め、利用者のモラルの向上に大きな効果が期待されるなどなど、地域に密着したきめ細かな情報伝達によって、市民の受ける利益や、行政との一体感も深まり、規制緩和の効果は大きいものと考えます。合併して地域の特性や事情が規制によって消され、追いやられる事態を、地域住民は思いやり行政の希薄を懸念するものであります。よって、次の4点について再質問いたします。

1つ、情報無線で流す場合、関連部署で文の作成、録音が義務づけられているが、放送を含め、録音アナウンサーは管轄である総務で行うよう便宜が図れないのか。

2つ、決裁には、要望される趣旨及び効果など、幅広く高度な見識を持ち、かつ地域性を重視し、柔軟な判断とならないのか。

3つ、苦情を軽視するのではなく、苦情を寄せた方には、放送を許可した趣旨、効果をわかりやすく説明し、行政が目指している考えを理解してもらうチャンスと受けとめ、努力することが重要と考えますが、どうでしょうか。

4つ、エリアごとの発信情報の決裁権を支所長に与えてはどうか。本庁より支所の方が住民になじみが深く、親近感が格段に違う。

以上4点について、総務部長に明快で信憑性のあるお答えをお聞かせください。

副議長（横山善道君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 再質問にお答えいたします。

この情報無線に限らず、地域住民の方のただいま御指摘にございましたような希薄化につきましては、それぞれの職員が常日ごろ特に留意をして、それぞれの分担で仕事を

進めておるところでございます。

ただいま、4点ほど再質問がございましたが、1点目の情報無線で流す場合に、この関連部署での案内文の作成ですとか録音が義務づけられておりますが、これを所管の部であります総務課の方で行うように便宜を図れないかとの御質問でございますが、この件に関しましては、各部署の連絡事項等はそれぞれの各部署が最も理解しているところでございます。その意義ですとか内容などを正確にお伝えするためには、それぞれの各部署において対応することが効果的で、効率的であると考えております。

次に、2点目の決裁ということでございますが、放送に対する判断基準によりまして、要望されました趣旨ですとか効果などを幅広くとらえまして、流してよいものか悪いものかを決裁しておるところでございますが、特に、この放送に関する判断基準等を含めまして、要望される趣旨ですとか効果を幅広くとらえまして、特に地域性等、必要性等を十分に配慮させていただきまして、今後検討させていただきたいと思っております。

次に、3点目の苦情を寄せられた方への対応についてでございますが、この苦情を寄せられてこられた方への説明につきましては、十分に御理解いただけるよう説明をいたしております。しかし、寄せられる苦情と申しますのは、やかましいとか、眠っている者が起きてしまうとかが多く、その時々大変に興奮されているような状態であることから、これらの説明意図がなかなか理解していただけないこともございます。しかし、放送の必要性ですとか重要性について十分に御理解をいただくよう説明することは、今までと同様に重要で大切なことと考えておりますので、今後におきましても、誠心誠意理解いただけますように説明をさせていただきたいということを思っております。

次に、最後の4点目の、エリアごとの発信情報の決裁権を支所長に与えてはどうかという御質問でございますが、先ほどお答えしましたとおり、放送の内容を十分考慮いたしまして、地域性に配慮した運用を検討させていただきたいと考えております。しかし、この情報の発信の権限を多方面に分散いたしますと、本来の使命であります防災無線としての機能を阻害する危険性があること、また、放送内容の重複が発生する可能性等があることなどから、この点につきましては非常に慎重に検討する必要があるのではないかと考えております。

以上でございます。

副議長（横山善道君） 宮田軍作君。

4番（宮田軍作君） 地域に芽生える多くのやる気を積極的に支援していただけるようお願いしておきます。

最後になりますが、再々質問を平野市長にお尋ねいたします。合併のこうがい、公の

害として地域格差を挙げる自治体は多い。本市においても、地域格差の拡大傾向にあることは否めない事実だと思っております。市の基本的な行政方針に地域の特性が余り生かされていないのではないかと。旧町村時代に長年かけてつくり上げた、地域に沿ったきめ細やかな行政、これは地域住民と行政が一緒になって知恵を出し、提言、協力、支援し、地域住民参加の体制ができつつあったと考えます。行政範囲が拡大したといっても、県下21市の中で、人口数でいいますと、美濃市、飛騨市に次いで3番目に小さい市であります。小規模な市だからこそ、地域の特性を生かし、いいものはお互いに認め合い、ほかへ広げるといふ小回りのきく身近な行政を市民は願っております。

今回取り上げました防災無線の取り扱いも含め、総合的に支所の機能、人材強化を図り、住民との接点を広げ、情報収集のアンテナを高くすることが先決ではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。合併をし、4年目を迎え、まさに平野市政の真価の問われるとき、自治体のトップとして強いリーダーシップを発揮していただき、平野色が実感できる市政を市民が願っていることをお伝えし、最後に市長の見解をお聞きし、私の質問を終わります。

副議長（横山善道君） 平野市長。

市長（平野 元君） 御質問にお答えいたします。ただいまの無線につきましての、広く運用したらという御意見はもっともだと思っております。その点につきましては、総務部長が答弁したとおりでございますが、その中で、やっぱりその地域の要望、それから緊急性というような問題もございますので、その辺は十分踏まえながら、そういった点について十分検討して対応していきたいというふうに思っております。

そして、今またお話がございました地域格差の問題でございます。私はかねがね、合併以来、地域格差を排除していくということで心がけてきたつもりでございますし、現在もそういうつもりで取り組んでおるつもりでございます。

例えば伊自良地域におきましては、文化の里の開発事業、あるいは伊自良湖周辺の開発事業、美山地域におきましても、ことしも手がけております美山地域北部の開発事業等、積極的にそういった面について検討を加えておるところでございますし、確かに、美山地域においては自然的には過疎化をしておることは事実でございます。そういった意味で、ある意味では寂しいという御意見もたくさん聞いてはおりますが、そんな中で、どうしたらよいかということについて、美山北部地域の開発についているんな面でも今検討を加えておるところでございますし、そういった各市の特性と申しますか特殊性も十分とらえながら、しっかりとしたこの山県市の発展策、総合的に均衡のある発展策へ持っていくように、職員一同力を入れて頑張っておるところでございますので、御理解を

いただきたいと思いますし、今後とも、そんな気持ちで積極的に取り組んでまいりたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

以上で答弁を終わります。

副議長（横山善道君） 以上で宮田軍作君の一般質問を終わります。

続きまして、通告順位2番 村瀬隆彦君。

6番（村瀬隆彦君） 御指名いただきましたので、1点質問させていただきます。

放課後児童クラブの開館時間についてですが、現在、放課後児童クラブの開館時間は午後6時までとなっています。施行規則では5時ですが、1時間の延長がなされています。一方、保育園における延長保育は午後7時までとなっております。ここに1時間の差があります。現在、延長保育の利用実態を見ますと、山県市の保育園全体で延長保育の申込者数が293名あります。そのうち、実際延長保育を利用されている人は190名に上ります。大変多くの方が延長保育を利用され、安心して仕事をされていることと思います。

しかし、これが小学校へ就学すると同時に、支援組織は放課後児童クラブやみちくさクラブ等に移行されます。この支援組織の放課後児童クラブやみちくさクラブの開館時間は午後6時までとなっています。保育園において午後7時まで利用できたものが、小学校就学と同時に1時間早くなるということは、かなりの保護者、父兄の方が仕事を1時間早く切り上げて迎えに行かなければならないということになります。山県市の子育て支援に逆行しているように思われます。

そこで、保育園の延長保育時間の午後7時と放課後児童クラブなどの開館時間を保育園と同じ午後7時までとする考えはないのか、保健福祉部長にお尋ねします。

副議長（横山善道君） 室戸保健福祉部長。

保健福祉部長（室戸弘全君） 放課後児童クラブの開館時間についての御質問にお答え申し上げます。

現在、児童クラブの実施時間につきましては、授業終了後にあっては下校時から午後6時までとし、夏休みなど長期休暇中は原則として午前8時30分から午後6時までとして、要綱に定め運用をいたしております。一方、児童福祉施設としての保育園においての延長保育時間は午後7時までと定めており、議員が言われますように、その時間差は1時間ございます。

平成16年3月に実施いたしました山県市次世代育成支援に関する意向調査の結果によりますと、就学児童の父親が午後6時以降まで勤務がある割合は65%、母親については13%となっており、その労働形態も多様化していることが伺えます。

こうしたことから、本児童クラブやみちくさクラブも含め、全市的にその実態把握にも十分努め、新年度に向けて検討を重ねてまいりたいと考えます。いずれにいたしましても、その対応については、指導する職員の確保といった人的配慮、加えて、その資質の向上も考慮していく必要がございます。今後も、岐阜県放課後児童クラブ運営基準等とも兼ね合わせ、安心して利用できるクラブの運営に努めてまいります。

御理解を賜りまして、答弁とさせていただきます。

副議長（横山善道君） 村瀬隆彦君。

6番（村瀬隆彦君） ただいま、保健福祉部長の答弁によりますと、新年度に向けて検討していくという回答ですが、新年度というのは来年度、平成19年度になると思います。今の答弁は大変評価のできる答弁だと思っております。来年に向けて今からしっかり検討していただき、来年度実施できますようよろしくお願いをして質問を終わります。

副議長（横山善道君） 以上で村瀬隆彦君の一般質問を終わります。

通告順位3番 谷村松男君。

11番（谷村松男君） 発言のお許しをいただきましたので、大きく転換されようとしております農業農村政策について、今後、山県市の農政をどう指導していくつもりなのか。農地・水・環境保全向上対策事業の取り組みと、土地改良事業を実施した場合の地元負担金の軽減、それから土地改良区の設立、この3点について産業経済部長にお尋ねをしたいと思います。

我が国の農業は農業者が急激に減少し、高齢化が急速に進んでおります。一方、国際的には、WTO世界貿易機関の農業交渉で、近い将来、安いお米が大量に流れ込んでくるのが懸念されております。担い手農家の育成と、安い米に対抗できる農業経営について、早急に、しかも真剣に取り組まなければならない時期に来ていると思います。

このような背景を踏まえ、農林水産省では経営所得安定対策等大綱を策定し、平成19年度から実施することとしております。その内容の1つは、米の生産調整支援対策を根本的に見直す、2つ目は、品目横断的経営安定対策により農業経営の安定化を図る、3つ目は、農地・水・環境保全向上対策を本格的に導入する、この3本柱で農業地域を守っていかうとするものであります。担い手農家を中心にした経営規模の拡大と、農山村の環境保全を重視した農政に大きく転換されようとしております。

1つ目の米の生産調整、いわゆる転作としては、従来、国を初め行政による生産目標数量の配分は行わず、米の需給に関する情報に基づき、農業者、農業団体が自主的に生産調整を実施することとなります。また、転作料につきましても、認定農業者に限って収入の変動による影響緩和策として考えられておりますが、一般農家の転作料は徐々に

減額され、最終的にはなくなるようであります。

2つ目の品目横断的経営安定対策は、農業に対する意欲と能力のある担い手農家に限定し、認定農業者、いわゆる担い手農家の経営規模を拡大するとともに、米、麦、大豆といった複数の作物を組み合わせた営農を行うことにより、諸外国との生産条件の格差を是正し、農業経営全体の収入の変動による影響緩和策等により経営を安定させようとするものであります。すなわち、認定農業者に限って米だけでなく麦、大豆といった複数の農作物を栽培することにより、年間の収入を増やすとともに、過去の実績より減収となった場合については国が補てんし、経営の安定を図ろう、こういうものであります。

3つ目の新しい制度でございますけれども、農地・水・環境保全向上対策は、農家の減少と高齢化が進み、従来から地域の慣習として機能してまいりました農地や農業用水の清掃など、集落が一体となって保全をしてまいりました活動の継続が今危ぶまれております。そこで、地域の自治会、子ども会、老人会等の各種団体と一致した認識をもとに活動計画を立て、それぞれが役割を分担し、共同活動により、自分たちの地域は自分たちで守っていくという活動を通して集落機能の再編を行おうというものであって、平成18年度に全国で600地区、岐阜県では岐阜市の太郎丸地区を初め8地区をモデル的に農村地域の資源保全活動の支援実験事業として実施しているところであり、本年度の実験の成果を踏まえ、平成19年度より本格的に導入する、こういうものであります。

この制度は、国、県、市より助成を受け、地域の農業者を中心に、自治会、PTA、子ども会、老人会、あるいは消防団、農協、各種ボランティア団体など活動組織をつくり、集落単位で用水路の清掃や排水路の堆積土砂の除去、土手の草刈りや道路の維持管理を行うもので、当然もともと農作業としてやらなければならない作業を助成金をもらって行おうというものであります。これからの農村地域を守っていくためにこうした新しい制度の導入が不可欠と思われまじ、こうした組織に基づいて各種団体が計画的に事業を実施していくことにより、それぞれの団体の行事もやりやすくなりますし、地域の連帯感もより一層深まり、災害等が発生した場合にも非常に役立つ有意義な事業であると思われまじ、市は積極的に事業推進に取り組んでいただきたいと思われまじ、どのように取り組んでいくおつもりなのか。

現在、山県市の農地は、田が約1,000ヘクタール、畑が450ヘクタールと言われておりますが、その大半が農振農業地であり、今後この農地をどう守っていくのが課題となっております。昭和40年代に整備した用水路、排水路は耐用年数も過ぎ、用水路は漏水が著しく、その機能を果たさず、排水路は、地域の開発等の影響もあって通水能力に不足を来し、水田は湛水による被害も出ております。が、最近では担い手農家に委託して

いる農家が多く、その地権者の関心は薄く、用排水路改良の話はあってもなかなか進まないのが現状であります。私の住む農村地帯を見ましても、至るところで休耕田がそのまま放置され、草や木が生い茂り、農村景観が著しく阻害され、環境が悪化しております。このままでは、のどかな田園風景は失われ、荒れ果てた農地になるのは必定であり、心ある農家の方々は、何とかしなければ、何とかしてほしいとの思いでいっぱいあります。

今後の農業施設整備は農業のためだけではなく、農村の景観、環境の保全のために実施されるものでありまして、国土保全が目的であります。また、担い手農家による、先ほど言いました大規模経営を行おうと思えば、圃場の管理がしやすいような土地改良が必要になってまいります。しかし、圃場整備や用水路等の改良事業を実施するには、現在10%の地元負担金が必要になってまいります。老朽化した用水を県単の事業や市の単独事業で補修していても、とても地元の要望に追いつきません。

そこで、パイプライン等の土地改良事業に取り組もうと思っても、この地元の負担金の問題が大きな障害となっております。こうしたことを考えると、地元負担金を軽減してでも再整備を促進していく必要があるのではないかと思います。市の考えはどうか。

また、今後、農業農村のかかわる諸事業を推進していくためには、どうしても推進母体となる組織が必要になってまいります。そこで、山縣市土地改良区を設立して、農政にかかわる諸事業を推進してほしいと思うが、市の考え方をお聞かせください。

副議長（横山善道君） 松影産業経済部長。

産業経済部長（松影康司君） 転換期を迎えた農政にどう対応するかについてお答えします。

最初に、農地・水・環境保全向上事業の取り組みについてでございますが、この制度は、先ほど議員が御発言のとおり、経営所得安定対策等大綱の3本柱で平成19年度からスタートします。この共同活動、環境保全に向けた活動の支援ということで、支援策については、地域の集落農業者、それ以外の住民も一緒に含めた活動組織が必要となります。実施に当たっては、生産資源の向上、環境資源の向上、資源の保全管理と、この3本柱の中にいろいろなメニューがございます。平成18年度は、本格的な対策の着手に先駆けて、全国600の地域で実験的な取り組みに対する実施実験事業を行っております。本市といたしましても、CCYや広報紙等を活用してPRを行ってまいります。また、事業実施を希望する自治会や水利組合に対しまして、県の協力を仰ぎ、事業説明会など、事業推進に前向きに取り組んでまいります。

次に、圃場整備事業、圃場整備用水改良事業に伴う地元負担割合の軽減についてでござ

ざいますが、現在、農業基盤整備事業の地元負担につきましては、山口市分担金徴収条例第2条により、土地改良事業の施行により利益を受ける者で、その事業の施行に係る地域内に当たる土地につき、土地改良法第3条に規定する資格を有する者となっております。対象事業は、圃場整備事業、かんがい排水事業について、事業費の100分の4を負担していただいているのが現状でございます。

この事業の地元負担につきましては、合併前の高富はありませんでした。伊自良は事業費の40%、美山は20%で負担に格差がありましたので、合併時の事務のすり合わせ作業により近隣市町村の負担状況を調査し、それを参考にして負担割合を決定した経緯がございます。

負担割合の軽減につきましては、合併時の事務のすり合わせを行ってから4年が経過し、農業も農作物の生産性から環境保全へと変わりつつありますが、受益者が特定されているため、適正な負担をいただかねばなりません。そういうことで、現在のままでよいのか、変更したらよいのかということにつきまして、今後十分検討してまいりたいと思います。

最後に、山口市土地改良区の設立についてでございますが、現在市内には、農業用施設の維持管理を目的とした水利組合が存在しております。地域ごとに農業に対する取り組みの相違がありますので、それぞれの地域に必要な応じて設立を考えていただいた方がよいのではないかと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

失礼しました。100分の10を負担していただいております。失礼しました。

副議長（横山善道君） 谷村松男君。

11番（谷村松男君） ただいま産業経済部長には、農地・水・環境保全向上対策事業の取り組みについて前向きな答弁をいただきましたし、その他2点につきましても、それなりに評価できる回答をいただきました。そこで、再度市長にお尋ねをしたいと思っておりますけれども、今、農地・水・環境保全対策事業、これにつきまして、今後は地域ごとにそれぞれ農業をどう維持発展させていくのか、国の施策を踏まえつつ、それぞれの地域で、自主的かつ主体的に考えて行動する以外に道はない、こんなことを思っております。地方分権の時代、今回の農業政策の大変革は、まさに地方の創意工夫とその力量が問われる大きな試練とも言えるのではないのでしょうか。

この制度は、それぞれの地域を、皆さんが知恵を出し合い、汗を流して、その地域の景観と環境を守っていきこう、こういうものでありまして、その取り組み方によっては、薄れがちな地域の連帯意識を取り戻し、より一層地域の融和が図られるものと思われま

す。この事業の助成金は、国50%、県25%、市25%の負担割合で実施されることとなっておりますが、仮に山県市の農地1,000ヘクタールの半分を補助対象として実施した場合、500ヘクタールで市の予算は年間550万円ぐらいと聞いております。この事業の実施で地域の連帯感が深まり、地域のコミュニケーションが図られることにより、地域の防災計画等にも生かすことができれば、災害時の非常事態に迅速な対応ができるなど、この事業は多目的な効果も期待できる有意義な事業であると思われれます。

先日も、農林課の担当者と意見交換をしたとき、岐阜県も、事業の推進に積極的に県内の事業実施面積の目標を立てながら、県下全域にPRしているとのことでした。また、山県市にも説明に来庁され、市長もこの制度について十分御理解、御認識いただいていることと思います。

そこで、本事業推進の取り組みについて市長の積極的な答弁を期待して、私の質問を終わります。

副議長（横山善道君） 平野市長。

市長（平野 元君） お答えします。

農地・水・環境保全向上対策事業、国の制度でございますが、事業名は大変長いんですが、それを19年度からスタートするという点について、その取り組み方でございます。

かつて、今現在も続いておりますが、中山間地直接支払い制度、これもございます。今度は、平たん地における農業基盤の保全ということに向かってきたというふうに私はとらえております。先般も、県の農林事務所長も来庁されまして、いろいろ御意見を交換しながら取り組みについてお話をしたところでございますが、中山間地の直接支払い制度におきましても、現在山県市では大変積極的に取り組んでいただいておりますが、ややもすれば大変手続事務が煩雑というようなこともございまして、そういう意見が出ておるところでございますし、今回の農地・水・環境保全対策事業これにつきましても、そういった点を危惧したということで、岐阜の農村事務所長にもその辺も尋ねたところでございます。

いずれにしましても、その対応につきましては、19年度からスタートするといっても、これは農業者だけではなく地域の住民、自治会、子ども会など関係団体が幅広く参加していただく、そういった活動組織を立ち上げる必要がございます。その辺のところにつきましても、今後、地域の自治会等を中心にして皆さん方の御意見を十分拝聴し、また、国、県の施策を十分御説明しながら積極的に取り組んでいただきたい、そういうふうに思っておりますし、中山間地の直接支払いの場合と同様に、何としましてもその農地を

保全するという基本的な姿勢に立って、関係機関、地域の皆さんと十分協議をし、検討して、事業実施に前向きに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

この事業を進めるために、そういった点で格別皆さん方に御支援を賜ることと思いますが、農地の保全という大前提もございますので、その辺も踏まえながら積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

副議長（横山善道君） 以上で谷村松男君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。議場の時計で午前11時10分より再開いたします。

午前10時50分休憩

午前11時10分再開

議長（久保田 均君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員は22名であります。

一般質問、通告順位4番 尾関律子君。

2番（尾関律子君） 議長より発言のお許しをいただきましたので、通告してあります3点について質問をさせていただきます。

初めに、広告事業による自主財源の確保についてお尋ねをいたします。

自主財源の確保については、税収の減少など深刻な財政難に直面する自治体が、従来の歳出削減一辺倒から一歩踏み込んで、自ら稼ぐ広告ビジネスに力を入れ始めています。最近、自治体のホームページを開いてみますと、画面に企業のバナー広告が表示されていることがあります。また、自治体から送られてくる納税通知書などの封筒にも広告が印刷されているといったような記事を目にすることがあります。

横浜市では、2年前の2004年度に財政局に広告事業推進担当を設置し、広告ビジネスへの本格的な取り組みを始め、初年度の2004年度は、ホームページのバナー広告618万円、ホイルカバー広告300万円、給与明細広告7万円など合計約9,300万円を稼ぎ出しました。今年度の2006年度は2億円を稼ぎ出す見込みをされているとのことです。

岐阜県においては、各務原市がことし3月1日から市のホームページ上に広告の掲載を始めています。

それぞれの自治体の規模は違いますが、ホームページのバナー広告は、地元だけでなく全国ネットの広告として注目を集めています。社団法人日本広報協会の2004年度の調査でも、45団体が掲載しているとのことで、今後増加していく傾向にあるとしています。広告ビジネスは、市が所有する公共施設や車両、市が発行する印刷物、公共施設で開催

されるイベントなど有形無形のさまざまな財産を活用して展開されるものです。

山口市においても、厳しい財政状況の中、歳出削減の努力も進めながら、ホームページのバナー広告や市役所から出される封筒や広報紙、また街路灯など、広告事業による自主財源の確保を積極的に取り組まれてはと思いますが、どのようにお考えでしょうか。総務部長にお伺いいたします。

議長（久保田 均君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） ただいまの、広告事業による自主財源の確保についての御質問にお答えをいたします。

国と地方のあり方を見直す地方分権の流れが進むとともに、三位一体改革により地方交付税の見直しや税財政改革が進められ、地方公共団体の財政はますます厳しくなる状況の中、本市におきましても、市税や地方交付税の確保に努力をいたしている現状でございます。そうした中で、各種の事業を推進していくために、それぞれの各部門において経費の節減を図るとともに、効率的な施策を行い、健全財政の運営に努めているところでございます。

こうしたとき、議員の御質問のとおり、他の自治体において広告ビジネスが推進され、その効果が注目されているのは御承知のとおりでございます。また、自治体においては地域独自の課税対象を考え、税収の増加を図る法定外目的税の創設など、自主課税権の利用についても議論されております。こうした中で、市有であります公共施設や車両、市の発行物などを利用した広告ビジネスは、過去にはなかった新しいアイデアでございます。

市におきましても、本年度、広報やまがたに広告を掲載すべく要綱を制定しており、広報にて広告掲載者を募集するよう準備を進めているところでございます。今後は、市のホームページや市の発行物などにつきましても、広告収入と掲載経費の費用対効果などを考え、広告料収入の検討を行ってまいりたいと存じますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（久保田 均君） 尾関律子君。

2番（尾関律子君） ただいまの答弁に、広報やまがたに広告掲載者の募集をしていく予定をされているとのことでした。本市には有線テレビがありますし、また、そういったテレビを活用しての募集、あるいはホームページ上での募集など、幅広く募集をされていくことも考えられてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。再度総務部長にお伺いいたします。

議長（久保田 均君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） ただいまの再質問でございますが、当然、広報やまがたのみでなく、CCYの有線テレビですとかホームページ、そういったものにつきましても、また、その他各種封筒ですとか税務関係の納付書等につきましても、当然それぞれの部署で今後検討してまいりたいと思っております。

特にホームページにつきましては、費用対効果と申しますか、費用のかからないものでございまして、また、広報などと比較しましてもタイムリーな点もございまして、そういった点を十分考慮しながら全体で考えていきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

議長（久保田 均君） 尾関律子君。

2番（尾関律子君） 厳しい財政状況の中、活発な募集活動をされることを期待して、次の質問に移ります。

2点目ですが、職員提案の各種事業についてお伺いをいたします。

2007年問題と言われる団塊の世代の方々の退職を目前にし、この方々の経験や知識、技術など、培ってこられたものには私たちは学ぶことが多いと思います。本市も合併4年目に入り、そうした基盤の上に、より住みよいまちづくりをしていかなければならないと考えます。

そうした中、ことしの1月に福島県の矢祭町へ視察研修に行かせていただきました。矢祭町は、マスコミにも取り上げられたことのある、合併しない宣言をした町です。視察は、全国から5つの市を含む13の自治体の議員や行政職員が参加しての合同視察となりました。本市とは財政規模は違いますが、歳出削減や町独自の施策は参考になるものが多くありました。

そのうちの1つに、自立推進課の職員が中心になり、事務レベルでの改善や努力をし、削減できた経費を少子化対策など次世代を担う子供たちのために使いたいと提案され、赤ちゃん誕生祝い金事業として、3人目誕生から100万円、4人目は150万円、5人目は200万円の出産祝い金の支給がなされておりました。これは、職員の方々の提案が新しい施策として実を結んだものと思われました。

横浜市の広告ビジネスも、職員による新規事業提案を受けて本格的な取り組みをスタートさせたと聞いております。本市においても、職員の方々による提案やアイデアが出されていると思いますが、どのように対応され、実現しているのでしょうか。総務部長にお伺いいたします。

議長（久保田 均君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 職員提案の御質問にお答えをいたします。

議員御発言のとおり、2007年問題と言われ、団塊の世代の方々が多く退職され、今まで培われてみえました貴重な経験や知識、技術が失われていくという問題は本市においても同様であり、合併して間もない山口市にとっては大変な痛手であり、今後を担っていく若い世代がいかに貴重な経験や知識を受け継いでいくことができるか、その方策を考えていかなければなりません。

また、山口市が今後ますます発展していくためには、国、県事業である東海環状自動車道256号バイパスを初め、多くの事業を推進していくことも必要であり、そのためには、議員の皆様の広い見識と豊富な知識をおかりして、議会と執行者が一体となって、より住みよいまちづくりをしていかなければなりません。

さて、職員からの提案方法につきましては、毎年1回、職員意向調査の中で、提言、意見として全職員から自由な意見を求めています。その中には、経費の削減のための機構改革の提言や、新規事業に向けた職員のやる気などさまざまな意見が述べられています。

本年度の機構改革につきましても、例えば、税や使用料などの未納者対策として徴収対策室の設置や、教育委員会を本庁舎へ移動することにより市長部局と一体とし、市民に対する行政サービスの充実と利便性の向上を図るとともに、あわせて職員の事務処理の時間や移動にかかる経費の節減なども、こうした職員からの提言を踏まえて実施しております。

また、それぞれの部門において職員からの提案をもとにした事業を実施しており、例えて申しますと、文化の里花咲きホールにおいては、職員が自ら企画したさまざまなイベントを開催して大変好評を得ていますし、廃園となりました青波保育園を福祉プラザとして再生することにより、地域の皆様に御利用いただける施設として活用することなどをしております。

都会の行政サービスと中山間の行政サービス、過疎地域の行政サービスはそれぞれであり、都会の行政規模と中山間地域の行政規模のあり方を比較することは困難であります。非効率な面があっても、中山間地域には中山間地域の行政があり、こういった行政を実施していくかを考えることが大切なことであると認識をしております。

職員が感性を磨き、自由に提案できる体制、そして、提案されたものを各部門において自由闊達に意見交換をし、よいものについては実現していくことができる体制を続けていくことが肝要であると考えております。また、市民の皆様からの御意見や御要望に対する場合にも、柔軟な思考と感性を持って実現を図っていく職員を育成していくことも大切なことと考えております。行政サービスは、市民にとって何が一番大切なサービ

スなのかを常に考慮いたしながら、こうした職員の提案なども十分に配慮してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

議長（久保田 均君） 尾関律子君。

2番（尾関律子君） 今お話がありましたように、これまでに多くの提案がなされ、実施されてきたことはすばらしいことだと思います。また、これからも山県市の発展のために多くの意見や提案を出されることと思いますが、このように実現された施策などの提案者に対して、市としてはどのように対応されるのでしょうか。市長にお伺いをいたします。

議長（久保田 均君） 平野市長。

市長（平野 元君） 提案制度について、御質問にお答えしたいと思います。

職員の提案というものは、各市町村ともずっと歴史が古いと思いますが、採用してきておるといふうに私は認識しております。山県市におきましても、職員の提案等につきましては、私は、常日ごろから山県市の発展策についてみんなが知恵を出しているような行政施策を立ち上げていくというようなことは、常に職員に叱咤激励をしておるところでございます。

そんな中で、今お話のありましたような職員の提案についてどうしておるかということでございますが、先ほど総務部長が答弁しましたように、いろんな提案については、採択をできるものは採択し、検討を加えるところは検討しながら進めておるところでございます。

そんな中でございますが、常日ごろから積極的に行政運営を心がけるように指導しておるのでございますが、そうした立派な提案ができたというようなことにつきましては、そういう提案者に対しては、そういった提案について採用して進んでいくということについて職員も十分に認識しておりますので、そういった各個人の総合的な評価といたしますが、そういった勤務評価等に反映して、職員の今後のますますのそういった面での積極性を出していただくようなところに心がけているところでございます。

そのほか、一般市民からも意見箱等のいろんな提案がございます。そういった面につきましても、広く私は目を通しまして、そういった点についても総合的な判断をしておるわけでございますが、特に職員の提案につきましては、今後ともそういった形で、その提案について特別の対応ということはございませんが、現在のところはそういった対応をさせていただいておるといふことでございます。いずれにしましても、職員がいろいろ知恵を出してこれから山県市の発展策について頑張ってもらいたいというふうにご念じておるところでございます。

以上、答弁とします。

議長（久保田 均君） 尾関律子君。

2番（尾関律子君） 今、職員の皆さんの提案に対しては、勤務評価ということでお話がありました。住みよい山縣市構築に意欲を持って取り組む職員が多くいるという環境づくりをまたお考えいただけるといいかと思います。

続きまして、3点目の質問に移らせていただきます。

3点目は、アダプトプログラム、里親制度の導入についてお伺いいたします。

アダプトプログラムは、1985年、ハイウエーでの散乱ごみの問題が深刻化するアメリカのテキサス州で生まれました。アダプトとは養子縁組をするという意味で、公共空間を住民の皆さんが養子のように愛情を持って面倒を見るということです。アダプトプログラムとは、道路や河川、あるいは公園など公共空間に対して、市民や地元企業の方が行政との取り決めのもと、美化活動を継続的に行う仕組みのことです。また、主に実施する区画には、看板のアダプトサインが設置されます。行政との協議、支援のもとに、愛情と責任を持って活動を行うことで、地域に我が町意識をはくくむことにつながると言えます。

アダプトプログラムが日本に初めて導入されたのは1998年です。それ以降普及が進み、平成15年10月末の調査では、150以上の自治体で導入されています。そして、国土交通省が進めるボランティアサポートプログラムを加えると、200以上の事例が見られます。一般的なアダプトプログラムの特徴は、町に近づく親しむこと、関心を持つことにつながる、また、市民と行政の協働の実践プログラムである、そして、だれもが参加できる、さまざまな場所で実施が可能であるということが挙げられます。

他市の例を挙げてみますと、岐阜市のアダプトプログラムは、岐阜市ぎふまち育て隊事業として実施されており、一般的なアダプトプログラム以外に創造型アダプトプログラムと文化財型アダプトプログラムを設け、岐阜市独自のアダプトプログラムとして実施しています。実施要綱の市の支援としては、活動団体に対して賠償補償保険の適用やアダプトサインボードの設置、そのほか必要と認める支援が挙げられています。また、一宮市の公共施設アダプトプログラムは、行政側はボランティア保険への加入や清掃道具の提供をするなど、ボランティア活動のサポートを実施しています。

山縣市においても、さまざまなボランティア団体による清掃美化運動の活動があると思いますが、その活動状況と公共施設の清掃、美化運動推進に対するアダプトプログラムの導入についてはどのようにお考えでしょうか。助役にお伺いいたします。

議長（久保田 均君） 議場での私語は慎んでください。

嶋井助役。

助役（嶋井 勉君） お答えします。

ボランティアにつきましては、さまざまな定義、あるいは解釈がございます。全く無償という意味のボランティアと、必要最小限度の費用で御協力いただいている団体、個人を含めた範囲でボランティアとしてとらえる場合もございます。

山口市では、道路、河川、施設などに対するボランティア登録はされておられませんけれども、社会福祉協議会に福祉関係のボランティアとして34団体922名の方が登録されていると聞いております。そのほか、現在把握しております市内のボランティア的な活動といたしましては、自治会、老人クラブの皆さんには、道路、河川、側溝の清掃、花づくり、またPTAや小学生の皆さんにも、通学路、あるいは花づくり等に御奉仕いただいておりますのが現状でございます。さらには、市内の企業の皆さん、各種団体の皆さん、あるいは山口市職員互助会も道路の清掃、路肩の除草作業、公園の清掃など定期的に活動され、地域の美化推進に御尽力いただいているのが現状でございます。また、市内でイベントが行われる際、中学生による会場清掃のボランティア活動も行われておりまして、来場者からは大変好評でございます。

議員御質問の、だれでも参加できるアダプトプログラムも選択肢の1つでございます。環境美化に対する市民意識の向上、並びに市民の皆さんと行政が一体となって快適な公共空間をつくり出すためには大変すばらしい活動でございます。現代社会において、心の豊かさ、心の触れ合い、助け合い精神ということがますます重要になってきます。新しいまちづくりを考える上で、ボランティアの方々の御活躍には敬意を表しますと同時に、大変大きな期待を寄せているところでございます。今後、市民各位の御意見等を拝聴しながら、アダプトプログラムに取り組むための調査研究をしてみたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

議長（久保田 均君） 尾関律子君。

2番（尾関律子君） 今、アダプトプログラムに取り組むための調査研究をされるということでしたので、このアダプトプログラムの早期の導入を期待して、質問を終わらせていただきます。

議長（久保田 均君） 以上で尾関律子君の一般質問を終わります。

通告順位5番 村橋安治君。

17番（村橋安治君） 発言の許可をいただきましたので、2点の質問をさせていただきます。

第1点の質問、女性議会の開催についてでございます。戦後憲法で男女同権、また婦人参政権が認められまして半世紀が過ぎたわけでありまして。近年、女性の地位は大変に向上いたしまして、各職場には目覚ましい進出をされ、男性に劣らない女性パワーで活躍されております現在、男女平等の時代になってまいりました。

しかし、ある市の市民アンケートによりますと、この社会は男女平等と感じているかという問いに対しまして、男性が31%、女性が41%ということで、半数以上の60%から70%が認めていない、これが現実の状態であろうかと思えます。低い水準であったということでありまして。この内容につきましては、給与の格差、また職場の仕事の内容、そして地域地域の習慣とか慣習、そういうものが理由ということでありました。自治体におきましても、女性の各種の委員も15.3%と低く、また女性の幹部職員も14.6%、低いのが現状であります。

今後は、女性の社会的地位の向上のために市民また行政が一体となって指導し、また啓発することが必要でないかと考えます。また、女性の社会進出等社会的な地位は向上をしておりますが、国会また地方議会におきましても女性の議員が極めて少ないのが現状であります。女性は、男性では気がつかないといいますが、細かなことに気づかれ、また敏感でもありますし、洞察力といいますが、観察力が鋭いものがあると感じております。

山県市の行政においても、女性の意見が十分に反映されているかどうか、女性の行政に対する参加意識を高めるためにも、女性の意見を市政に生かすためにも、女性議会を開催してはどうか。これは、女性の生活、また社会活動に密着をした生の声を伺うことができる絶好の機会であるにとらえております。また、市政への関心を高めると同時に、男女共生時代を築く布石となると思われまして。女性の感性は、福祉、また介護、子育て、教育、環境、またごみ問題等、いずれも暮らしの中で、また現場の中で女性がじかに感ずる問題でもあります。その視点の対応が必要と考えます。以上の理由で、女性議会の開催を強く要望、求めるものでございますが、執行部はどのように考えているか、総務部長に答弁を求めたいと思えます。

議長（久保田 均君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） それでは、ただいまの女性議会の開催についてお答えをさせていただきます。

少子高齢化の進展や、国内経済活動の成熟化など、社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男性と女性が互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別にかかわらず個性や能力を十分に発揮していくことができる男女共同参画社会の実現は、

21世紀の我が国の社会を決定する最も重要な課題であるとも言われております。こうした中で、女性の社会的地位向上につきましては、議員と同様、私も今後の課題解決上の重要な要素であると考えております。そして、女性議会の開催は、女性の参画を拡大する上での施策の1つであるとも思います。

ただ、男女共同参画社会の実現を阻害する要因は多種多様でございまして、かつ、それぞれ複雑に絡み合っております。こうした課題を乗り越えていくにはさまざまな施策が考えられ、国、県、他の自治体においてはさまざまな取り組みがなされている実情にあります。こうした中で、男女共同参画社会の実現を強力に推進していくには、市民と行政とが一体となった上で各種施策を体系的に進めていく必要があると考えております。

このため、本市におきましては、そのマスタープランともなります男女共同参画プランを策定すべく、男女共同参画推進懇話会を昨年10月に立ち上げました。この懇話会は、大学の教授や市民の一般の公募者も含む14名で構成されており、昨年度は、男女共同参画に関する市民意識調査をするに当たって、その内容を御審議いただきました。現在、意識調査の結果を集計、分析している最中ですが、議員御発言のデータと同様、男女平等意識につきましては理想と現実が乖離しているのが実態でございます。今年度中に本市の男女共同参画プランを策定したいと考えておりますが、こうした中で、女性議会の実施につきましても検討を行い、また、懇話会等でも御検討していただきたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（久保田 均君） 村橋安治君。

17番（村橋安治君） ただいま、総務部長から前向きなる御回答をいただきました。

今御回答いただきましたが、本市におきまして、男女共同参画プランを策定するために現在行われておるといことでございます。市民の意識調査の結果を分析されているところだということではありますが、本年度中に男女共同参画プランを策定する予定でおみえになりますが、女性議会の開催については、男女共同参画推進懇話会で十分に検討をするというお答弁がございました。熱意ある前向きな答弁に感謝いたしておりますが、ここでちょっと質問を再度させていただきたいと思っております。

男女共同参画プランの策定に当たって、女性議会の開催というのは、この男女共同参画プランの中に大きな位置をといますか、切ることはできない、なくてはならない女性議会の開催でないかなと、こういうふうに私は感じておりますので、総務部長にこの認識、男女共同参画プランの策定に対しまして、女性議会の開催についてはどのように認識をされるのか、どのポジションまで感じておみえになるのか、今後どのようにまた進めていくのか、再度質問をさせていただきたいと思っております。女性議会の開催について

の認識をどのようにとらえておられるのか、再度お伺いしたいと思います。

議長（久保田 均君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 再質問の中の、特に女性議会の開催について私どもの認識でございますが、男女共同参画プランの策定にも関しますし、また、大変重要な施策、方法だという認識を持っております。そういったことから、こういった議会での質問があったということですか、また、実際にアンケート調査で行っております調査の中にもそういった意見があるのかもしれませんが、私は十分承知しておりませんが、そういったことを踏まえ、この策定の委員会にも十分こういったことを留意してこのプランの策定をしていただくことですか、懇話会においても、開催するといたしましたら、どんな手法で行っていくのか、そういったことについても懇話会で議題としていただきたいということをご認識しております。そういった観点から進めたいということをご思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（久保田 均君） 村橋安治君。

17番（村橋安治君） ただいま答弁をいただきまして、女性議会の開催は早いうちに実現ができるのかなということを実感いたしております。19年度からできましたら、年2回ぐらいは開催ができるよう強力的に進めていただきますようお願いを申し上げたいと思います。

続きまして、2番目の質問に入らせていただきます。保育所の料金の見直しについてでございますが、質問させていただきます。保健福祉部長に答弁を求めます。

少子高齢化が叫ばれるようになりまして、もう10年以上が過ぎ去ろうとしております。現在、平均寿命が延びる一方、出生率が1.29から1.25とますます低下しているのは皆さんも御承知のとおりであります。高齢者に対する施策も山県市におきましては充実をしてきていると思われませんが、少子化は地域社会の活力に将来大きな影響をもたらすため、今後が心配をされるわけでありまして、21世紀の大きな課題であると考えます。また、子育て支援等多くの施策がされまして、親御さんたちも行政に対しては感謝をされているところも多くあると聞きますが、反面、行政の考え方、進め方に理解のできないところも多々あるということをよく耳にいたします。

例えば、伊自良の保育所の通園バスの廃止について昨年度お話がありまして、本年度から伊自良の保育園のバスが廃止されました。これにつきましても、園児の親御さんには説明が足らなかった、そういう経緯もありまして、その上、猶予期間が1カ月ほどしかなかった。そういうことで、説明される以前にもう一般会計の中から予算がカットされておった上で、その上で保育所の方で説明をされてきてみえる、そういう経緯があり

ました。

平成18年度は、本年度でありますけれども、保育料の改正が検討される、そういう時期になっていると思いますが、子育て支援及び少子化対策としての保護者の負担をアップさせるということは、今の時代、子育て支援及び少子化対策にやや反するのかな、そういうことも思いながら、また、財政的な面もございまして一概には言えませんけれども、子育てを中心に児童福祉を進めていく上で、今後2、3年とここに書きましたけれども、当分の間は保育料の改正は実施しないよう求めるものでございます。福祉部長に現段階においてのお考えをお伺いしたいと思います。

議長（久保田 均君） 室戸保健福祉部長。

保健福祉部長（室戸弘全君） 保育料の料金の見直しについてお答えを申し上げます。

保育料については、前回の議会定例会においても答弁をさせていただいておりますが、平成17年度から児童福祉審議会において、保育料の適正化等についても御審議をいただいております。本審議会につきましては、児童福祉の専門家や保護者代表を含めた方々で構成され、子育て支援、次世代育成支援等も念頭に置きながら、保育サービスの内容や保育料の適正なあり方について今日まで4回の審議会を開催してまいりました。

その中で、保育サービスにつきましては、サービスの質の向上、新たな保育サービスの創設、安心安全に保育できる環境の改善など、幅広く審議をさせていただいております。保育料につきましても、現在の山県市の保育料は県下21市の中で最も低く、最下位に位置しており、例えば所得税6万4,000円未満の第4階層で5歳以上の場合の比較においては、お隣の岐阜市では2万円、当山県市では1万1,000円であります。総事業費に対する保護者負担率は13.8%、県下の市の平均は27.28%で、平成17年度実績で見ても、児童1人当たり平均月額経費は約7万円を費やしている現状であり、保護者の応分の負担、市の財政面での分析、他の社会福祉サービスとの整合性等をも考慮しながら御協議いただいております。

今後は、児童福祉審議会の答申がなされるのを受けまして、子育て支援、次世代育成支援の一環として、新たなサービスの創設や保育環境改善等、その答申内容を踏まえて、保護者の皆さん方への説明も十分行いながら進めてまいりたいと考えております。

御理解を賜りまして、答弁とさせていただきます。

議長（久保田 均君） 村橋安治君。

17番（村橋安治君） 再質問させていただきます。

ただいま、保健福祉部長より御答弁をいただきました。児童福祉審議会の答申を受けて協議をしていくと答弁をいただきましたのですが、これは審議会に協議をされておみ

えになるということで、答弁もいまいちはっきりと見えてこない、こういうところがございましたが、これはある程度やむを得ないのかなと思いますが、答弁いただきましたように、現在の保育料は県内21市の中で一番安いということで、財政面を考えられれば、保育料のアップ、こういうことは執行部としては財政的にも考えられるのは当然でございますけれども、保育料のアップを審議会において具体的にある程度の案として提示がなされて御協議がされているのかどうかということをちょっとお伺いしたいわけであります。

私は、山県市が岐阜県内21市の中で一番安いと今言われましたけれども、山県市が県内で一番安い保育料の設定であってもいいと。なぜかといいますのは、子育て支援という少子化対策、また、山県市の人口も減少をしてきております。そういう全体的なところからとらえたときに、子供に対してはある程度、財政のこともありますけれども、料金の方は極力おさえるといいますか、現段階ですと一番安いわけでありますけれども、そういう山県市であってもいいんじゃないかと、1つの山県市の特色、1つの魅力としてであってもいいんじゃないかなと、そういうことを思うわけであります。このようなことから、魅力ある子育て支援行政を行うためにも保育料を安く設定すべきであると考えます。

執行部は、今申し上げましたように、審議会でのどのように案として出されているのか、また、案としての方向性が執行部はどの程度を考えているのか、審議会がございまして、この場で御報告ができるといいますか、答弁できる範囲で結構でございますので、福祉部長に再度御答弁を求めたいと思います。

議長（久保田 均君） 室戸保健福祉部長。

保健福祉部長（室戸弘全君） 幼児教育、保育の親御さんからの要望といいますか、そういったものにつきましては、平成17年3月に、やまがたっ子すくすくプラン、山県市次世代育成支援行動計画というものを私ども作成いたしております。その中でもきめ細やかな計画が提示されておりました、これが5年を前期といたしまして行動計画を作成いたしましたわけでございます。そういった内容等を見てみますと、幼児教育においても非常に高度な要望といいますか、親御さんからの期待がございます。

そういった中で、先ほど申し上げましたように、審議会におきましてもその要望にこたえるべき内容でただいま御審議をいただいております、それに伴います費用応分負担ということも、当然その中で徐々にあぶり出されてくるということを思っております。いずれにいたしましても、答申書が間もなく出されるであろうというふうに私の方も期待をいたしておりますので、その答申を踏まえて、今の発言の御趣旨も十分理解を

しながら進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長（久保田 均君） 部長、その今の審議会の中では白紙で臨まれておるんですね、執行部は。当然腹案なんてものは提示されていませんね。それは答えてください。

保健福祉部長（室戸弘全君） 私ども、審議会の方へはフリーな形で審議をお願いいたしておりまして、私どもの事務局のサイドの原案というものを持って会議を開催しておるわけではございませんので、その点も御理解賜りたいと思ひます。

議長（久保田 均君） 村橋安治君。

17番（村橋安治君） ただいま御回答いただきましたように、審議会においては、案を持って、保育料の件については案を提出して協議をしていただいているということではないということですが、執行部の思いとしては、やはり財政的なことも考えますと、思いとしてはあるかと思ひますが、現在、山県市の保育料の総事業費からいきますと、負担率が13.8%、そして県内21市の総事業費の負担率が27.28%ということで、一個人の親御さんが負担をしてみえる率は50%ほどということで、確かに一番低いという、ほかの市の平均に対して50%で、非常に保育料が安いということは示されておりますけれども、こういう1つの魅力を持った山県市として、先ほど申し上げましたように、総合的な面から、少子化対策、また子育て支援とか、人口減少を食いとめる、そういうものも踏まえましての総合的に判断をしていただきました上で、料金を上げられるということでありまして、これは極力抑えるようお願いを申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長（久保田 均君） 以上で村橋安治君の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。再開、1時10分。

午後0時02分休憩

午後1時10分再開

議長（久保田 均君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員は22名であります。

通告順位6番 中田静枝君。

15番（中田静枝君） 日本共産党の中田静枝でございます。一般質問を始めます。

きょうは3つの点で通告をしてありますが、まず1番目ですけれども、山県市の2人の有線テレビ局の職員が公金を横領したと、900万円余りもの額、長年にわたって横領し続けていたということで発覚をし、そして、このことによって市の行政に対する市民の

信頼というのが大きく損なわれたわけであります。市としても、その後、発覚に当たって、改善方法について総点検を行う、またシステムの見直しをするというようなことが行われているというふうに伺っておりますけれども、この問題に関してですが、山口市として、平成15年度、2003年度、2004年度、2005年度、そして2006年度ということで、ことしの4月までそれが行われていたということであります。

まず、既に年度ごとの決算書というのは議会でも可決をされてきているわけですが、今回の不祥事につきまして、決算書で見ると一体どういうことになるのかということで説明を受けたいというふうに思います。

それから、2点目ですけれども、通告してありますが、職員の皆さんの事務分掌表というのが、内部資料だということですが、市の職員、また私たち議員にもこういう形でできたものをいただいているわけですが、事務分掌表を今回の事件にかかわって見てみましたところ、やはりこの事件にかかわっての問題としてあらわれている部分があるというふうに思うわけです。事務分掌表の中に公金の取り扱いについての書き方の上で明確にされていない部分があるのではないかなというふうに思いますけれども、以上2点について、通告してありますので、よろしくお願いします。

議長（久保田 均君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目の、今回の不祥事を決算書等で見るとどういうことになるかにつきまして、平成15年度分は、有線テレビ加入負担金81件分で425万2,500円の収入で決算されています。実際の収入必要額は86件分451万5,000円であり、不足分5件分26万2,500円は弁償金として平成18年度に収入されています。平成16年度一般会計分につきましては、有線テレビ加入負担金92件分483万円の収入で決算されています。実際の収入必要額は106件分で556万5,000円であり、不足分14件分73万5,000円は同じく弁償金として平成18年度にて収入されています。平成16年度特別会計分は、有線テレビ加入負担金2,984件分で1億5,668万4,100円の収入で決算されています。実際の収入必要額は2,999件分で1億5,747万1,600円であり、不足15件分78万7,500円は同じく弁償金として平成18年度にて収入されています。また、平成15年度工事請負費1,462万200円、平成16年度一般会計工事請負費1,323万円、平成16年度特別会計工事請負費7億7,181万7,200円につきましては、支所移転及び普及費、伝送路工事費等でごさいます、加入負担金決算額とは関係はございません。また、平成17年度当初予算加入負担金の183万7,000円は、加入見込み35件分で計上させていただいており、3月の補正予算追加分425万2,000円は、加入者が80件ほど増える見込みで計上させていただきました。

次に、2点目の、事務分掌表の表記内容に問題はないか、現金取扱者記入漏れはないかにつきましては、事務分掌表の表記内容については問題はないと考えております。また、現金取扱員につきましては、山県市の会計規則により、出納員は課長の職にある者が出納員となり、同条第2項によりまして、現金取扱員は、出納員、これは課長でございますが、当該課等に勤務する職員のうちから指定し、当該指定をもって現金取扱員に任命されたものとみなします。

以上でございます。

議長（久保田 均君） 中田静枝君。

15番（中田静枝君） 細かい数字についてはまた今後検証していきたいと思っておりますけれども、事務分掌表の表記の仕方につきましては、これは内部資料だということで、なおさらきちんと書くべきだというふうに私は思うわけですね。問題はないというふうな御答弁だったわけですが、特に公金の取り扱いについては、昔からいろいろと着服、横領などが、ここ山県市、旧3町村の問題というわけではありませんけれども、どこでもよく起こり得る問題でありますので、こういう事務分掌表に、今説明がありまして、出納員はだれかということや現金取扱者はどうなのかということで、会計規則に基づいて決まっているというふうなお話がありましたけれども、そういう重要なことについては、事務分掌表に出納員または現金取扱員ということで明記することによって、職員間、または私たち議員もですけれども、そのことについての意識というのがそこでより慎重に見ていかなければならない、そういういろいろな責務も果たしていかなければならないという、職員の方々にしてもそうだと思いますし、そういうことにもなってくるだろうというふうに思うんですね。ですから、こういう表記というのは非常に大事だというふうに私は思います。これについては間違いがないということではございませんけれども、間違いがないかもわかりませんが、今後のことも考えて、そこら辺は、これだけのものを配っていることの意味をやはりきちんと再検討されたいというふうに私は思います。

それから、これについてはそれでいいですが、今回の問題については、改善方法について総点検を行っているとか、または、現金の取り扱いについてのシステムについての見直しをすることによって再発防止のためにしたいというようなことで、これは林総務部長から以前に伺ったことでありますけれども、この事件で市民の多くの方がやっぱり思われるのは、チェック機能がいかに甘いじゃないかということですね。じゃ、それはどこから来るのかといたら、やっぱり市の出納員や現金取扱員がどのように職務として位置づけられているかというその仕組みから来るのではないかなというふうな

私は思うわけです。

それで、ここで再質問ということになります。出納員とかまたは現金取扱員、物品取扱員という、お金や物、公のものを扱うという部分についてこの2つの名前と呼ばれているわけですが、それぞれの責任と権限についてどのように位置づけられているのか、そして、実際それはこれまでどうだったのかというようなことを伺いたいと思いますけれども、どなたにお伺いしたらいいのでしょうか。

議長（久保田 均君） 垣ヶ原参与。

参与（垣ヶ原正仁君） ただいまの御質問でございますが、出納員及び会計職員というのは地方自治法171条で規定がされておりまして、「出納員は、収入役若しくは副収入役の命を受け、現金の出納（小切手の振出を含む。）若しくは保管又は物品の出納若しくは保管の事務をつかさどり、その他の会計職員」、「その他の会計職員」というのは、分任出納員、現金取扱者、物品取扱者のことでございますが、「その他の会計職員は、上司の命を受け当該地方公共団体の会計事務をつかさどる」というものでございますので、御理解をいただきたいと思えます。

議長（久保田 均君） 中田静枝君。

15番（中田静枝君） ちょっと答弁がまだ十分だと思いませんけど。

議長（久保田 均君） 明記されていない分ですか。明記されているんじゃないですか、今答弁は。

15番（中田静枝君） これまでどうだったのかということです、現場で実際に。

議長（久保田 均君） 暫時休憩いたします。

午後1時23分休憩

午後1時23分再開

議長（久保田 均君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

中田静枝君。

15番（中田静枝君） 今、参与から説明がありましたけれども、実際には現場では現金取扱員の方が出納員の方の仕事までやっていて、そして、出納員の方は出納員としての職務を果たしていなかったというようなことが言えるのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（久保田 均君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） ただいまの御質問でございますが、それぞれの部署で御指摘いただいたような現象、事例はございましたけれども、今回の不祥事によりまして、そ

ういったことのないように改正をいたしております。しっかりした管理体制のもとに現在は進めておりますので、よろしく願いをいたします。

議長（久保田 均君） 中田静枝君、質問を変えてください。

15番（中田静枝君） では、次の質問に移りたいというふうに思います。次の質問は、山県市の国民健康保険制度、また国民健康保険税などについての質問であります。

ことしの3月に開催されました山県市の第1回定例議会で、市民部長は、2006年度の国保税について引き上げを検討している旨の発言をされました。新年度の国民健康保険特別会計の予算は、国保税、医療給付分の算出単価は、合併初年度の平成15年度、2003年度の1人当たり7万7,000円見当を毎年3,000円以上引き上げて、新年度は、合併当初から合算しますと1万円、1人当たり7万7,000円から8万7,000円と、平成18年度、2006年度の国保税の予算の算出基準になっておりまして、1万円も上乘せをした額で予算化をされているわけであります。

しかし、本算定では、この間、15年度、16年度、17年度と国保税の税率の引き上げをしないで税率は3年間結局据え置かれてきましたので、市民負担増ということでは、この国保税は行われてこなかったわけであります。そして、国保税引き上げは行わなかったけれども、国保会計はこの間赤字になったという状況ではありませんで、税率の据え置きは当然の措置でありました。ほかには、山県市の国保は多額の基金も残っているわけであります。

ところが、こういう状況の中で、新年度、平成18年度について国保税を引き上げざるを得ないという発言をされておりますので、これについては納得ができないというものであります。毎年5月末に会計の締めくくりが行われるということになっておりますが、昨年度の国保特別会計の状況、また、早急に国保制度として実施されたい事項について、私は次の点で回答を求めたいというふうに思います。

1つ目は、2005年度、平成17年度の国保特別会計の収支額はどれだけか。

2点目は、平成17年度末、2005年度末の国保基金の残高はどれだけになっているでしょうか。

3点目ですけれども、医療分の国保税の高い応益割額、これは1人当たり3万300円という額、また1世帯当たり3万1,080円という額ですけれども、これの引き下げが求められるということです。参考までに、本巢市や美濃市、長野県の佐久市や塩尻市の例を挙げてみましたが、山県市は被保険者1人当たり3万300円、1世帯当たり3万1,080円ですけれども、本巢市では1人当たり2万4,000円、1世帯当たり3万円、美濃市においては1人当たり2万3,600円、1世帯当たり2万2,500円、長野県の佐久市におきまし

ては被保険者1人当たりの額は1万6,000円、1世帯当たり1万8,000円、長野県の塩尻市におきましては1人当たり2万200円、1世帯当たり2万1,100円ということで、ここに山縣市との大きな開きが明らかであります。また中津川市におきましては、税額の決め方そのものが、応益割の率というのを45%ということではっきりと明確にさせているというふうなこともあります。こういうようなことを考えまして、この大きな開き、山州市の市民は高い国保税を課せられているということになるわけですので、この引き下げが必要ではないかというふうに思うわけです。

4点目につきましては、被保険者ごとの保険証の発行について、これは以前の議会の一般質問で、実施に向けての検討をしていくということで部長答弁もいただいているわけですが、この検討についてどのように進んでいるかということ、実際これを行おうとすればどのぐらいの経費がかかるものかということをお尋ねしたいと思います。

5点目につきましては、国保税など、また医療費にかかわる一部負担金など市民負担を減らして、保険で見なければならぬ医療費そのものを本質的に引き下げる対策というのを山州市として研究をすべきだというふうに私は思うんです。医療費が高くなるから、国保の特別会計が大変だから、基金もそうそう取り崩せないしということで、国保税値上げのことをいつもいつも考えておられるというような、私は今までの議員生活の中で、行政からの回答の中で受け取ってきた行政側のメッセージだったわけですが、市民の立場に立ってそこを大きく切りかえていただく必要があると、私はそういうことを強く感じているわけです。そのために、社会保障制度としての大事な国民健康保険制度ですので、その制度を市民のための本当に温かい安心できる、そういう国保制度にしていくという見地からの市の研究チームを、もう合併して4年目です、そろそろ立ち上げて腰を入れた研究をしていただけないかなというふうに私は提案をするものであります。

以上、御回答をお願いします。

議長（久保田 均君） 長屋市民環境部長。

市民環境部長（長屋義明君） 市の国保制度、国保税等についてお答えします。

長引く景気低迷の中で、国保加入者の国保課税対象者所得は年々減少傾向にあります。また、国保税の収納率も低下の一途をたどり、国保特別会計の自主財源である国保税収の確保は厳しい状況となっております。一方、医療費の増嵩は依然として続いており、国保財政は今後一層厳しくなっていくことが予想されます。こうした中で、本市の国保税は税率等を合併初年度より3年間にわたり据え置き、現行の税率となっております。

国民健康保険事業は、国保特別会計の形式的な収支と実質的な収支を見て財政運営状

況を判断しなくてはなりません。国保特別会計予算の執行に支障を来さないため、形式的な収支は黒字決算となっておりますが、国民健康保険財政の実態を知るためには、実質的な収支を見なければなりません。実質的な収支は、前年度繰越金、一般会計その他繰入金、基金繰入金等を差し引いたものとしております。

国保財政は、保険給付費を中心とする歳出の動向で大きく左右されます。保険給付費は5年前の平成12年度から昨年度までに、34.6%、額にしまして4億8,200万円、合併初年度の15年度からでは14%、額にしまして2億3,000万円という大きな伸びを示しております。一方で、税金につきましては厳しい経済情勢により減少傾向にあります。税金は、平成12年度から平成17年度までの5年間で2%、額にしまして2,000万円、合併初年度の15年度からは1%、額にしまして1,000万円の減となっておりますが、保険給付費の伸びと比較しますと年々乖離が大きくなっております。このように、国民健康保険財政は年々厳しくなっております。

まず、御質問の1点目、平成17年度の実質収支額でございますが、1億1,300万円を超える赤字の状況となっております。

2点目の平成17年度末の基金残高につきましては、平成16年度末の基金残高に17年度中の利子を加えた5億6,754万6,603円となっております。

3点目は、応益割合の引き上げということでございますが、国保の保険税率におきましては、負担能力に応じた応能原則と、受益に応じた応益原則が取り入れられております。この配分方式としましては、応能分と応益分の割合はいずれも50対50になるように国民健康保険法施行令及び地方税法に標準割合として示されております。また、平成7年の国保制度の改正におきまして、応益割合に応じた保険税軽減の措置が講じられておりますので、本市といたしましてはこの標準割合を採用しているところでございます。

次に、4点目の被保険者ごとの保険証発行についてでございますが、保険証は、現在県内の大部分の市町が財団法人岐阜県市町村行政情報センターの電算システムを活用して発行しております。このため、本市だけ単独で被保険者ごとの保険証を発行しようとしますと、システムを独自に開発する必要があります。こうしたことから、電算システムを活用している近隣市町と歩調を合わせて検討していきたいと考えております。そうしたことから、経費の見積もりは行っておりません。

5点目の医療費を引き下げるためのプロジェクトチームの編成については、健康課においてさまざまな保健事業が行われております。当然、国保加入者においても対象者となっておりますことから、今後におきましても、こうした事業について健康課との連携を密にして実施していきたいと考えておりますので、現在ではプロジェクトチームの立

ち上げは考えておりません。

御理解いただきまして、答弁とさせていただきます。

議長（久保田 均君） 中田静枝君。

15番（中田静枝君） 今、回答をいただきましたけれども、昨年度は繰越額やら一般会計からの繰入金とか、または基金の取り崩しなどの予算額を除いた形での収支について、約1億円ぐらいの赤字になっているというようなお話でしたけれど、結局、基金、予算化されていたけれども、8,000万円ほどですかね、それを取り崩さなくても昨年はやってこれたということで、基金は利息の分を増やして一層増えているということで、5億6,754万円依然としてあるという状況だということがわかりました。こういう中で、山梨市の国民健康保険税の引き上げについては、基金が5億6,000万円もあるということを見ただけでも、実質的には繰越額なども入れないで見れば赤字になるかも知れないんですけれども、実際には国保の特別会計としては黒字になっているというふうに私は読んだわけです。

そういう中で、国保税の引き上げをどうしてもしなくちゃならないという根拠はないというふうに今現実問題として私は受けとめました。ないどころか、もう少し活用して、今本当に市民の生活は苦しい状況ですので、滞納、答弁の中で、医療費の増えていく率の多さと、それに比べて保険税を払えない人が増えていく状況ということで、一層乖離が進んでいるというような御答弁もありましたけれども、そこにはやっぱり市民の暮らしの大変さというのがはっきりと、滞納の方の形には、ほとんどの方はそこにあらわれてきているというふうに思いますので、そこをやっぱり国保税を引き上げないで、市民の暮らしを守るという立場で考えていっていただく必要があるのではないかとこのように思います。

また、被保険者ごとの保険証の発行につきましては早急に実施できるように、他の自治体との連携ということもそれはそれでプラスになる部分が多いだろうとは思いますが、ぜひ1年でも早く進めていただきたいというふうに思います。

それから、プロジェクトチームの立ち上げにつきましては、健康課とかいう方で保健についての予防だとか保健についての仕事を一緒に考えていくというような御答弁でしたけれども、社会保障制度としての国民健康保険制度については、やはり市民環境部がこれが専属の仕事ではないかというふうに思うんですね。そこでやっぱり、よそ様に頼るのではなくて、担当部署独自で研究をしていただく必要があるのではないかとこのように思います。

以上のことから、国保税の引き上げの必要性は認められないがどうかということと、

それから、社会保障制度としての市の国保制度を守るための市民環境部としての努力が必要ではないかと、プロジェクトチームという言葉は私使いましたが、そういう努力が必要ではないかと思えますけれども、この2点について再質問いたします。

議長（久保田 均君） 長屋市民環境部長。

市民環境部長（長屋義明君） 質問がたくさんありましたので、全体まとめて答弁いたします。

まず、税の関係から入りたいと思います。現在の保険制度は国民皆保険の体制が敷かれております。これは、すべての人が何らかの医療保険の制度に加入いたしまして、病気やけがをした場合は医療保険により必要な給付を受けられる体制になっております。その医療保険の主な財源となる保険税につきましては、相互扶助の精神にのっとり納付していただくのが国民健康保険制度を維持していく上で重要となっておりますので、これだけは納付をしていただきたいと思っております。

それから次に、国民健康保険税の値上げについてですが、平成18年度の国民健康保険税につきましては、繰越金がある程度見込みましたが、医療費の増高も考慮しながら、7月に改正されます国民健康保険運営協議会に諮りまして、そこで協議し、決定していただきたいと思っております。

それから、もう一点の医療費の引き下げのプロジェクトチームですが、これは健康課でやっていただいておりますけれども、国保の事業として健康課で同じにやっているということです。これはあくまで国保の事業ですので、その点、よろしくお願ひしたいと思えます。

以上です。

議長（久保田 均君） 中田静枝君。

15番（中田静枝君） 7月に国民健康保険の運営協議会が行われて、それで国保税の新年度の税率について協議されるということですが、本日明らかになりましたように、前年度は繰越金をもって繰り越すことができているという状況、基金の残高が5億6,000万円以上あるという状況、これをぜひきちんと認識していただきまして、市民負担を増やすことのないようにということで協議をしていかれることを私は強く求めたいというふうに思えます。

それから、社会保障制度としての国民健康保険制度のあり方について、山県市の国保としてどうあるべきかという点については、やはり詳細な市民の現状分析、また税率やら国保特別会計の中のそれぞれの負担、それぞれの歳出やまたは国からの、県からの歳入などいろいろかかわってくると思えますけれども、市民の生活もよく見るということ

もあって、一体市民にとってこの負担というのはどういうものなのかということ。

それから、国保の特別会計の中で、医療給付費、医療に使われるお金が全国的に見て非常に低いという自治体というのがはっきりと資料で出ているということなんですね。特にお隣の長野県の市町村につきましては、医療保険の中で医療給付費が非常に低く抑えられていると、全国でも最低クラスに抑えられているというんですね。それから、じゃ、それで長野県の人たちは医者にかからずにおるのかといたら、決してそうじゃないというふうに伺えるんですけど、それはなぜかといいますと、全国の中での長寿県として、男性でも女性でも上位の5位以内に長野県は入っているということで有名な長寿県でもあるということなんですね。

それから、参考のためにここに資料を出しておきましたけれども、国民健康保険税の滞納を長期にわたってしますと、資格証明書といって普通の保険証は渡されなくて、医者にかかるときには10割とにかく払って、後で払い戻すという資格証明書の発行というのが、これは厚生省の方の悪い政治の1つとして最近特に自治体に押しつけられてきている部分なんですけれども、この資格証明書の発行の割合を見るだけでも、いろいろ自治体によって違いが出てくるということで、厚生省の資料に基づいてつくられた資料から、ここにちょっと参考に載せてありますけれども、資格証明書を交付されている世帯が国保の全世帯に占める割合はどのぐらいかという率が出ている資料があるんです。山県市の場合は、2004年度が1.01%、57世帯、2005年度が1.55%で88世帯という数字になっております。じゃ、岐阜県はどうかと見ますと、これは2004年度の6月1日現在の数字なんですけれども、岐阜県の場合には、岐阜県全体で国保世帯の1.67%に資格証明書が発行されているということで、山県市よりも随分高い率になっております。全体では6,376世帯の方が保険証がもらえていないと、発行されていないということです。

じゃ、今の長寿県、国保税の非常に安い長野県の例を見ますと、同じ2004年の6月1日現在で資格証明書の交付されている世帯というのは0.11%、長野県全体で492世帯だということなんです。この数字というのは本当に大きな開きがありますよね。山県市の率からいっても10分の1、岐阜県から見るとまたぐっと低い率ということで、長野県では資格証明書の交付されている世帯というのは非常に低いということです。これはやっぱりなぜかという、ここですね。じゃ、これでやっていけるのかというようなことにもなってくると思うんですけども、そこら辺のところを山県市の国民健康保険制度をつかさどっている市民環境部としてきちんと研究していただく必要があるというふうに私は思うわけです。こういうことを強く要請して、次の質問に移りたいというふうに思います。

3番目の質問ですけれども、保育料の適正化の検討に関してですが、これは3月の山

県市の定例議会のときの常任委員会のときに、保育料の引き上げについて、特に低所得階層の方を見直したいというようなことを担当部署の職員の方が発言をしておられましたので、特に今回私はこういう形で質問項目として取り上げたのであります。

来年度から、平成19年度、2007年度から保育料の値上げをしたいということで検討の課題の1つになっているというわけですけれども、子育て支援は、何よりも子育てに費用がかかり過ぎる状況をどう変えていくかという問題、どう考えていくかという問題でもあるというふうに思うわけです。所得の低い層の保育料の引き上げに目が向いているということでしたのですけれども、それは、現在社会問題となっております格差の広がりを一層拡大することになります。また、公的保育行政としては、そのような格差を広げるようなことはやってはならないというふうに考えるわけでありませう。

それで、2点の質問をいたしますが、低所得層の保育料引き上げは所得格差を一層広げるもので問題であります。保育料の見直しは、低所得層の引き上げをしないで、最低額と最高額を変えないで所得階層区分の細分化を検討すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

また、岐阜市など他自治体では民営化の動きが強められておりますけれども、山県市は公的保育の堅持で安心できる地域社会づくりを目指すべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

以上。

議長（久保田 均君） 室戸保健福祉部長。

保健福祉部長（室戸弘全君） 保育料の適正化の検討に関しての御質問にお答え申し上げます。

現在、御質問の問題を含め、保育行政全般にわたって児童福祉審議会において鋭意協議を賜っており、近くにはその答申がいただけるものと考えております。

さて、最初の所得階層区分の細分化を検討すべきではないかとの御質問につきましては、山県市は国の区分と同様に第1階層から第7階層までの7段階となっておりますが、こうした観点におきましても、当審議会において御協議いただくこととしております。現在の保育料徴収の根拠法であります児童福祉法第56条関係の考え方等もかんがみながら、階層区分につきましては今後の課題としたいと考えます。

次に、2番目の公的保育の堅持で安心できる地域社会づくりを目指すべきではないかとの御質問ですが、審議会においても各方面からの見地で議論はされておりますが、公営あるいは民営といった単一的な観点だけではなく、要は、児童にとってよりよい環境での保育行政のあり方の1点での基軸で協議を進めていただいておりますが、今後は、

社会情勢にも即した保育であるべきと考えるところであります。

いずれにいたしましても、次世代を確実に担うべき子供たちへの保育の重要性をしっかりと支えてまいりたいと存じます。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（久保田 均君） 中田静枝君、簡潔に質問してください。

15番（中田静枝君） はい。

今答弁をいただきましたけれども、時間が十分残っていないくて私も十分な質問もできなかったわけですが、児童福祉審議会任せというようなことにならないように、児童福祉という観点で行政が果たさなければならない児童を守るための行政、大事な事務でございますので、その観点で、しっかりと山県市らしい温かい、そういう市政を築くための一環として重要な位置づけを持って担当部署としては臨んでいただきたいということを一言申し上げて、きょうの質問を終わりたいというふうに思います。

議長（久保田 均君） 以上で中田静枝君の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。午後2時10分に再開をいたします。

午後1時56分休憩

午後2時20分再開

議長（久保田 均君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位7番 寺町知正君。

13番（寺町知正君） それでは、通告に従って一般質問をいたします。

まず最初に、今回だれしも悲しんでいる市の職員による公金の横領事件ということについて、まず総務部長に質問いたします。

このほど明らかになった市の職員による公金の横領事件は、自治体合併後まだ間もない市民にとって大きなショックであり、多くの方が心を痛めています。今回の事件の調査結果について公にされているのは市長のおわびの文書だけであり、その中で内容に触れているのは、今回の有線テレビ局職員2人による公金等横領事件、もう一つは、有線テレビ局において加入金等900万円余りの横領が発生したというものだけです。部長に聞いても、新聞報道より少ない説明しかされません。率直に言って、何も明らかにしていない姿勢には驚きます。

そこで、まず1つとして、市の説明責任について質問します。

6月議会開会日の6月12日に市長と助役の減給議案が出され、提案説明は事案の中身に踏み込むことがないまま即決、その日に採決し可決されました。この際、議会に調査

結果や職員処分の資料を求めたら、検討するという答弁がされました。しかし、その検討の結果として、当日、何も出さないというふうに伝えられてきました。まず、何も出さない理由は何か。市民だけではなく議会にも何も出さないその理由は何かということ。それから、2番目、各種広報手段がある中で、市民に内容を伝えていないという理由は何なのかということ。

それから、第2として、事案の内容についてですけれども、新聞報道にはある程度書かれています。例えば、その中で拾ってみると、「有線テレビ局の昨年度の申し込み人数と収入金額が一致しないことから発覚した。加入料5万2,000円と利用料の一部を何度も金庫から持ち出した。2人は一時保管金庫から430万円持ち出した。1人はテープなど資材470万円相当を持ち出した」というふうに報道もされています。事実経過の詳細はともかく、簡単に言えばそういうことだということですね。

そこで、第3に質問しますけれど、一体どういうことがなされてこれが発生し、継続し、市の職員のだれも発見できなかったのかということ。これが単年度、1年の中であれば発見できないということもあり得るかと思えます。しかし、それが複数の年度にわたっているのに発見されなかったというのは信じられない。そこでですが、1つ目、現金と帳簿は毎年度末に突き合わせ、精算していなかったのかということ。2つ目、一体どういうトリックがあったのか。それとも、単に、上司あるいは他の職員の帳簿上の数字と現金との確認の怠りなのかということ。3つ目ですが、架空の滞納者、滞納額が計上されていないのか。それがないとする根拠は何なのか。4つ目、新規加入世帯の一部、あるいは転居などの事情で解約した世帯の一部が計上集計されていない、そういった形の帳尻合わせはなかったのか。そして、現在もないのか。ないとする根拠は一体何なのかということですね。5つ目、結局、市は、この件がどうして継続し、発見できなかったと認識しているのか、お答えいただきたい。

それから、4つ目ですけれども、チェック機関との関係という意味で、今回の行為は、論理的あるいは実務上考えてみて、私たち議員が決算書や予算書、あるいは議案の質疑で確認できるということなのかということ。同じく、監査委員であったら確認できるのかということ。同様に、本庁の会計課の職員であれば確認できるのかということ。ここを質問いたします。

大きい第5として、会計制度についての市の認識を問います。1つ、当事者から返還されたお金は、何月何日付で山県市の会計のどこにどのように収入調定されたのかということ。2つ目、そのお金は山県市の今年度予算にどういう区分及び対応で位置づけられ、納められているのかということ。3つ目、2人の当事者はその額及び事実関係の認

定に何らの不服をあらわしてはいないのかということ。不服があるならどのようなものであるのか、どういった不服を言っているのかということ。4つ目ですけど、遅延損害金は民法では5%というふうにされています。こういった処理の加算金というのは当事者の2人に課して返還を求めたのかどうか。その理由、あるいは課すのなら幾らかという部分、そこを説明いただきたい。

それから、第6として議会との関係ですけれども、責任としての市長や助役の減給案が出たということは申し上げましたけれども、給料は6月20日の議会の中間の本会議というのがありましたが、その日に議案の質疑も行われる予定でありました。ですから、6月の給与の認定の起算日、つまり、毎月21日の起算日には間に合うわけですね。にもかかわらず、6月12日開会の議会の提案の後、直ちに採決するという、提案説明もほとんどなく、資料の配付もなく、議員として中身の審査すらさせてもらえない。どうしてこんなに急いで減給処分を行ったのかというところ、その説明を願いたい。

それから、7番目として、こういったことの再発防止には制度がどうしても要するというふうに考えています。市長はおわびの文書の中で、「綱紀肅正と倫理観の醸成に努め、市民の信頼回復に不退転の決意で臨んでまいります」というふうに述べられています。そこで質問ですが、1つ、山県市の条例や規則に、不祥事などに関して公表によって抑止力が働き、かつ市の説明責任の果たせる実際に効力を持った、そういった効力が期待できる事案及び氏名等の公表基準というものを定めるべきではないのかと考えますが、いかがでしょうか。2つ目、こういった形で市民に迷惑をかけ、市民に疑われるときこそ、情報公開条例など市の開示制度では普段以上に積極的に情報を公開すべきではないのかというふうに考えます。市にその覚悟はあるのでしょうか。3つ目ですけれども、旧高富町では不祥事が著しく行われていました。そういった関係で、倫理規定や倫理条例が制定されていました。しかし、合併後、この制度は山県市に引き継がれていません。こんな事態になった以上、最低限の制度として、一般職員、それから非常勤の職員、そして市長、助役、あるいは議員もそうですけれども、そういった市の職員に関する倫理条例を制定すべきではないのでしょうか。

以上についてまず質問いたします。

議長（久保田 均君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） それでは、ただいまの市の公金横領事件について答弁させていただきます。

第1の(1)の、議会に調査結果や職員の処分の資料を出さない理由につきましては、議員御質問のように、議会への資料提供でございましたので、議長に提出の有無につい

て協議させていただきました。その結果、議長より、議員御請求の資料の提供は求めないとのことでしたので、資料の提供に至らなかったわけですので、御理解いただきたいと思います。

また、寺町議員御自身からは、今回の事件に関しまして情報公開条例に基づき請求していただいておりますので、先週請求分すべてにつきましてお渡ししたところでございます。

次に、1の(2)、各種広報手段がある中で、市民に内容を伝えない理由は何かにつきましては、広く一般に公表するために報道機関に情報の提供をして公表いたしましたところでございます。

次に、第3の(1)の、現金と帳簿は毎年度末に突き合わせ、精算していなかったのかにつきましては、それぞれ毎年度末には現金と帳簿、会計簿を突き合わせ、決算をいたしております。

2番目の、一体どういうトリックがあったのか、単に上司あるいは他の職員の帳簿上の確認の誤り、怠りなのかといったことにつきましては、納付書と現金を同時に窃取いたしましたため、帳簿上は適正となり、発見できなかったわけですが、帳簿の作成システムを会計担当者は巧みに利用して、公金である加入金及び利用料を横領したわけでございます。納付書により調定を起し、帳簿を作成していたことと、加入者の確認を納付書により行っていたため、不正が発覚しませんでした。加入申込書の件数を確認すれば速やかに突合ができましたが、この二重の確認作業を怠っていたことに対しましては深く反省をいたしているところでございます。

次に、3番目の、架空の滞納者、滞納額は計上されていないか、また根拠につきましては、架空の滞納者、滞納額は計上されていませんし、加入金の滞納額はないものと認識いたしております。根拠といたしましては、今回の事件を解明するためにすべての帳簿の調査を正確に確認しまして、全世帯の引き込み工事書と他の関係帳簿をすべて突合いたしましたことによるものでございます。

次に、4番目の、新規加入世帯の一部、あるいは転居などの事情で解約した世帯の一部が計上、集計されていないことで帳尻合わせはなかったかということにつきましては、横領した件数分の新規加入契約世帯の調定を起票しないことにより調定額と収入額を一致させ、計算上は適正に見えるように操作されておりました。

有線テレビ放送施設加入権、この加入権でございますが、これを譲渡する際には、譲渡人から権利譲渡申請書を提出していただき、これをもとに手続を行っております。特に、提出していただくときに譲渡人の運転免許証などの顔写真つきの身分証明書を提示

していただき、本人を確認いたしております。また、譲渡する本人が来られない場合には、申請書に実印を押印していただき、印鑑証明を添付していただいております。こうしたことから、譲渡人の明確な意思表示なしでの権利譲渡はなく、譲渡せずに解約された方の権利が移転するということはありません。

また、現在は、さきに御説明いたしましたように、加入申込書、納付書、工事発注指示書、利用料調定簿などすべてを突合いたしておりますので、帳尻合わせもございません。

次に、5番目の、市は、本件がどうして継続し、発見できなかったと認識しているかにつきましては、さきの2番で御説明申し上げましたとおりでございます。

次に、第4のチェック機関との関係につきましては、議会審議の質疑等及び一般的な監査、これは一般的な監査でございますが、本庁会計課の日々の実務上の確認作業におきましては、歳入諸書類や決算書では不正を確認することは困難だと認識いたしております。

次に、5番目の(1)の、当事者から返還されたお金の年月日及び収入調定の仕方でございますが、当事者からの返還金は、5月25日付にて山県市地域情報化事業特別会計の諸収入の雑入の弁償金に収入調定し、納付されております。

次に、3番目の、この2人の当事者はその額及び事実関係の認定に不服を表していないかということでございますが、2人の当事者はその額及び事実関係を認めております。また、何ら不服も表明しておりません。

次に、4番目の、遅延損害金は民法では5%、補助金適正化法では10.9%とされているが、こうしたものを課しているかということでございますが、加算金につきましては、遅延損害金として年5%、これは日割りでございますが、年5%を課しております。課した理由といたしましては、一般的な民法の法定利息の5%の規定を適用いたしました。加算金としての遅延損害金につきましては、それぞれでございますけれども、弁償金として、1人分につきましては、817万7,685円につきまして遅延損害金が42万3,929円、もう一人は、90万円につきまして1万3,550円で、総額といたしまして43万7,479円でございます。

次に、2番目の市長と助役の減給の議案についてでございますが、議案の議事日程につきましては、議会運営委員会で御協議いただき、決定をいただいたところでございます。既に職員は処分をいたしておりますし、市長、助役につきましても厳格な処分を迅速に決定して、市民の皆様にご伝えることが最善の方法との判断から、6月の処分とすることとなりました。給与支給の事務には数日かかり、6月20日の議決をいただいても21

日の支給日には間に合わないことから、このような議事日程が必要であり、12日に議決をお願いすることとなりました。

次に、第7の(1)でございますが、公表の基準につきましては、事案及び氏名等の公表基準につきましては、平成15年10月に山県市職員の懲戒処分等に関する公表基準を定めております。この基準によりまして、不祥事や非違行為の事案については報道機関に対し公表していることから、抑止力や説明責任は果たしていると考えております。

なお、当事者の氏名の公表は、懲戒免職という厳しい処分により社会的な制裁は受けていることや、氏名の公表が抑止力の作用及び市の説明責任の果たせる実効に関与するかどうかにつきましては、その都度検討が必要であると考えております。

また、なお今回の事件に関しましては、現在警察と告訴について準備中でございます。

次に、2番目の、こういう市民に迷惑をかけたときには積極的に情報を公開すべきではないかにつきましては、情報公開条例及び懲戒処分等に関する公表基準が制定されておりますので、条例等にのっとり適正に対応したいと考えております。

次に、3番目の、一般職員、非常勤職員の倫理条例及び市長助役の倫理条例を制定すべきではないかにつきましては、倫理条例につきましては今後の課題として検討させていただきたいということを考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（久保田 均君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） それでは、市長に再質問いたします。

まず、議会に資料は出なかったけれども、情報公開で出てきたものについて、例えば事案の経過報告というのがあるわけですけど、その中には、ことしになって調査が始まって、当事者が心配して一部お金を局に返しに行ったというところがあるんですが、本庁の日直室から有線テレビ局のかぎを持ち出し局舎に入りという、日常的にこうやって本庁にあるかぎを持っていけるという体制自体が非常におかしいんじゃないかということを思います。

それから、今回出てきた資料で、約半分は職員が自らの自宅でパソコンを使ってインターネットのオークションで市の物品を売っていた、そして現金化していたということがわかっています。それは、新品のテープ、これはたくさんですね。ほぼ定価に近い額もあります。それから、バッテリー、カメラ関係、パソコンのハードディスク300ギガとか、スティックメモリー1ギガとか、パソコンやカメラをやってる人から見たら、のどから手が出るほど欲しいものが持ち出されて、オークションで個人の現金にされていたという、非常におかしい、こんなことが本当に行われたのかと疑うほどです。中に

は新品の切手シートが100枚、何シートも出ているとか、これもチェック体制の問題なんですね、お金がどうこうじゃない。こういうことがわかってきています。

それから、市民からの苦情というのも一応リスト化されています。これを見ると、管理体制の問題だという指摘が一番多い。それから、お金は返したけれども本当に信用していいのか、そういう疑問。もう一つは、やはり氏名を公表しろという声も幾つかあるわけですね。やはり市民には事実を伝えてほしいという願いが強いということが明らかです。

それから、先ほど答弁にもありましたけど、公表基準を市はちゃんとつくっている。その基準を読みますと、ちゃんと今回はいろんなことを公表しなければならないし、社会的影響が極めて大きい場合には処分者の氏名も公表するというふうにはっきり書いてある。しかし、いまだに公表していないわけですね。それから、実際の公表に当たってどうするかという、報道関係に配った資料もあります。ここには、21人処分したと議会で答弁されましたけど、7人しか報道関係には伝えられていない。これも非常に、報道の公表基準を持ちながら基準に適合していない。それが、反省をして、より公開度を高くした、公表度を高くしたならともかく、逆なんですよ、市長がつくった基準に照らしても。これは非常におかしい、今回の反省がないというふうにとられるんですね。そういったことから考えて、具体的に幾つかお尋ねしますけれども、今回、組織上、管理体制の問題ということが明らかになっているわけですね。

具体的にお聞きしたい。

まず、先ほど答弁のあった、議長が議会に出さなくてもいいと言った。これは議長に答弁を求めることはやめますが、今後、議長は議会にできるだけ多くの資料を出していただきたいということをお願いしておきます。執行者は出す気があるわけですから。

まず、公表についてですけれども、公表基準というのは既にあるけれども、これが実質的に働いていなかったわけですから、見直すべきではないかと、もっと具体性と実効性があるものに見直すべきではないかと思うんですが、市長はいかがでしょうか。

それから、この2人について市長は、部長は今、告訴を警察と検討中ということでしたが、もう少し具体的に市長の方針を説明いただきたい。

それから、3つ目ですけど、組織上の問題ということが明らかになってきて、倫理観の問題というのは当然なんですけれども、職員に期待をしてもだめだということがもう示されたわけですから、やはりきちっとしなければならない。そこで、市長にお願いしたいんですが、今回はテレビ局の備品関係が一応問題の発端でした。ですが、山口市には、例えばいろんなプリペイドカードもあるし、ガソリン、公用車がありますね。これ

らもきちっと公用分だけにガソリンが補てんされているのか。これは、出張先、距離、車からすれば全部チェックできるんですが、そういったことについて多分チェックされていないと思うんですね。今回の反省として、そういった本庁関係の備品全部見直すべきではないのかと、私的流用がないか、その点についていかがでしょうか。お尋ねいたします。

議長（久保田 均君） 平野市長。

市長（平野 元君） 御質問にお答えします。

公表の問題でございますが、山口市にも、山口市職員の懲戒処分に関する公表基準と、これは決めたものがございます。これにのっとってやるわけでございますが、その前段としまして、山口市の職員にこういった問題が発生したときには、職員懲戒審査委員会、これが懲戒取扱規則の第5条に決めてございますが、それをすぐ立ち上げまして、これは助役以下の担当でやる委員会でございますが、そこで十分検討していただきました。そして、その中でこの市の職員の懲戒処分に関する公表基準も十分参酌しながら決めていただきました。

それで、今お話のありましたような公表、そういうことでございますが、市民への公表等につきましては、先ほども申しておりますように、現在警察とのそういった手続中でございますし、本人につきましては最も厳しい懲戒処分にしましたので、そういった面で、行政としましては現在は公表しないということしておりますが、いずれ警察との協議の中でそういった形になってくるかということはおもっております。

それから、3つ目の倫理観の問題ですけれども、確かに旧高富町のころには倫理条例というのがございました。私も十分承知をしております。それは合併後いろいろ議題には上がってまいりましたが、そういう点につきましては、また議員各位との協議の場も持ちながら、今後そういったものについての検討を加えていく必要があるかと、先ほど部長からも答弁いたしました。そんな感じで今おります。

また、物品の管理等の見直しということでございますが、確かに、そういった職員が公共の物品を大切に保管しながら大切に使うというのが基本姿勢でございますので、当然そういう管理であるべきであります。その辺に若干の、CCYの中ではそういった面について非常にそういう意識が薄弱であったというふうには思っております。そういった面につきまして、今、会計事務局長を中心にいろいろ検討は加えておりましたし、既に手のつくところはやっておりますが、今後とも、そういった物品の管理等についてきっちりと管理体制を整えるということは十分考えられますので、そういった面につきましては既に手をつけて検討の中に入っておりますが、そういったものをしっかりと見

直ししながら市民の信託にこたえていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（久保田 均君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） 市長に改めてお尋ねしますけれども、まず公表基準関係ですけど、処分をしたし、警察とも検討しているので氏名を公表しないと。そしたら、結局ずっと公表しない、告訴するまでは公表しない、じゃ、ほかの事案は公表しませんということを行っているのと一緒なんですよ。もっと具体的に、現在の基準よりも具体的に、かつ厳しくして、市長や職員たちがきちっと公表をするように改めるべきではないかと思いますがその点はいかがかということ。

もう一点ですが、今回情報公開いただきましたけれども、実は、ある部分は非公開、黒く塗られている。それについては異議申し立てしてくださいというわけですよ。私は、今回のような事案だからこそ積極的に公開しますと言うべきだと思うんですが、いや、第三者に決めてほしいから異議申し立てしてくださいと堂々と言われたら、私はあきれてしまいました。氏名はやはりきちっと速やかに現在の基準に合わせても公開すべきじゃないんでしょうか。

それから、倫理制度、部長は検討すると言いましたが、市長はどうなんですか。検討するというふうでよろしいでしょうか。

以上、3つお願いします。

議長（久保田 均君） 平野市長。

市長（平野 元君） お答えします。

公表の件でございますが、今度の2人の懲戒免職の職員につきましては、人情的と言うと大変語弊があるかも知れませんが、非常に若い青年でございます。これから将来、この汚点を担って立ち直っていくためには、そういう意味では、行政側としましてはそういうふうな考え方を持つのもやむを得んかというように私は思っております。まだ、警察の方との話の中で当然公表しようというようなことになってくれば、これはまた別な問題でございますが、そんなことを考えております。

それから、倫理制度の考え方ですけども、これは先ほど申し上げましたように、今後いろいろ検討を加えていくということで、現在はそんな考え方であるということを申し添えたいと思います。

情報公開で、私も中身を1つずつ見ておるわけでございませぬが、氏名等に黒塗りのところがあつたかということだと思ふんですが、そういった点で、職員につきまして管理監督者の処分も行いました。そういうことでございませぬが、そういう処分者につつま

しても、その処分というのは非常に私は重い処分だというふうに受けとめておるんです。というのは、その職員にしてみれば、生涯、山県市の職員を卒業しても、なお将来にわたってその汚点はいつまでも消えるものではなく残っていくということで、その職員にしてみれば非常に苦痛の記録だというふうに思っております。そんな感じもございましたので、黒塗りのところはそういう面で公表しなかったというふうに受けとめていただきたいと思います。

以上でございます。

議長（久保田 均君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） 市長には反省がないと、今の答弁を聞いたら、そう言うしかないと思いました。

ルールですので次の質問に移りますけれども、基盤整備部長に、土木などの改修や整備に関しての地元地域などの要望に関する市の予算の使い方ということで質問します。

市では、身近な生活圏の土木関係の改修、整備について、地域の皆さんからの要望を自治会単位で取りまとめ出していただき、その採否を決め、実施しています。住民の皆さんにも、議員の中にもいろんな意見があるところであります。市からこの合併後のデータをいただきました。そういった中で、市としては、大きなものは箇所づけという言い方として事業を分け、その他は小修繕という言い方、それから随時出てくるものは情報受け付けというような言い方で分類して、それぞれ対応しているということでした。

そこで、細かい表は省くとして、基本的な過去の実績を見たときに、2004年とか5年の実績、それからことしの予算の方を見ると、おおよそ次のようなことが言えるというふうに認識します。要望に対する件数で見たいわゆる施行率、要望達成率、これはおおよそ25%から35%ぐらいと言える。市が箇所づけと表現するその事業について見ると、1カ所当たりの事業から推測して、従来不用額としていた分を使う、不用額とせず、残さないということで年間に5件から7件程度は追加して要望達成できると、データの的にはそういうことがわかります。

この事業は、市から皆さんに要望がありますかというふうに聞いて受け付けたわけですから、そういった趣旨からすれば、達成してこそ意味があるわけですね。そこで、市は、財政が厳しいから、いろんな事業、予算が残ったら次年度に回す基本方針だと言う。私もそれでいいと思うんですが、ただ、この要望を実現するという事業だけは、予算があれば使う、それが趣旨なんだろうというふうに思います。

今回質問でお聞きしたいのは、市民への要望の対応の仕方だということです。この要望達成事業という特殊な市の施策に、残ったら次年度に回すという一般ルールを適用す

るといのはかえって不合理であると、達成率を低くしていると、そういう事態になっているわけですね。ですから、達成という事業の性質から考えれば、予算に組んだ額であるから、その総額が残れば、当初の予定外としての工事などを行えば非常に合理的であるというふうに考えます。

そこで、この事業に関してだけは、年度内の予算の満額執行を目指して、柔軟な対応をして市民の要望にこたえるよう政策転換をすべきではないのかということ。

それから、前年度における要望に対して、市民や自治会長の随時の求めには別に情報受け付け書というのがあるわけですが、ここで市民と自治会長とを比較して、受け付けの件数、対応の状況や件数、その執行額とか要した経費というのはどのようなこと。それから、市民の評判、これはどのようなことを、受けとめをお答えください。

議長（久保田 均君） 長野基盤整備部長。

基盤整備部長（長野昌秋君） 第1点目の、年度内の予算の満額執行を目指して、柔軟な対応をして市民の要望にこたえるよう政策転換すべきではないかについてお答えします。

この事業は、前年度の6月から7月ごろまでに各自治会長さんから道路や側溝など修繕を必要とする箇所の要望書を提出していただき、要望書の内容に基づき、連合会長さん及び自治会長さんの立ち合いのもと、すべての要望箇所の現地調査を行います。その後、自治会が決めた優先順位や客観的な見地から、緊急性、公共性、効果、さらには地域性を考慮した採択基準で工事箇所の選定を行い、実施設計後、予算を組みます。予算精査を受けた後、3月の定例会で議決をいただき、次年度工事を行う流れでございます。

さて、市民からの要望に対する事業という性質上、この事業で出た不用額を次年度へ回すのではなく、その年度の自治会要望に充て、達成度を高くすべきとのことですが、不用額の主なものとしまして入札差金がございますが、通常、予算に基づく工事発注時期は農期等を避けまして9月から10月が最も多く、全体の不用額がわかるのは明けた1月ごろのため、この時期から官民境界等を行い工事を発注するには、規定の工期がとれないため、他の要望箇所への流用は非常に難しい状況にあります。また、工事の箇所づけとその予算は議会の議決をいただき事業執行しておりますので、他の事務事業と何ら変わりがないものと承知しておりますので、御理解賜りたいと存じます。

第2点目の、市民や自治会からの随時の求めに対して、情報等受け付け書で対応している市民と自治会長を比較して、受け付け件数と対応状況、執行額、制度の評判についてお答えいたします。

平成17年度は、市民から131件、自治会長さんからは61件で、合計192件の情報をいただき、職員で現場を確認し、すべてに対応させていただきました。その経費としましては、自治会要望の中の小修繕の対応と合わせまして、2,500万円執行いたしました。

市民から情報をいただき、小修繕箇所につきましては、職員ができる限り早い対応をするよう心がけています。また、制度の評判云々はともかくといたしまして、現時点におきましては、市民からの要望にこたえることが最善の方法と心得ております。今後におきましても、市民や自治会の皆様からの小修繕等に対する情報には素早い対応を心がけてまいりたいと存じます。御理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

議長（久保田 均君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） じゃ、部長に改めて質問いたします。

今の答えを聞いて、全く余分な仕事はしませんという理由を探してつくったような答弁だというふうに受け取れます。それでは市民は困る。特に要望に対する対応の事業ですから、なおさらだと思っんですね。

例えば1つ、予算について、毎年不用額が出るということもわかっている、年度によって若干ばらつきがあるけれど。平均して例えばここは3,000万円ぐらいだとすると、ことし、1件の箇所づけが330万円ぐらいですよ、だから大体9件は不用額で処理できるという計算が出てくるわけです。不用額が出ることはわかっているわけです。先ほど、正確にわかるのは1月だと言ったけど、初めから出るのがわかっているんだから、3月から考えることはできます、新年度中ずっと。それから、箇所づけで、3月のときに自治会要望に順番をつけた、そして、いわゆる当落、予算につく分、それから予算につけられなかった部分、ちゃんと見えているわけですね、先ほどの、全部の自治会長と現地を見たのだったら。ということは、外れたところの5つ、10、それはイメージできているわけですから、その中でどれを不用額で取り上げていくのかを4月から考えていくことは可能じゃないですか。

それから、今回入札について見ましたけど、62件の箇所づけが昨年あったという、そのうち21件が入札なんですよ。残りは130万円以下ということで随意契約なんだ。ということは、非常に融通のきく事業なんですね。といったことを考えても、やれば幾らでもできる要素がそろっている。なのに理由をつけてやらないとしか言えないと思っんですねよ。

私は皆さんが頑張っていることは知っているけど、この事業の不用額をいっぱい使おうという気持ちが出てこない、そこを改めて考えてほしい。合併のときに、確かに3町

村の中でこのやり方で行こうという相談をしたそうですが、もう4年目に入っているわけですから、ここで方針を変えて、要望事業については、毎年不用額が出る、だから、それを精いっぱい消化しようと4月から大体見越して準備していけば済むことじゃないですか。そういった意味で、改めて答弁を求めます。

議長（久保田 均君） 長野基盤整備部長。

基盤整備部長（長野昌秋君） 予算残につきまして、私どもの建設課の中では全くやらないわけではございません。災害等が起きまして緊急性を要するものにつきましては、大災害をまた招きやすいという後のことも考えまして、即決済を受けまして、そのような手だてはいたしております。ですから、全く予算残について繰り越しということではございません。

それから、不用額という言い方でございますけれども、私どもはたまたまこの場合は不用額というふうに申しましたけれども、予算でございますので、予算残というふうな言い方をさせていただきますけれども、自治会の要望につきましては、先ほども答弁の中で申し上げましたように、小修繕箇所が42件、それから192件ですか、そういった小修繕も行っております。これはすぐ職員が対応しておるわけでございまして、例えば、今寺町議員の言われます、何力所かできるのではないかとということでございますけれども、それは何百万という単位になってまいりますので、非常に予算的に難しいと。

あるいは、私どもの常任委員会の中には産業建設委員会がございまして、その委員会の中でも、緊急度の高いものは除いて、予算残について執行すべきでないというような回答もいただいておりますので、それを忠実に守っておるということで御理解を賜りたいと思います。

議長（久保田 均君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） 時間が迫ってきましたので3つ目に行きますけれども、市の議会の答弁について、きちっと答弁どおりやっているのかということですね。私も議員になってちょうど2年、残り2年ということで、この議場で答弁いただいたことの検証をしなければならないし、執行者も答弁を忠実に守る義務はあるということです。そういった中で、この議場でお尋ねしたことの市民が非常に関心を持っていることについて3つほどお尋ねしたい、これは助役に答弁を求めますけれども。

1つは、建築廃材が伊自良地区で大量に堆積されていた問題についてということであり、これについて、現在の状況と今後の成り行きをどう予測するのか。そして、住民への説明はどうなっているのか。それから、倒産したわけですが、その子会社は現在も営業しているわけですね。これは、また持ち込まれるのではないかと心配が

ある。これについていかがでしょうか。

それから、ゴルフ場の残土の問題についてもお聞きしましたが、不法投棄があったということで現場検証もされました。これについての状況や展望、見込み、それから助役の答弁に対する県の条例化の回答。

それと、入札価格に関する市の損害回復。市長が一応訴訟は起こしていただきましたけど、現在の訴訟の進捗状況、見込みをお尋ねいたします。

議長（久保田 均君） 嶋井助役。

助役（嶋井 勉君） ただいま、寺町議員の御質問、時間がなくて通告どおりのお話がございますでしたので、私の方からは通告どおり答弁させていただきます。

まず初めに、建築廃材のチップの大量堆積問題についてお答えしたいと思います。1点目の、現在の状況と今後の成り行きの見込みはどうかということでございますが、議員御承知のとおりでございますが、事業者が経営破綻しまして、平成17年4月8日に裁判所から破産管財人に対しまして、負債の精算を早く行い、伊自良地区の土壌改良材の処理を早急に行うように指示されております。破産管財人は土壌改良材を利用できる業者を探していますが、業者はまだ見つからないと聞いております。この土壌改良材を利用する業者が見つからないということになりますと、土壌改良材を撤去する費用の負担をだれがするかということが問題になってくるわけでございますが、これにつきましては、まず破産管財人から何らかの対応を示してほしいというふうに思っております。

2点目の住民や地権者の説明でございますが、住民に対する説明は行っていませんが、地権者に対しましては、破産管財人とよく協議するよう指導しております。

3点目の子会社のチップについてでございますが、同会社で製造されているチップは、現在、このチップを熱源利用している業者へ出荷されていると聞いております。

4点目の同種のチップ工程の件でございます。この施設は、山県市の大森にあります施設ではないかと思っております。木くずを破碎するのみの施設でございますが、処理能力は1時間35トン、1日8時間で280トンと聞いております。公害防止協定の締結を平成18年1月4日に山県市と行い、本年4月から稼働されております。この木くずを破碎したものを本県市内にございます同社の第1工場に運ばれまして、それを堆肥用の原料にされていると聞いております。

続きまして、ゴルフ場を残土で埋め立てる件でございますが、1点目の不法投棄の経緯等でございますが、定期的にパトロールを実施してきたにもかかわらず、巧妙な手口で不法投棄が行われたことございまして、全く見抜くことができませんでした。したがって、いつからどのようにこの不法投棄が行われたかにつきましては定かであり

ませんが、内容物につきましては建設系廃棄物であります、その量についてはまだ把握できていないと県から聞いております。

また、発見の状況につきましては、平成17年10月に瑞浪市の産業廃棄物不法投棄事件で、産業廃棄物処理法違反容疑で有限会社西部開発の代表者らが逮捕されております。その後の調べで、山県市のゴルフ場や、岐阜市、関市の造成現場などでも産廃の不法投棄を繰り返していたことが供述で明らかになりました。このため、平成18年2月16日には、容疑者の供述を裏づけるのを目的に、県警生活環境課、多治見署、山県署による合同の現場検証が行われました。立ち合いに同行した県も市も建設系廃棄物が埋められていたことを確認いたしました。平成18年3月17日には、その後の情報を把握するため、県岐阜振興局環境課に確認を求めましたが、新たな情報はありませんでした。平成18年4月28日には岐阜地裁で、廃棄物処理法違反容疑で有限会社西部開発代表者らが有罪の判決を言い渡されました。

それで、平成18年6月1日に再度県岐阜振興局環境課に産廃の撤去のめどについて照会いたしましたが、行為者の不法投棄箇所が県下複数に及んでいるため、撤去の方法等について県不法投棄監視課と関係部署で検討していると回答を得ております。県としては、行為者に対しまして強く撤去を指導していくということで聞いておりますし、市としましては、これからも県に産廃撤去に向けた指導を行っていただくよう強く求めていきたいと考えております。

市民への説明状況につきましては、これまでの状況や、水質検査、土壌調査をし、その結果、何ら異常が見られなかったことで、平成18年3月24日に地元自治会長さんに説明してございますし、平成18年6月14日には新しい自治会長さんに最近の調査結果を説明しております。埋め立て部分については全部が解明されていないこともあり、説明できる段階ではございませんので、今後、必要に応じて県と協議しながら地元への説明を行うよう考えております。

2点目につきましては、平成18年1月30日付山発第1187号「残土処理の認定基準の規則に関する要望書」ということで市長名で岐阜県環境局長に提出し、受理されております。要望事項の内容を申し上げます。

1つに、造成地への残土による埋め立てを行う行為に対しまして、宅地や工場、事業場、ゴルフ場、森林、里山等を含めた県土全体を対象とするよう図っていただき、不適正なものが混入されていないよう、施工規模によって施工者への届け出、報告などの義務づけを検討していただきたい。

2つ目に、残土等による埋め立て行為に対する施工者への規制をする必要もあるかと

考えますので、検討をしていただきたい。

このような内容で、以上2点につき要望いたしました。県の回答は、現在条例について検討中であるということと、感触につきましては、考慮していただけるものと推察しております。

御質問第3の、入札価格つり上げによる市の損害回復の解決状況についてお答えします。

訴訟の進行状況は、平成18年1月30日に岐阜地方裁判所に損害賠償等請求事件として提訴いたしました。請求の趣旨は、1つに、相手方に対しまして、連帯して市に対し1,050万円及びこれに対する平成14年4月16日から支払い済みまで年5%の割合による金員を支払ってくださいということです。2つ目に、訴訟費用は相手方の負担としてくださいという、2件についての判決及び仮執行宣言を求めるものでございます。

3月9日に口頭弁論が行われまして、相手方から請求の趣旨に対する答弁書が提出されました。請求の趣旨に対する答弁は、1つに、原告の請求を棄却する、2つ目に、訴訟費用は原告の負担とするという判決を求めるものでございます。相手方は、1,000万円ぐらい上げた方がよいとは教示したが、入札予定価格が2億4,000万円を上回ることまで教示したわけではないということと、共謀して入札価格を決定したのではない、自らの判断で入札価格を決定したということと、損害賠償請求権は存在しない、共同不法行為とはなり得ないなどと主張していらっしゃいます。

5月17日に第2回口頭弁論が行われ、刑事事件の判決文をもとに作成した原告準備書面を提出しております。相手方は、次回6月29日、あさってでございますか、口頭弁論にて認否、反論することとなっております。今後においても、市の損害が回復するよう主張していくものであります。

以上でございます。

議長（久保田 均君） 以上をもちまして、寺町知正君の一般質問を終わります。

議長（久保田 均君） これで、本日予定しておりました一般質問は全部終了いたしました。

お諮りをいたします。28日に予定しておりました一般質問は、本日ですべてを終了いたしましたので、28日は休会といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。したがって、28日は休会とすることに決定をいたしました。

29日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。大変御苦労さまでございました。ありがとうございました。

午後 3 時14分散会

山県市議会定例会会議録

第4号 6月29日(木曜日)

議事日程 第4号 平成18年6月29日

日程第1 常任委員会委員長報告

議第73号 山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例について

議第74号 山県市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関す
る条例の一部を改正する条例について

議第75号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議第76号 政治倫理の確立のための山県市長の資産等の公開に関する条例
の一部を改正する条例について

議第77号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議第78号 山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について

議第79号 山県市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について

議第80号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につ
いて

議第81号 山県市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の
一部を改正する条例について

議第82号 平成18年度山県市一般会計補正予算(第2号)

議第83号 平成18年度山県市老人保健特別会計補正予算(第1号)

議第84号 平成18年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算(第1号)

議第85号 市道路線の認定について

議第86号 市道路線の変更について

議第87号 訴訟の提起について

議第88号 山県市公共下水道高富浄化センター(仮称)の建設工事委託に
関する協定の締結について

発議第4号 山県市議会委員会条例の一部を改正する条例について

請願第2号 山県市における不祥事根絶のための措置を求める請願について

請願第3号 出資法の上限金利の引き下げを求める意見書提出の請願につ
いて

日程第2 委員長報告に対する質疑

- 議第73号 山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第74号 山県市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第75号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第76号 政治倫理の確立のための山県市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第77号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議第78号 山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 議第79号 山県市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について
- 議第80号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 議第81号 山県市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第82号 平成18年度山県市一般会計補正予算（第2号）
- 議第83号 平成18年度山県市老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 議第84号 平成18年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第85号 市道路線の認定について
- 議第86号 市道路線の変更について
- 議第87号 訴訟の提起について
- 議第88号 山県市公共下水道高富浄化センター（仮称）の建設工事委託に関する協定の締結について
- 発議第4号 山県市議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 請願第2号 山県市における不祥事根絶のための措置を求める請願について
- 請願第3号 出資法の上限金利の引き下げを求める意見書提出の請願について

日程第3 討 論

- 議第73号 山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第74号 山県市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について

- 議第75号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第76号 政治倫理の確立のための山県市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第77号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議第78号 山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 議第79号 山県市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について
- 議第80号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 議第81号 山県市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第82号 平成18年度山県市一般会計補正予算（第2号）
- 議第83号 平成18年度山県市老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 議第84号 平成18年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第85号 市道路線の認定について
- 議第86号 市道路線の変更について
- 議第87号 訴訟の提起について
- 議第88号 山県市公共下水道高富浄化センター（仮称）の建設工事委託に関する協定の締結について
- 発議第4号 山県市議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 請願第2号 山県市における不祥事根絶のための措置を求める請願について
- 請願第3号 出資法の上限金利の引き下げを求める意見書提出の請願について

日程第4 採 決

- 議第73号 山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第74号 山県市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第75号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第76号 政治倫理の確立のための山県市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第77号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議第78号 山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について

- 議第79号 山県市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について
- 議第80号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 議第81号 山県市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第82号 平成18年度山県市一般会計補正予算（第2号）
- 議第83号 平成18年度山県市老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 議第84号 平成18年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第85号 市道路線の認定について
- 議第86号 市道路線の変更について
- 議第87号 訴訟の提起について
- 議第88号 山県市公共下水道高富浄化センター（仮称）の建設工事委託に関する協定の締結について
- 発議第4号 山県市議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 請願第2号 山県市における不祥事根絶のための措置を求める請願について
- 請願第3号 出資法の上限金利の引き下げを求める意見書提出の請願について
- 日程第5 議会運営委員会・特別委員会中間報告について
- 日程第6 質 疑
議会運営委員会・特別委員会中間報告について
- 日程第7 閉会中の継続審査・調査について
議会運営委員会
総務委員会
文教厚生委員会
環境保全対策特別委員会
東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会

本日の会議に付した事件

- 日程第1 常任委員会委員長報告
- 議第73号 山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第74号 山県市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する

- る条例の一部を改正する条例について
- 議第75号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第76号 政治倫理の確立のための山県市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第77号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議第78号 山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 議第79号 山県市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について
- 議第80号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 議第81号 山県市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第82号 平成18年度山県市一般会計補正予算（第2号）
- 議第83号 平成18年度山県市老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 議第84号 平成18年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第85号 市道路線の認定について
- 議第86号 市道路線の変更について
- 議第87号 訴訟の提起について
- 議第88号 山県市公共下水道高富浄化センター（仮称）の建設工事委託に関する協定の締結について
- 発議第4号 山県市議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 請願第2号 山県市における不祥事根絶のための措置を求める請願について
- 請願第3号 出資法の上限金利の引き下げを求める意見書提出の請願について

日程第2 委員長報告に対する質疑

- 議第73号 山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第74号 山県市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第75号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第76号 政治倫理の確立のための山県市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第77号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

- 議第78号 山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 議第79号 山県市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について
- 議第80号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 議第81号 山県市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第82号 平成18年度山県市一般会計補正予算（第2号）
- 議第83号 平成18年度山県市老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 議第84号 平成18年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第85号 市道路線の認定について
- 議第86号 市道路線の変更について
- 議第87号 訴訟の提起について
- 議第88号 山県市公共下水道高富浄化センター（仮称）の建設工事委託に関する協定の締結について
- 発議第4号 山県市議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 請願第2号 山県市における不祥事根絶のための措置を求める請願について
- 請願第3号 出資法の上限金利の引き下げを求める意見書提出の請願について

日程第3 討 論

- 議第73号 山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第74号 山県市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第75号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第76号 政治倫理の確立のための山県市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第77号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議第78号 山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 議第79号 山県市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について
- 議第80号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 議第81号 山県市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の

	一部を改正する条例について
議第82号	平成18年度山県市一般会計補正予算（第2号）
議第83号	平成18年度山県市老人保健特別会計補正予算（第1号）
議第84号	平成18年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算（第1号）
議第85号	市道路線の認定について
議第86号	市道路線の変更について
議第87号	訴訟の提起について
議第88号	山県市公共下水道高富浄化センター（仮称）の建設工事委託に関する協定の締結について
発議第4号	山県市議会委員会条例の一部を改正する条例について
請願第2号	山県市における不祥事根絶のための措置を求める請願について
請願第3号	出資法の上限金利の引き下げを求める意見書提出の請願について
日程第4	採 決
議第73号	山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
議第74号	山県市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
議第75号	山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議第76号	政治倫理の確立のための山県市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例について
議第77号	山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
議第78号	山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
議第79号	山県市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について
議第80号	山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
議第81号	山県市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
議第82号	平成18年度山県市一般会計補正予算（第2号）
議第83号	平成18年度山県市老人保健特別会計補正予算（第1号）
議第84号	平成18年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算（第1号）
議第85号	市道路線の認定について

- 議第86号 市道路線の変更について
議第87号 訴訟の提起について
議第88号 山県市公共下水道高富浄化センター（仮称）の建設工事委託に
関する協定の締結について
発議第4号 山県市議会委員会条例の一部を改正する条例について
請願第2号 山県市における不祥事根絶のための措置を求める請願について
請願第3号 出資法の上限金利の引き下げを求める意見書提出の請願につい
て

日程第5 議会運営委員会・特別委員会中間報告について

日程第6 質 疑

議会運営委員会・特別委員会中間報告について

日程第7 閉会中の継続審査・調査について

議会運営委員会

総務委員会

文教厚生委員会

環境保全対策特別委員会

東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会

出席議員（22名）

1番	吉田茂広君	2番	尾関律子君
3番	横山哲夫君	4番	宮田軍作君
5番	田垣隆司君	6番	村瀬隆彦君
7番	武藤孝成君	8番	河口國昭君
9番	影山春男君	10番	後藤利弘君
11番	谷村松男君	12番	横山善道君
13番	寺町知正君	14番	渡辺政勝君
15番	中田静枝君	16番	藤根圓六君
17番	村橋安治君	18番	藤垣邦成君
19番	小森英明君	20番	村瀬伊織君
21番	大西克巳君	22番	久保田均君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

市長	平野元君	助役	嶋井勉君
教育長	小林囀之君	参与兼会計 事務局長	垣ヶ原正仁君
総務部長	林宏優君	市民環境 部長	長屋義明君
保健福祉 部長	室戸弘全君	産業経済 部長	松影康司君
基盤整備 部長	長野昌秋君	水道部長	梅田修一君
消防長	高橋信夫君	教育次長	土井誠司君
総務部次長	田中公治君		

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	舩戸時夫	書記	高橋幸弘
書記	堀達也		

午前10時00分開議

議長（久保田 均君） ただいまの出席議員数は22名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 常任委員会委員長報告

議長（久保田 均君） 日程第1、常任委員会委員長報告を議題とし、報告を求めます。

最初に、総務委員会委員長 後藤利丸君。

総務常任委員会委員長（後藤利丸君） 総務委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、6月21日午前10時より、審査を付託されました案件及び管内視察について委員会を開催いたしました。出席者は、委員8名全員が出席、執行者側より、所管する部長、課長の出席を求めました。

審査を付託されました議第73号から発議第4号までの所管に属する条例案件7件、予算案件2件の9議案及び請願2件を一括議題とし、審査を行いました。

中でも、議第74号 山県市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例改正について、議会議員の通勤届の必要性と公務上の取り扱いに関する質疑及び、議第82号 平成18年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算での帯域制御装置と伝送路管理システムの保守についての質疑応答に続いて、請願第2号の山県市における不祥事根絶のための措置を求める請願について質疑され、合併当時に倫理についての条例制定についても検討がなされ、条例を定めないことにした経緯があること、また、倫理については法律で定められていることなどから、当然守られるべきであるとの理由から採択する必要がない旨の意見もありました。また、請願第3号の出資法の上限金利引き下げを求める意見書提出の請願につきましては、他団体から意見書の提出が求められておりましたが、国においても検討がなされていることから、採択する必要がないという意見がありました。

討論では、請願第2号及び第3号を採択しない旨の反対討論がありました。

採決の結果は、議第73号から発議第4号までの9議案は、全会一致で原案のとおり可決すべきと決定をいたしました。請願第2号は全会一致で不採択となり、請願第3号は賛成多数で採択することになりました。

続いて、所管課長から本年度の主要事業の説明、また、庁舎の防災無線室、有線テレビ局など6つの施設の調査を行い、それぞれの施設において種々の説明を聞きました。

この後、閉会中の継続調査について、委員の派遣、研修目的、日程、場所等の説明後、

所管事務調査が必要であることから、委員を派遣することに決定をいたしました。本議会に閉会中の継続調査の申し出をすることにいたしました。

以上、総務委員会の審査及び調査報告とさせていただきます。

議長（久保田 均君） 御苦労さまでした。

続きまして、産業建設委員会委員長 武藤孝成君。

産業建設常任委員会委員長（武藤孝成君） それでは、産業建設委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、6月22日午前10時より、審査を付託されました案件及び管内視察について、委員全員の出席のもと委員会を開催いたしました。執行者側からは、所管の部長、課長の出席を求めました。

審査を付託されました議第78号から議第88号までの産業建設関係の条例案件2件、予算案件1件、契約案件1件、その他3件、合わせて7議案を一括議題とし、審査を行いました。

質疑では、議第82号 平成18年度山県市一般会計補正予算（産業建設関係）の雪害による施設の修繕工事、林道災害復旧工事の概要、議第88号 山県市公共下水道高富浄化センター（仮称）の建設工事委託に関する協定の締結については、工事委託の概要について質疑応答がありました。

その後、討論、採決の結果、7議案とも全会一致で原案どおり可決すべきと決定しました。

午後からは、本年度の主要事業となる浄化センター、戸羽川永久橋、岐阜美山線、伊自良農産物直売所などの工事の進捗状況等について、それぞれの工事現場で所管課の説明を受けました。

以上で産業建設委員会の審査及び調査報告とさせていただきます。

議長（久保田 均君） 御苦労さまでした。

続きまして、文教厚生委員会委員長 影山春男君。

文教厚生常任委員会委員長（影山春男君） 文教厚生委員会の委員長報告をいたします。

文教厚生委員会委員長報告として、本委員会は、6月23日午前10時より、審査を付託されました案件及び管内視察について、委員全員の出席のもと委員会を開催いたしました。執行者側からは、所管する部長、課長の出席を求めました。

12日に審査を付託されました、議第77号から議第83号までの条例案件1件、予算案件2件の3議案を一括議題とし、審査を行いました。

質疑では、議第82号 平成18年度山県市一般会計補正予算（文教厚生関係）において、

小学校のパソコンリース料、中学校の学校食育推進、図書館の雪害による修繕工事の概要について質疑応答がありました。

その後、討論、採決の結果、3議案とも全会一致で原案どおり可決すべきと決定をいたしました。

続いて、閉会中の継続調査について、委員の派遣、研修目的、日程、場所等の説明後、所管事務調査が必要であることから、委員を派遣することに決定しましたので、本議会に閉会中の継続調査の申し出をすることにいたしました。

その後、文化ゾーン連絡橋建設地、クリーンセンター、青波福祉プラザなど7つの施設の調査を行い、それぞれの施設において所管課から運営状況等についての説明を聞きました。

以上、文教厚生委員会の審査及び調査報告とさせていただきます。

失礼しました。審査の付託、日にちが20日でしたもので、ちょっと訂正させていただきます。

議長（久保田 均君） 御苦労さまでした。

各常任委員会委員長報告が終わりました。

日程第2 委員長報告に対する質疑

議長（久保田 均君） 日程第2、質疑。

ただいまから、各常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

発言をどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 発言もないようですので、質疑なしと認めます。よって、これをもちまして、質疑を終結いたします。

日程第3 討論

議長（久保田 均君） 日程第3、討論。

ただいまから、議第73号から請願第3号までの19議案に対する討論を行います。

討論の通告がありますので、通告順位により発言を求めます。

通告順位1番 横山善道君。

12番（横山善道君） 通告をしました反対討論を行います。請願第2号につきましてと請願第3号につきまして、反対討論をいたします。

1つ、請願第2号につきましては、山口市における不祥事根絶のための措置を求める

請願書ということでございますけど、請願項目にも書いてあります、先ほどの報告にもあったと思いますけど、倫理条例をというようなことがあるわけでありまして、これにつきましては、合併のときに、以前には条例が高富町にはあったというようなことで、どうするかという議論を重ねまして、最終的には条例はつくらないと。公という立場のある私たちにつきましては、倫理ということは十分頭に入れ、当然そのような行動をとるべきであるということでございます。これは当然、職員それから執行部も同じこととございますので、あえてこれがあるからこうしなければいけないではなくして、当然我々の立場として、それは十分自身が認識をして、それなりの行動、発言をとるということでございますので、これについては反対をしたいというふうに思います。

それから、同じく、請願第3号 出資法の上限金利の引き下げを求める意見書提出の請願書でございますけど、これは以前にもこのように求める意見書等が出ておるわけでありまして、以前につきましても、これを不採択ということでしております。そういう関係上と、今現在国でも審議中であるというようなことで、これについても反対をしたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（久保田 均君） 通告順位2番 中田静枝君。

15番（中田静枝君） 私は、請願第2号 山県市における不祥事根絶のための措置を求める請願及び、請願第3号 出資法の上限金利の引き下げを求める意見書提出の請願、この2つに賛成の討論をしたいと思っております。

まず、請願の第2号ですけれども、請願項目のうち、1と2につきましては、現在の市の対応でおおむね私はよいと考えます。3の倫理条例制定を求める件につきましては、（1）と（2）に当たりますところの、市の常勤・非常勤職員につきましては地方公務員法の第5節の分限及び懲戒や第6節のサービスの規定が適応され、そして、今回の不祥事におきましても、こうしたことに基づいて対応がなされたというふうに考えます。ですから、この（1）と（2）に当たる部分については、市としての倫理条例は特に必要とは考えませんが、地方公務員法のこれらの規定の範囲外であります、請願2号の第3項の（3）と（4）の常勤特別職と議員につきましては、早急に倫理条例の整備が必要だというふうに考えます。

不祥事を起こさないように、また、招かないように最大の努力をしなければならない立場であります常勤の特別職や私たち議員が、主権者・市民に開かれた倫理条例の制定によって自らを厳しく律することの意味は大きいものがあるというふうに考えます。不祥事根絶を求める請願の趣旨を酌み、これを採択すべきと考えます。

請願の第3号につきましては、ことし5月31日に山県市議会久保田議長あてに、貸金業、消費者金融の上限金利を利息制限法金利とする意見書の提出を求める陳情が、多重債務被害者の救済活動をしている岐阜れんげの会などから出されております。多くの被害者は、出資法の制限利息、年利29.2%ぎりぎりですりつけられているために、返済が難しくなり多重債務に追い込まれ、返済が不可能に、高利をむさぼる業者を相手に精神的にも追い詰められ、生活の破綻を来しております。大変な困難を抱えた後、利息制限法の年利15%から20%の金利で精算し直すことなどにより多くの被害者が救済されているわけであり、市民の福祉を守るために、多重債務被害者を生む現状を変える必要があります。

現在、国会や政府機関でグレーゾーン廃止に向けた議論も行われておりますけれども、一方で、貸し金業者からは、政府・与党などに対して利息制限法の上限金利を引き上げよという根強い圧力もかけられておりました、報道によりますとですけれども、予断が許されない状況ではないかというふうに思われます。

多重債務による被害者を出さないために、金融の上限金利を利息制限法金利とし、グレーゾーン、灰色金利を廃止する意見書を出すということがこの山県市民からも求められているというふうに考えます。請願項目の上限金利の引き下げとグレーゾーン廃止に加え、現在の利息制限法、上限金利の引き上げを行わないことを盛り込んだ意見書の提出を私は提案したいと思いますけれども、まずはこの請願採択をすべきだということで、以上、賛成の討論といたします。

議長（久保田 均君） 以上で、中田静枝君の討論を終わります。

以上で、発言通告書による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

最初に反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 賛成討論。

寺町知正君。

13番（寺町知正君） 請願2号、請願3号について賛成の立場で討論いたします。

私、紹介議員という立場でこの議場で説明いたしましたので、ごく簡潔にしますけれども、まず請願2号についてですけれども、今回の事件に関して、市の説明責任が足りないということ、あるいは、職員のこういったことが起きたときに公表する制度にまだ非常に欠陥、問題点があるということもわかってきました。それから、この議場では執行者側から、倫理の制度について今後検討していきたいというような答弁もありました。

そういったことを考えたとき、議会としてこの種の請願を採択し、新しいものを考えていく、それこそ必要な時期であろうというふうに考えます。もしここで議会がこういった請願をけた場合には、執行者との乖離も生ずるということからも、ぜひ採択すべきだというふうに考えます。

それから、請願第3号の金利の問題ですけれども、先日24日に私は名古屋でこの種の集まりに行ってきました。その冒頭に、自民党の衆議院のこの関係の議員からもあいさつがありましたけれども、たまたま当日の朝、朝日新聞が、自民党が引き下げの方向を決めたという報道があったけれども、実はそうではないと、非常に厳しい状況にもある、そういった意味で、皆さんがいろんな行動をしてほしいという話もありました。そういった意味でも、決して金利引き下げが国民の願いの方向にあるわけではないという状況であります。そういった意味で、地方議会がそれぞれ意見書を採択し、意思表示をしていく、それが非常に重要であると、そんな状況だというふうに考えます。

そういった意味でも、採択が必要であろうというふうに考え、討論といたします。
議長（久保田 均君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、議第73号から請願第3号までの討論を終結いたします。

日程第4 採決

議長（久保田 均君） 日程第4、採決。

ただいまから、議第73号から請願第3号までの採決を行います。

議第73号 山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第74号 山県市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第75号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第76号 政治倫理の確立のための山県市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例について。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第77号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第78号 山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第79号 山県市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第80号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第81号 山県市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第82号 平成18年度山県市一般会計補正予算（第2号）。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第83号 平成18年度山県市老人保健特別会計補正予算（第1号）。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第84号 平成18年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算（第1号）。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

た。

議第85号 市道路線の認定について。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は認定であります。報告どおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定しました。

議第86号 市道路線の変更について。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は認定であります。報告どおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定しました。

議第87号 訴訟の提起について。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第88号 山県市公共下水道高富浄化センター（仮称）の建設工事委託に関する協定の締結について。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

発議第4号 山県市議会委員会条例の一部を改正する条例について。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

請願第2号 山口市における不祥事根絶のための措置を求める請願について。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は不採択であります。本案を原案のとおり採択することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議がありますので、本案を原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（久保田 均君） お座りください。起立少数であります。よって、本案は不採択とすることに決定をいたしました。

請願第3号 出資法の上限金利の引き下げを求める意見書提出の請願について。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は採択であります。本案を原案のとおり採択することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議がありますので、本案を原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（久保田 均君） しばらく待ってください。そのまま。

お座りください。起立少数であります。よって、本案は不採択とすることに決定をいたしました。

日程第5 議会運営委員会・特別委員会中間報告について

議長（久保田 均君） 日程第5 議会運営委員会・特別委員会中間報告についてを議題といたします。

議会運営委員会、環境保全対策特別委員会、東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会に付託中の案件について、中間報告をしたいとの申し出がありますので、お諮りをいたします。

本件は申し出のとおり報告を受けることにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、それぞれの委員長から報告を受けることに決定いたしました。

最初に、議会運営委員長 藤根圓六君。

議会運営委員会委員長（藤根圓六君） ただいま議長に発言の許可をいただきましたので、議会運営委員会の委員長報告をさせていただきます。

本委員会は、平成18年6月1日、委員5名と議長、執行者の出席を求めまして、開催いたしました。

審議事項につきましては、平成18年第2回定例会の提出予定議案の報告案件4件、条例案件10件、予算案件3件、契約案件1件、議員提案1件、その他案件3件、陳情3件について審議をいたしました。

議員提案は議会運営委員会より提案し、報告案件及び山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の特例を定める条例以外の案件は、所管の常任委員会に付託して審議をしていただくこととし、陳情3件については採択しないことを決定しました。

また、議会報につきましては継続審査となっておりますが、一部内容を議会報編集委員会で検討していただき、従来どおり発行していくことといたしました。

以上をもって、議会運営委員会委員長報告といたします。

議長（久保田 均君） 御苦労さまでした。議会運営委員長の中間報告が終わりました。

次に、環境保全対策特別委員長 村瀬隆彦君。

環境保全対策特別委員会委員長（村瀬隆彦君） 環境保全対策特別委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、去る6月5日午後1時より、第2委員会室において、委員9名と、執行者側からは、所管する部長、課長の出席を求め開催いたしました。

本委員会は最初に、過去2年間の審議の経過の報告をいただき、ごみ処理場では、平成22年4月以降の山県市民から出るごみを処理するための確実な計画の推進、畜産環境では、畜産業の将来の指針について質疑、質問を行いました。

当委員会といたしましては、特別委員会設置目的であります、ごみ処理及び畜産環境対策に対する調査研究を行い、生活環境の保全を図る必要があり、今後においても継続していくべきであるとの結論に達しましたので、継続審査をすることを希望し、委員長報告といたします。

議長（久保田 均君） 御苦労さまでした。環境保全対策特別委員長の中間報告が終わりました。

次に、東海環状及び幹線道路整備促進特別委員長 谷村松男君。

東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会委員長（谷村松男君） ただいま議長の許可をいただきましたので、東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会の中間報告を行います。

去る6月5日、東海環状及び幹線道路整備促進特別委員11名全員の出席のもと、所管の基盤整備部長、所管課長、担当者の出席を求め、東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会を開催いたしました。

まず、所管課長より現在の進捗状況について説明がありました。その内容は次のとおりであります。

東海環状自動車道の東深瀬地内の2,500メートルについては、今年2月に中心ぐいの設置が完了しているが、鳥羽川より西の西深瀬地内については、共有権トラスト運動、不売不測運動が展開されており、中心ぐいの設置ができておりません。したがって、インターからインターまでの中心線が設置されないと、地形測量、設計、幅ぐい打ちといった作業に入れません。ということで、その後の作業は進んでいないということでございます。

国道256号バイパスについては、主要地方道関・本巢線から三田又川までが現在工事中で、ことし7月末工事完了予定であり、8月上旬に一部供用開始となります。三田又川から農免道路に向けての間は、境界立ち会い、買収単価の説明会、用地交渉と逐次進められている状況でございます。

なお、国道256号バイパスの一部供用開始に伴い、庁舎周辺の経路が変更となり、市役所前の道路を東進してバイパスで左折はできるものの、右折は、南進の方でございますが、中央分離帯があって右折ができないということでありました。

国道418号線は、中洞地区1.8キロメートル区間で整備を重点的に進めており、中洞地区が完了すれば、畑野地内の用地買収及び工事を順次進める。水棚地区は、保安林解除後本格的に工事を実施する、こんな予定であるという説明がありました。

岐阜美山線につきましては、現在平地区で残工事区間の1.4キロメートルで工事が進められております。これが終わりますと道路はほとんど完成するわけですが、平成19年度以降に、向井2号橋の上部工、それから平井トンネルの照明・防災設備工、全線の舗装工を実施して、早期完成に向けて現在工事が進められておるところでございます。

以上、東海環状及び幹線道路の整備状況の説明を聞いた後、質疑に入り、東海環状自動車道の問題点の共有トラスト運動、不売不測運動の解決策について活発な意見交換がありました。その中で、市長を初め市の幹部の方には問題解決に努力をしていただいているところですが、より一層誠意を持って話し合いに臨み、早期解決に向けた努力をしてほしいとの要望もありました。本委員会としても、当事者を呼んで話を聞くなど、問題解決に向けた議論をしていくことで一致いたしました。

当委員会は、特別委員会の設置目的であります東海環状及び幹線道路整備促進に対する調査研究を継続して行い、事業促進を図る必要から、今後も継続していくべきであるとの結論に達しましたので、継続審査とすることを希望し、委員長報告といたします。議長（久保田 均君） 御苦労さまでした。東海環状及び幹線道路整備促進特別委員長の間接報告が終わりました。

日程第6 質疑

議長（久保田 均君） 次に、日程第6、質疑に入ります。

議会運営委員会委員長及び特別委員会委員長報告についての質疑を行います。

発言をどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 発言もないようですので、質疑を終結いたします。

日程第7 閉会中の継続審査・調査について

議長（久保田 均君） 日程第7、閉会中の継続審査・調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、目下、委員会において審査中の事件について、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申し出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

総務委員長から、所管事務のうち、会議規則第104条の規定によって、お手元にお配りをいたしました所管事務調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

文教厚生委員長から、所管事務のうち、会議規則第104条の規定によって、お手元にお

配りをいたしました所管事務調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

環境保全対策特別委員長から、目下、委員会において審査中の事件について、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申し出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

東海環状及び幹線道路整備促進特別委員長から、目下、委員会において審査中の事件について、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申し出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

議長（久保田 均君） これをもちまして、本日の議事日程はすべて議了いたしました。

これにて会議を閉じます。

会期中、皆様方の格別の御協力に対し、心から感謝を申し上げます。提案されました全議案につきまして、慎重に御審議、御決定を賜り、まことにありがとうございました。

これにて平成18年第2回山県市議会定例会を閉会といたします。長期間、大変御苦勞さまでございました。ありがとうございました。

午前10時40分閉会

地方自治法第129条の規定によりここに署名する。

山県市議会議長 久保田 均

5 番 議 員 田 垣 隆 司

19 番 議 員 小 森 英 明